

総務市民文教委員会記録

(平成25年10月10日、11日、15日)

1. 教育委員会関係分

(1) 付託事件審査

①追加認定第4号 平成24年度光市一般会計歳入歳出決算について (教育委員会所管分)

説 明：原田教育総務課長 ～別紙説明書のとおり

質 疑

○森戸委員

主要施策の成果の196ページについてお尋ねをいたします。

先進地の視察研修で196ページに書かれておられるようなところに行っているんですけども、小中連携、小中一貫校を視察しています。また、施設の適正配置、適正規模はどうなのかということと、通学区域の弾力化について視察をされておられますが、視察をされてどうだったのか、それをどういうふうに現状役立てているのかをお知らせください。

○原田教育総務課長

ただいま御質問の視察につきましては、教育委員の視察研修であります。ただいまおっしゃられたいずれのテーマにつきましても、教育委員会会議で本市の施策等に対し、教育委員から御意見をいただく分野であり、そのための資料や情報として教育委員にとって有益な視察であると判断しており、教育委員会会議等での御意見を賜ること等について生かされていると考えております。

○森戸委員

意見を賜ることに生かされているのはわかるんですが、それを通じて教育委員会事務局としてはどういうふうにも、生かしたんですか。

○石丸学校教育課長

25年度、今年度は小中連携教育推進ということで、小中学校の校長が集まっての小中連絡協議会とか、こういったものを開催しております。

その中でこういう呉市の成果でありますとか、そういったものを紹介して、また、教育開発研究所の教育実践部会ではそういった呉市の取り組みなどを参考にしながら、小中の円滑な接続を意識した指導方法、教材等の研究、こういったものを進めております。

○森戸委員

わかりました。

適正配置とか適正規模、通学区域等についてはいかがですか。

○原田教育総務課長

呉市にまいりまして、呉市のいろんな資料等いただきました。呉市は、学校の統合基本方針という形で方針を策定されて進められたという経緯がございます。そのあたりの資料、情報等をいただいて、ただいま教育委員会会議等を通して事務局と教育委員の間で学校の適正規模、あるいは適正配置等について協議を進めておるとい形でございます。

○森戸委員

そこまで言われましたので、その協議を進めてる部分について、どんな感じなのかももう少し詳しくお願いします。

○原田教育総務課長

ただいま、まだ未確定の部分が非常に多くございまして、現時点でのその内容についての発言は差し控えさせていただくと助かります。

○森戸委員

わかりました。せっかく行かれたんですから、考えなり含めておまとめをいただきたいと思います。

説 明：原田教育総務課長 ～別紙説明書のとおり

質 疑

○森戸委員

まず主要施策の成果からお尋ねをいたします。

○委員長

ページ数をお願いします。

○森戸委員

202ページの小学校管理事務費の中で、学校医、学校歯科医、学校薬剤師の報酬が書かれているんですが、これ大体、これだけのお医者さんがいらっしゃるんですけども、学校医、歯科医、薬剤師、それぞれ年間どのぐらいお支払いになられているんですか。内訳がわかれば教えてください。

○原田教育総務課長

まず最初に、報酬のちょっと仕組みについて申し上げたいと思うんですが。3つ区分がありまして、内科が1つ、耳鼻科、眼科、歯科がひとつくくり、あと薬剤師と、3区分あります。

それぞれ、光市非常勤職員の報酬等に関する規則で規程しております。内科の場合は、基本額が学校割になるんですが、1校当たり20万9,920円、児童生徒割が——学校によって児童生徒の数が異なりますんで、学校によって変わるんですが、人員割が1人当たり330円、健康相談料が8万4,340円に児童生徒数割の320円を加えた額、職員健康診断料が1人当たり2,700円、就学児の健康診断料が1人当たり2,700円——これは小学校だけです。基本的にはこういう形で決まっております。内科については。

耳鼻科、眼科、歯科については、基本額は学校割は同額の20万9,920円、児童生徒割も同額の330円であります。健康相談料が、これが定額の2万2,090円、就学児健康診断料は同額の2,700円でございます。職員の健康診断料は、これはございません。

薬剤師につきましては、学校割しかこれはございませんので、1校当たり10万4,960円という形でございます。

ただ、1校に対して2人学校医がおられるところもありますので、その場合は人員割は分けるという形になりますので、なかなか1人当たりのとおっしゃられましても上下がございます。

○森戸委員

よくわかりました。今の非常勤職員等の報酬にのっとってきちんと計算されておられますね。そこが知りたいだけです。

○原田教育総務課長

おっしゃられるとおりで、非常勤職員の報酬等に関する規則、これは例規集にも記載しておりますが、それのとおりで計算しております。

○森戸委員

その下の定期健康診断の結果、アレルギー性鼻炎とかう歯等々がございますけれど、こういったものに対するの指導、そういうものはどういうふうにやられていらっしゃるんですか。

○石丸学校教育課長

う歯については、有無にかかわらず虫歯予防、あるいはその後のケア、こういったことの指導の意味から、全児童生徒に結果を通知していると。それからアレルギー性鼻炎等の指導についてはその子のアレルギーの状況、学校医の判断でその程度に応じて保護者に通知していると、こういうふうに把握しております。

○森戸委員

わかりました。

それと、204ページで図書購入がございまして。これ、毎年この程度の冊数を買われていらっしゃるんですが、年次的にどんどん買っていくと相当な量が各学校に行くと思うんですけど、廃棄をされる基準とか、買われた分は全て学校にあるんですか。

○原田教育総務課長

購入されたものについては学校にございまして。ただ、年次的に傷んだり、例えば統計数値等が古くなって新しいものに買いかえたりするものがございまして。そういう部分については、学校のほうで司書教諭と図書指導員というのを設置しておりますので、図書指導員が協議をしながら、最終的には教頭先生、校長先生の権限で廃棄しておるという形で、それは増加もありますし、幾らか年度的に減少している部分もあります。

○森戸委員

はい、わかりました。

次に205ページの就学援助事業、ちょっと今聞き漏らしたところもあるんですけども、支給の基準を少し教えていただけます。年収等も含めての部分があると思いますので。

○原田教育総務課長

基本的に生活保護基準を基本としておりまして、これの1.3倍を基準としております。生活保護基準を基本として1.3倍、大体本市の場合はずっとこの1.3倍ということで、ここ数年はそこが基準値になっております。

○森戸委員

はい、わかりました。

よく聞く話なんですけど、1年生で新入生になられて、2年と上がっていくんですけど、この生徒自体知らなかったみたいなことをよく聞くんですけど、周知といいますか、その辺はどういうふうに行われているんですか。

○原田教育総務課長

市の場合は、全世帯に行く広報が最大の周知媒体として私も判断しておるんですが、2月と4月、2回広報に記載しております。

○森戸委員

そういう形でもそういう声を聞きますので、もうちょっとその辺のところ、御健闘をいただけませんか。お知らせをするという意味合いでの部分ですけど。

○原田教育総務課長

周知方法については、そういう声があるということであれば、また工夫をさせていただけたらと思っております。

○森戸委員

はい、わかりました。

それと、ちょっとページ1枚戻りますけれども、主要施策の成果の204ページの中に理科教材の整備がございます。24年度はかなり、4倍増というような形なんですけど、これはどういう理由でございますでしょうか。

○原田教育総務課長

理科教材の整備に、国の補助金を使う整備と——それは一定額にならないと補助金が使えませんので、使わないで少額のものを買うのと二通りあるんですが、24年度は国の補助金を使いましたので、額が伸びておるということです。

基本的には2年に1回程度、国の補助金の理科振興備品の補助金の制度を使うような形をとっております。

○森戸委員

はい、わかりました。それと中学校の理科も4倍増ぐらいしていますので、そういう理由だと思いますので、聞きませんけれども。

その次に、決算書の185ページ、光市学校保健会補助金というものがございます。補助金の使途と学校保健会全体の決算というのはどのぐらいの額になるんですか。それを聞きましょうか。

○原田教育総務課長

24年度の補助金ですので、24年度に関して申し上げますと、基本的に通常年度であればこの補助金だけで運営される団体であります。

24年度の補助金の申請資料についております23年度の決算で申し上げますと、23年度には市の補助金と、あとこれは数年に一度あるかないかの話なんですけど、県の山口県学校保健研究大会用の助成金の10万円をもらっておりますので、合わせて約25万円の予算規模であります。

支出のほうは、会議費が1万円程度、研修費が10万円程度、事業費が同じく11万円ぐらいというような形で支出しております。研修費って申し上げますのは、ほかの団体が研修しているところに参加するための費用とかでありまして、事業費のほうは自分たちのほうで研修するために講師を招聘したりするための費用とか、その活動費というのが主なものでございます。

○森戸委員

毎年繰り越しとかってというのは出てますか。次年度に繰り越しお金ってというのはどのぐらいありますか。

○原田教育総務課長

23年度の決算で申し上げますと、繰越金が22から23年に繰り越したのが3,800円です。

○森戸委員

はい、わかりました。その程度なら許容範囲だろうと思います。

その下の光市校長教頭会補助金、これも同じように補助金の使途と会議自体の決算はどのぐらいなのか、お知らせください。

○原田教育総務課長

24年度の補助金でございますが、65万円支出しております、市のほうから。

会の予算といたしましては、個人の負担金、それぞれの校長先生、教頭先生が負担されているものが95万3,800円、合わせて160万3,800円が予算規模でございます。これは24年度についております資料ですので、23年度決算額で今申しております。

支出のほうにつきましては、県の校長会、教頭会等の負担金が約95万円で、校長会、教頭会の事務局に対する事務局費が43万円、残りの22万円程度が研修事業費という形でございます。

○森戸委員

ちょっとわからないのが、このまた光市校長教頭会の補助金でこの会がありますよね。この会の中から、また県の今負担金が65万円もあるといたしましたが、またさらにこれから県にお金を、負担金を預けるんですか。

○原田教育総務課長

県の会の負担金として支払っております。

○森戸委員

先生らの個人のが95万円入ってますから、個人が個人をどう使おうがいいんだろうと思うんですが、光市として補助するお金自体は、それに使われていたとしたら私はどうかと思うんですけれど、補助金の目的といいますか、それは目的どおりにこの会は使っているのかどうか、その辺をちょっとチェックしたいんでもう一回お願いします。

○原田教育総務課長

先ほど申し上げましたように、研修事業費という形で校長先生、教頭先生、みずからのスキルアップ等も含めて研修を開かれたり、情報交換会を定期的に行われたりされておりますので、そういう部分について使途されている部分はあると判断しております。

○森戸委員

はい、わかりました。そういう判断であれば了解をいたしました。

186ページの中に、小学校費の中で光熱水費がございます。これ3,000万円、中学校でいうと1,700余万円ぐらいありまして、環境部が光熱水費等について、以前フィフテ

イ・フィフティプランというものを導入を20年から23年、3年間3セットの部分でやりました。そのプランを導入して光熱水費をカットをした努力、成果として、学校に対して予算が配分されたという事例がございました。

もうこの制度は終わってますけれども、私はその仕組みは効果があったと思うんですが、今はこれももう終わっているということで、7,000万円が高いか安い、考え方にもよるだろうと思いますが、光市の経営状況からすると自由に使えるお金っていうのは非常に少のうございますので、こういった光熱水費の部分については、やはり目を光らせていくべきだろうと思います。

教育委員会として、この制度に関してはどういうふう感じてらっしゃったのかをちょっとお聞かせいただけたらと思います。

○原田教育総務課長

導入当初は、環境セクションと財政、教育で協議しながら、児童生徒の啓発をメインに、主な目的として、事業を3年のサンセットを始めましょうと、啓発事業ですから3年でやりましょうという形でまず始めました。1年目はだめでした。2年目、浮いた財源を原資にして23年度、学校に配分しております。3年目もだめでした。ですから24年度ありません。

そういう中で、啓発的な効果は非常に認められたと判断しております。ただし、どうしてもこの原資が生まれるかどうかによって、配当があるかないか、配分があるかないかが決まります。ところが、始めましてから原資に対する——原資ですから、結局使用料金です。使用料金に対する変動要因の一番大きなものが、電気でいえば燃料調整費、要は最終的には中電の場合は原発の比率がすごい低いんで、LNGとか石油、石炭、火力になりますんで、これらの国際価格が変動することによって、燃料調整費分の変動が御存じのようになりますので、それがすごい大きな要因になってるっていう部分が、これはどうしてもそれを、原資を使って翌年度配当ということになりますんで避けられない部分ですが、そういう部分があって、第2期が予算的には額が下がったにもかかわらず、第2期は基準年度と比べてはCO₂の排出量は増加してるんです。そういう矛盾が生じてるという部分も確かにありました。

だから、使用量はふえてるんです。使用量はふえてるけど、使用料金は下がってると。その結果、原資ができて23年度は配当ができましたという、制度的には原資があれば配当をするっていう要領で仕組みをつくってましたので配当しましたという部分があって、その辺も踏まえて、3年間で一定の啓発、学校は力を入れて取り組んでいただきましたんで児童生徒に対する啓発効果はあったものと判断して、3年で一定の効果があって、特に最初始めたときに3年3セットでやりましょうということを覆すまでの大きな環境的な要因とかいうのはないという判断して、3年でサンセットとしたという形です。

○森戸委員

価格の高騰の差がありますから、なかなかわかりにくいというのがありますでしょうし、光熱水費の変化、それもなかなかわかりにくいだろうなという理解は、今ので大体

わかりましたので、これが終わってその時点では力を入れていたのに、「これが終わったからもうやらないよ」ということになると思ってしまうので、その辺のところは、これが終わった以降の部分についてはいかがですか。

○原田教育総務課長

光熱水費については、毎月の伝票ごとにそれぞれ確認してまして、特に一番無駄な水漏れとかもありますんで、そういう部分はきちんと確認しております。

ただ1点だけ、例えば気候によって、暖冬だったらラッキーですとか、そういう変動要因もありますので、なかなか一律にという部分はちょっと厳しいところもあります。

○委員長

森戸委員、質疑の数によっては休憩したいと思えますがいかがでしょうか。

休憩に入りますのでよろしくお願いいたします。

○森戸委員

はい。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 休 憩 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・

○森戸委員

小学校費に当たるのかどうかわかりませんが、小中学校の先生についてお尋ねをいたしたいと思えます。このどこのページにも載ってないので。

先ほど、教育委員さんの研修はあったんですが、教職員の研修はどのようになっているのか。というのが、教育委員会じゃなくて市の職員の研修内容っていうのは主要施策の成果に載ってるんですけど、先生方の研修っていうのはどこにも載ってないんです。どういうふうな研修をしておられるのかっていうのをお尋ねしたいと思えます。

なぜかという、各学校で担任としてなかなか厳しい、成立をしてないという線というものがたまに出てくるんですけども、事実24年度にもある小学校でございました。そういう研修体制はどういうふうになっているのかということと、それに関連して、先生が悩みを相談をしたりするっていう制度というんですか、そういうものがございます。ここで聞いていいのかどうかわかりませんが。

○石丸学校教育課長

失礼します。教職員の研修につきましては、1つは県教委が主催するものが複数ございます。さまざまな研修があるということ。それから市も、1つは市教研という先生方が各教科ごと、あるいは生徒指導とか部会でつくっておられる組織がございまして、その研修がございます。それから、市教委が主催している研修会もございます。そういったものがあって、ただ予算的に特に出ておりませんのでここには載らないということ。

それから先ほど言われました、さまざまな課題を学級等で抱える場合ですけれども、ひとつはそういうために、今、市の施策の中ではひかりっ子サポーターでありますとか、ひかりっ子コーディネーターであるとか、そういったものがありまして、要するにそういった、ひとつはそういうさまざまな形で支援を入れていると。

それから、緊急に起こった場合、そういった場合につきましては学校のほうから相談がありまして、指導主事をすぐ派遣するようにしております。その中で状況を見まして、指導主事が例えば担任の先生の話聞きながらいろいろな助言をして、今後の作戦を考えていきます。それから、ケースによってはスクールソーシャルワーカーであるとか、スクールカウンセラー、こういった外部の人材も派遣、これは予算化しているものがありますから、そういったもので派遣して支援をしております。

それから、先生方の相談に関しまして、だから今、ちょっと以前と変わっておりますのは、指導主事の学校担当制というのをやっております、指導主事は皆それぞれ担当する学校を決めております。私も課長ですけど、浅江小中学校の担当ということで。その担当の学校については、非常に頻繁に行っております。これはもう昔に比べると非常に高い頻度だと思います。そういった形で学校に行つて授業を見る、あるいは校長先生、管理職の話聞く中で課題状況を把握し、そして支援が必要であればすぐ行くということで。要するに、昔に比べると非常に学校に事務局が入る頻度がふえている。その中で先生方のそういう状況を把握して対応しているということ。

それから、併せて学校訪問というのも、今ほとんど全体会つていうのは挨拶程度で、すぐ授業を見た後の部会の会は、情報交換会は少人数でやっております。額年単位のものであるとか。ですから、多くて四、五人、二人とかいうのもあります。小さい学校であれば。そこに指導主事、私も入つて部会の中で話をしますから、ほんとにフェース・トゥ・フェースで学級の状況を聞き、先生も少人数ですから自分の課題をストレートに相談されます。

ですから、そういった形で支援をしてるということでございます。

○森戸委員

わかりました。個人的な相談体制といいますか、窓口というか、先生に対する相談窓口はあるようでない、ないけれども今の体制の中で悩みも含めて聞いているようなことの理解でいいですか。

○石丸学校教育課長

いろんなハラスメントでありますとか、メンタルのこういったものについては、まず校長がきちんと把握するような体制になっておりますので、それは指定して指示しております。必ず、今個々の教職員と面談を年何回かするようになっておりますから、その中でも把握できるということになっております。

○森戸委員

わかりました。そういうふうな状況がありながらも、結局は顕在化をしておりますので、

現実として。ですから、その仕組みだけでは十分ではないのかと私は思います。結果としてそういうふうに起きてるからそういうふうに言うんですけど。

ですので、先生自体も面と向かって言えないようなときもあるのかなとも思いますので、心療内科の先生とか、そういったところに相談もできるんですかね。できるんですよ。スクールカウンセラーは生徒だけではないんですよ。

○委員長

森戸委員。今発言されてる、関連の質問でありますけれど、決算委員会の質疑に遡行してるかどうかということで、しっかりと。そういう部分は、今の質問はいかがでしょうか。

○森戸委員

予算にも載っていないけれどもそういう体制はあるというふうにおっしゃったんです。小中学校の先生について、直接聞いているんです。24年度にはそういうことがあったのというふうに聞き方をしていると思うんですけど、それが外れてますか。

○石丸学校教育課長

ですから、教職員がいろいろ悩むというのは、あくまでも業務にかかわることですから、業務のサポートをするという部分での支援です。これが先生方の抱えておられる課題の解決になるわけで。そうしますと、授業がうまくいかないとか、子供との関係がうまくいかないとか、保護者との関係がうまくいかないとか、そういったものに関して具体的な支援をする体制がいます。そこについて指導主事がおりますし、それからスクールソーシャルワーカー、それからスクールカウンセラーがいるということで、そういった形でサポートをしているということでございます。

○森戸委員

はい、わかりました。

決算の参考資料についてお尋ねをいたします。25ページの教育振興費、剣道防具セットの入札についてお尋ねします。

教育振興ですから、この場でよろしいかと思うんですけども、落札率が29.6%となった理由を教えてください。

○原田教育総務課長

まず入札に関して、予定価格を設定いたします。そのときに予定価格を設定するのに基準としたものが、カタログ価格ですが単価4万8,000円のもので予定価格を、4万8,000円から若干当然下がりますので、それを加味してそこに書いてありますとおり312万円の予定価格を設定しております。

落札価格は92万2,080円でございますが、入札でございますので仕様書に書いてある仕様を満たしておれば、同等品は可としております。ただし、とんでもない劣悪な同等

品というのを排除するために、今申し上げました4万8,000円のカatalog価格、これよりはカatalog価格が額の上の物を同等品として認めておりますので、落札された単価については、カatalog価格は4万9,000円でございます。

○森戸委員

もう1回聞きますけど、312万円の内訳を教えてください。単価をどれぐらいか設定……。これ全部じゃない、1着の値段なんですか。

○原田教育総務課長

312万円の内訳は、単価が3万9,000円です。カatalog価格4万8,000円のを3万9,000円で設定して入札を執行したということです。

○森戸委員

これ何着分なんですか。何着というか何セットなんですか。

○原田教育総務課長

80でございます。

○森戸委員

その3万9,000円の部分の設定というのが適正なのかどうかというところが、今のお話では判断できないんですけど、もうちょっと教えてください。

○原田教育総務課長

4万8,000円のを312万円ですので3万9,000円です。4万8,000円のを8割弱ぐらいで予定価格を設定したということです。

○森戸委員

あまりにも入札の単価と開きがありすぎるので、1つは品質はどうかというところに問題がないかということをお尋ねしたいのと、予定価格を設定するときに設定の仕方がこれでいいのかという2点をもう一度お尋ねします。

○原田教育総務課長

通常、備品的なものについては大体8割、よく引かれても7割5分ぐらいというような、物を購入するときに実態がありますので、その辺を加味しての部分であります。

○森戸委員

今、聞きながら笑いよったんですけども。その8割が適正な予定価格を算定するときに適正なラインだと自信を持って言えるかどうか。聞いておきましょう。

○原田教育総務課長

設計書に基づいて予定価格は入れられるわけですから、所管としては最初設計するわけですから、その設計については、この手のものについては8割は適正とっております。

○森戸委員

それと品質のことについて聞いたと思いますが。

○原田教育総務課長

同等品については、入札の前に業者のほうから、これ同等品で認めてもらえるかどうかという照会があります。そのときに金額的なものとか、カタログによるものとか、カタログ値等を加味しながら、今回の場合はそれは同等品として認めるという形で回答しております。

○森戸委員

わかりました。品質は大丈夫なんだとは自信を持って言っておられますので、理解をいたしましょう。

ひとつ言えるのは、これだけの差が出ると、やっぱり予定価格をきちんと設定するかしないかで、結局予算を立てられて財政のほうに言われるでしょうから、結局はその分の予算、本来なら、これだったら200万円ぐらい差が出てるわけですから、ほかに回せるところがあったはずなんです。どっかにしわ寄せがきてるんじゃないかと思っておりますので、予定価格の設定の仕方はもう少し工夫が必要なのかなということを指摘をしておきたいと思っております。その工夫の仕方については、現状では私アイデアがありませんけれども、もう少し厳しく、予定価格について設定をしていただきたいという願いをしておきます。

○森重副市長

ただいま議員のほうから予定価格についてのお話ありがとうございましたので、総括的にちょっと御答弁をさせていただいたほうがいいかと思っております。

あくまで、物品については各議員御案内のとおり、まず設計をいたしまして、設計金額から予定価格を算出するわけでございます。その設計については、特に物品については、御案内のとおり自由競争社会の中で、何が適切な金額かというのがなかなか測りかねております。また、定価が示されておるものもあれば、今オープン価格になっておるものもありますので、そういったことを加味しながらそれぞれの課において、入札を参加をされない事業者から見積り等々を取りまして、それに基づいて実は設計価格を算出しているのが現状でございます。

そうした中で、物品については議員御案内のとおり、最低制限価格もございませんので、あとは自由競争にしていまいます。ですから、あくまで予算の算出については、あくまで定価ベース、もしくは先ほど課長が数字を申し上げましたが、それが適切かどうか

かは別にいたしましても、一定の根拠を持ってまず予算を積算し、その後設計をし、設計価格については、先ほど私が申し上げたとおり、適切に市として算出した結果がこういった入札の結果になっておるといふことで御理解をいただければと存じます。

以上でございます。

○森戸委員

了解をいたしました。

26ページの同じ学校管理費のAEDのバッテリーがございます。これは、どのぐらいの頻度で変えるのかということ、まずお尋ねします。

○原田教育総務課長

確か4年だったと記憶しております。

○森戸委員

この入札で何個なんですか。

○原田教育総務課長

各学校1つですので、16でございます。

○森戸委員

わかりました。では、今回でまるごと皆かえたという理解になりますね。わかりました。

ちなみにこれ、AEDは各学校で使われたという事例のようなものがございます。

○原田教育総務課長

正確には記憶しておりませんが、私の記憶の中ではありません。

○森戸委員

わかりました。了解をいたしました。

それと最後に、この小中学校費の中で委託されてるもので、物品等いろいろございませぬけれども、入札と随契の境目、確か80万円ぐらいだったですか、基準が、その中でまだ随契になっているものが小中学校費の中でございますか。

○原田教育総務課長

数字的にラインを越えているかどうかというのはちょっと自信がないんですが、例えば浄化槽の処理なんかは、これはもう業者が地域によって決まっておりますので、そのあたりは随意契約となっております。

○森戸委員

地域によって決まっているというのと、複数社ないからということですか。地域で。

○原田教育総務課長

おっしゃられるとおりです。

○森戸委員

わかりました。例えば187ページの浄化槽の清掃、維持管理委託、このことだろうと思いますけれど、この金額をするに当たっては随契ですから、当然何社か複数の見積りは取ってらっしゃいますか。

○原田教育総務課長

学校が設置してある地域を担当している業者の見積りを取っているという形です。

○森戸委員

いやいや、1社からの見積りじゃ、チェックにならないじゃないですか。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・休憩・・・・・・・・・・・・・・・・

○原田教育総務課長

議員御存じのように、浄化槽については処理業者が地域で決まっておりますので、決まっておる業者の見積りを取っての判断という形になっております。

○森戸委員

そうかそうか。光市と大和に1社ずつですから、競争があるようでないか。そういうことですか。なるほど。それは環境の問題になるか、深く突っ込むと。ちょっと一旦この問題はまた後にしましょう。これで私は終わります。

○森重委員

じゃ、済みません。ここでは2点、ちょっと質問をさせていただきます。

まず、204ページの小学校外国語活動支援事業についてちょっとお伺いをいたします。いいですか。主要施策204です。

光市では、全ての小学校で年間35時間、ALTを活用され、今後のグローバル化に向けた教育を実践されているわけですが、この英語教育は近隣の自治体での取り組みはどの程度のものになっているのか、対比をされたことがあるかどうか。そこをお聞きしてみたいです。

○石丸学校教育課長

特に近隣との比較を行ったことはありません。

○森重委員

特に光の場合は、伊藤公のスピーチコンテストもやっておりますし、周南圏域では、色がつくぐらいにすぐれた、取り組みをぜひ期待したいと思っております。

この事業に対して、効果、成果等の分析も上がっておりますけども、実際に現場の先生方の御意見、そういう生の声をここでお聞きしたいと思っております。

○石丸学校教育課長

3人、動いているんですけれども、小学校の教員からの感想、それから子供たちの感想、いろんな形で把握しております。特に小学校の場合は、英語活動に親しむというところがありますから、文法を教えるとかそういったことではなくて、子供たちがコミュニケーションを好きになるということで、いろんなアクティビティといわれる活動、こういったものをしながら授業を仕組んでいく必要があります。

その意味では、非常にさまざまなそういうプログラムというか、そういったものを3人とも持っておりますし、しかも小学校の教員とのチームティーチングで行いますから、小学校との教員とのチームづくりというか、そこも非常に重要になってまいります。

この3人につきましては、そのあたりで小学校の教員からも非常にいいチームができて、その3人の動きが小学校の教員のお手本になるといいますか、そういった形で機能しているということで、非常に評価が高いネイティブのスピーカーというふうに把握しております。

○森重委員

自然に、小さいころから英語に自然になじんでいくということはとても大事なこともございますし、また、最小の経費で最大の効果を上げていくという部分で、非常に評価される事業ではないかと思っておりますので、今後ぜひよろしくをお願いします。

次に同じく主要施策の205ページ、就学援助事業。ここは小学校かな。208ページには中学校の就学援助が出ております。小学校、児童生徒のことですから、いろいろな社会教育、いろいろな意味でさみしい思いをしないように、また、差がつかないように御配慮、ぜひ慎重に取り組んでいただきたいと思っております。金額的にも、就学援助事業に対しての、国、県の助成はないというふうにお聞きしております。自費でこういうものを賄っておるという事実がございます。

そして、このたびの光市の第2次行政改革大綱実施計画の中に、教育所管のひとつの見直しの一向として、この就学援助事業の見直しは上がっております。

見ますと、やはり修学旅行費、小学校は260万円、そして中学校が700万円とかなり大きな出費を伴うということで、そういう見直しも項目に上がってるんだと思うんですが、このあたりのお考え、また取り組みをお聞きしたいと思っております。

○原田教育総務課長

ただいま就学援助費のなかで修学旅行費のことをおっしゃられました。修学旅行費につきましては、当初補助単価についての制限がございませんでしたものを補助単価、こ

これは24年度からなんです、国の単価に合わせて、小学校のほうは1人当たり2万600円、中学校のほうは5万5,700円を上限とすることで、上限を設けております。

○森重委員

小学校が2万600円と中学校が5万5,700円ということで、今後社会情勢も悪くなって、いろんな諸事情が家庭に起きた場合に、年々人数も伸びてくる可能性もございます。また、行政改革の意味からもこのところは今後注視していくところかなというふうに考えます。

現場におきましては、やはり児童生徒のいろんなそういう社会教育面とか心情的な面等もございますので、しっかり慎重に踏まえながら、この教育所管のひとつの改革の一致、ひとつの部門として慎重に取り組んでいただきたいということを、お願いしておきたいと思います。

○中本委員

それでは1点ほど質問させていただきます。

主要政策の小中学校の耐震化について、ちょっと質問をさせていただきます。

耐震診断の結果、耐震補強をしなければならないということで、計画的に事業が進捗しております。主要政策の成果の203ページに小学校の耐震化が載っております。中学校は207ページということで。小学校については、23年度はこのように室積小学校ほか4校、非常に耐震化率が、実績が79.3%ということで非常に進んでいると。中学校も3校やって、耐震化率が非常にいいという状況です。

生徒、子供たちの安心安全で学べるということは、非常に積極的に耐震化率が進んでいるということは評価をいたします。

したがって、計画的には耐震計画に基づいてやっておられますが、25年度は一応計画的にやろうとしておりますが、今の状況で進捗が非常にいいので、事業年度が早く終わるんじゃないかと思いますが、どういう状況でしょうか。

○原田教育総務課長

ただいま委員がおっしゃられましたように、例えば小学校におきましては、主要施策の成果203ページなんです、予定の75.9%に対して79.3%、中学校のほうで申し上げますと207ページの、予定の90.9%に対して95.5%の実績が24年度末でございます。

これは、工事計画自体は策定しておりますほぼ計画どおりにいっておるのでありますが、耐震診断の過程におきまして、小学校で2棟、中学校で2棟、耐震性が認められたものがありますので、その部分が耐震化率のアップにつながっておるという形です。

ほぼ計画どおりでありますので、現在の予定でありましたら、小学校については26年度末、中学校については25年度末に耐震化が完成する予定であります。

○中本委員

わかりました。そうすると小学校が2棟、中学校が2棟が耐震化は補強はいいという

ことでありますね。したがって、計画どおり進んでいるということで、中学校も25年度で終わり、小学校が26年度で3校で全て終わるということでもありますので、非常に言い状況だというふうに思っております。

したがって、県内の進捗率、光市はどんな状況ですか。

○原田教育総務課長

正確には覚えておりませんが、5番か4番目ぐらいだったと記憶しております。

○中本委員

わかりました。よく理解をいたしましたので、計画どおりよろしく願いをいたします。

○加賀美委員

今のところでちょっと関連してお尋ねしたいんですけども、この24年度に繰越明許が6,640万円出ているわけです。これはどういうところなんでしょうか。

○原田教育総務課長

23年度に財源的に優位なということで、年度末に補正をいただきまして、全額繰り越したものでございます。

○加賀美委員

だから、これは今言うように、24年度、小学校79.3%、中学校95.5%か。これの中には含まれてないというふうに考えてよろしいでしょうか。

○原田教育総務課長

これの中には含まれております。24年度ですから、25年の3月31日現在の耐震化率ですんで。

○加賀美委員

わかりました。

○木村（信）委員

主要施策の202ページ、小学校の学校管理備品購入でございしますが、299万5,000円、43件というふうにあるんですが、中身はどういったものか教えていただけませんか。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 休 憩 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・

○原田教育総務課長

お待たせいたしました。小学校の管理備品の関係ですが、ロッカーとかキャビネット、

あるいは洗濯機とかカーテン、また、児童用の椅子とか机、体重計とか視力検査台とか、ファンヒーターとか、そういうものがございます。

○木村（信）委員

ここに扇風機やファンヒーターなどというふうに書いてあるんでわかるんですが、「児童が安心して学習に集中できる環境を整えました」っていうふうにあるので、これがどういうふうな内訳で、どういう学校にそういったものが配置されているのかなど、素朴な疑問なんですけれども。そこら辺をどういうふうになってるのかということが、ある程度わかればお伝えいただければと思ひまして、質問しました。

○原田教育総務課長

学校での配備状況でございますか。

扇風機等については、詳細には記憶してないんですが、ファンヒーターとか、いわゆる大きい教室なんかブルーヒーターが多いんですが、それについてはかなりの割合で配備されております。

○木村（信）委員

例えば職員室とかではなくて、学校教室にそういうふうな配備をされていこうと、されようとしているのか、それとも、そういった職員室とか事務室とか、そういったところに配備されようとしているのかというのを、お尋ねしたいと思います。

○原田教育総務課長

職員室、事務室はこの手の備品は既に配備されてますんで、教室について、順次進めておるといような形でございます。

○木村（信）委員

児童が安心して学習に集中できるっていうことやから、そうだと思っておりましたけど、各教室に全部配備されようとしているんですか。

○原田教育総務課長

学校によって、地域差に基づく要望差がありますので、そのあたりは学校と協議をしながら、学校が必要とする備品について整備していくという形でございます。

○木村（信）委員

主要施策の206ページ、中学校も同じようなものなんですけれども、なぜこれを質問したかといいますのが、近年のこの異常気象というものが尋常ではないと、そういったことは教育委員会も把握してらっしゃると思うんです。こういった、たまたま扇風機やファンヒーターというふうに出ておりましたので、学習に集中できる環境ということを考えましたら、24年度決算ではありますけど、これをまた26年度の予算に引き続きこれ

を生かしていかなきゃいけない。

そういった中で、児童生徒が今はもう、そういった環境づくりっていうのはほんとに喫緊の課題だと思うんです。そういった中でどれだけの覚悟を持ってこの備品整備に当たられるのか。今、公共施設マネジメントというものもありますし、さまざまな方向性がこれから出るんだろうと思いますが、しっかりとそこら辺の方向性がお有りなのかどうかっていうことを確認しておきたいと思ひまして、お尋ねをいたしました。何かそういったお考えはございますか。

○原田教育総務課長

何次の計画はできておるといふような形ではございませんが、児童生徒が学習に集中できる環境っていうのは大切だと考えておりますので、そのあたりは十分に配慮をしていきたいと思ひております。

○木村（信）委員

終わります。

○四浦委員

手短にいきたいと思ひますが、主要施策について202ページ、並びに中学校のほうですから206ページ。ちょっと202ページを見ながらお聞きしたいんですが。

中段に、児童の定期健康診断結果というのが出ております。先行議員も話されましたが、ちょっと私が疑問に思ふのは、内科医12名の体制があるんですが、この中で内科にかかわる病名はどれに当たるんでしょうか。ちょっと質問が悪いですか。中段の児童定期健康診断結果の中で、内科に当たる病名、どれが何でしょうか。

○原田教育総務課長

内科に該当するものはないと思ひます。

○四浦委員

せっかく内科医の体制は大きな数であるにもかかわらず、そういう疾病というものは、これは206ページの中学校の生徒の場合もないということなんでしょうか。数字でここに表れてないのか、それとも全くゼロなのか。もう一遍お尋ねします。

○原田教育総務課長

まずドクターの数なんですが、これは実人員を上表は示しておりますので、各学校に、例えば眼科医であれば、小学校であれば1名、耳鼻科であれば1名は確実にあります。眼科も耳鼻科も内科もそういう形で対応して、内科だけが複数であるという部分があります。

今おっしゃられた健康診断の結果につきましては、そこに書かれておるといふ形であります。

○四浦委員

眼科、耳鼻科、歯科というものは非常にわかりやすいんですが、内科についてはどういふうなもの、どういう病気を健康診断として見つけるかということなんですが、その病名のテーマというものはどういうところなんでしょうか。

○原田教育総務課長

触診等による内部疾患等だと考えております。

○四浦委員

せっかくの健康診断ですが、血液検査だとかそういうものはやられないんですか。

○原田教育総務課長

児童生徒に対してはありません。

○四浦委員

胃腸、あるいは心臓とか肺とか——肺になるとレントゲンちゅうことになりますが、そういう検査はしているわけではないちゅうことなんです。

○原田教育総務課長

多分おっしゃられるのが、胃であればバリウムとか胃カメラとか、いわゆる成人病のときによくされる手法のもんだと思うんですが、それについてはしていません。

ただ、結核検診については健診表でスクリーニングして、要精密になったものについては精密検査はしております。

○四浦委員

そうしますと、ちょっと角度変わりますが、ここでは児童の定期健康診断結果ということなんですが、決算書の187ページの上から10行目あたり、学校教職員健康診断委託料91万円幾らというふうなものがあります。それから合わせて191ページに、これは中学校に入るんですが、3行目に同じ文言で54万6,000円余りというものがありますが、この定期的な、年に1度かと思いますが、健康診断をやられておりますが、いわゆる教職員に関しては主要施策の成果の中にはうたわれておりませんか。結果は。いかがですか。

○原田教育総務課長

教職員の結果については、おっしゃられるとおり主要施策の中では記載していません。

○四浦委員

「ちょっとされていません」「ああそうですか」というわけにはいきません。文部科

学省が、最近特に精神疾患については教職員の中に急増しているというふうなことから子供と向き合う時間、あるいはそういう重病に教職員がならないためという措置を取っておりますが、私は合点がいかないから聞きますが、文部科学省の方針をかいつまんで、その件については述べられますか。

○原田教育総務課長

現時点で申し上げられるほどの知見を持ち合せておりません。

○四浦委員

「知見を持ち合せておりません」で、「ああそうですか。それは残念ですね」って言って、この議論を終わるわけにもいきませんので。ちょうど委員長にも提案しますが、昼になりましたから、知見を見につけていただきますように提案します。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・・・

○原田教育総務課長

先ほど、四浦委員に対してお答えしました主要施策の成果202ページ及び206ページの児童と生徒の定期健康診断の結果でございますが、これについては、代表的な疾病を年次的推移を考えながら記載しておりますので、件数のごく少ないものについては、これには入っておりません。ですから、これが100%ではございません。訂正させていただきます。

○原田教育総務課長

先ほどから、教職員のお尋ねに関してずっとお尋ねをいただいておりますが、健康診断の項目としては、学校保健安全法及びその規則等で定められておりまして、身長、体重から始まって、最後心電図検査という11項目について、具体的に示されてるものについて、教育委員会として健康診断を行っております。

それと、メンタルヘルスの関係で、文科省の方針的なものを短時間ではあったんですが、ちょっと調べさせていただきました。おっしゃられるのは、多分25年の3月ぐらいに出されました、文科省が設置しております機関、教職員のメンタルヘルス対策検討会議の中での最終まとめなんかが、最新の文科省のスタンスではないかと判断いたしました。

その中で、最終まとめがありますが、現状と課題、あるいは背景について記されておりました、予防的取り組みとか復職支援につきましての内容がふれられておるという状況でありました。

○四浦委員

短時間の調査でありますから、十分な答弁いただけないのは無理もないんですが、もう少し詳しく精査して、文部省が示している最新の指針、それをきちんとつかんだ上で

対応をされるようお願いをしたいと思います。

例えば、これはネットで調べた範囲ではありますが、こういう記事があります。

共同通信社、去年の7月の20日です。タイトルは、学校の調査、見直しをというものが87%。教員の多忙化解消が目的と。教員が学校内の事務作業に追われて、子供と向き合う時間が減っている状況を改善するため、学校に指示、依頼する事務的な調査を2011年度に削減し、見直した都道府県と政令市の教育委員会が87%に登ることが、20日文部省のまとめでわかった。

その指針等、私言いましたけど、各都道府県のどういう取り組みをやっているかというのを文部省のホームページにこれは出ておりますので、詳しいことはあとお知らせしますけれども、相当複雑なんです。フローチャート式にいきまして、まず文部科学省を開いて教育、そして小学校、中学校信頼される学校づくり云々ということで、最後に打ち出されているのが、各都道府県教育委員会の報告なんです。

ですから、都道府県の教育委員会が報告書をまとめるにあたって、都道府県だけではきちんとはつかめないんで、各市、町の教育委員会にも問い合わせがあったと思われま

す。

私が注目したのは、例えば茨城県だとか、九州——我々が11月に視察に行くんですが熊本県だとかいうふうなところなどが注目に値する変化、学校の対応に変化が、教育委員会の対応に変化が出てきているのではなかろうかという思いがいたしました。ちょっと参考にもしていただけたらと思います。

そこで、続いてお尋ねをしますが、では、教職員の健康診断は一応やっているということではありますが、メンタルの、精神的な病については、ここ最近どういう傾向にあるか。これをお尋ねしたいと思います。

○石丸学校教育課長

ここ数年の傾向でございますけれども、病休、広く見た病休をとっている教職員の数が23年度が8名、24年度が8名、25年度が今現時点で3名でございます。これは病休です。広く見た病気です。

その中で精神疾患にかかわるものが23年が2件、24年が3件、今年度が今時点で2件というふうな形でございます。

○四浦委員

聞いてみるもんですね。やっぱ結構な数だと私は思いますけれども。分母は何名になりますか。

○石丸学校教育課長

23年度は厳密な数字ではない。24年度、25年度は308になるかと思えます。

○四浦委員

今の中に具体的なものが上がっていない部分で、流産というのは、そういう統計があ

りますか。

○石丸学校教育課長

ございません。把握しておりません。

○四浦委員

女性の先生は、今300何ぼって言ったその中で、何名いらっしゃいますか。

○石丸学校教育課長

今ちょっと性別までの資料を持ち合せておりません。申しわけないです。

○四浦委員

いやいや、急に尋ねる部分で答えられんのがあるのが当たり前ですから、私は何とも思うつもりませんが。

把握しておりませんと言うのでこれまた気になるんですが、最近、2回続けて流産をしたという先生がいるということを承知しておりませんか。

○酒井学校教育課主幹

私のほうで補足をさせていただきます。

教職員の健康管理につきましては、私のほうが担当でありまして、色々な事務処理等も行っております。その中で、先ほど病気等の中で、女性の職員の中でそういった女性特有のいろんな状況によって流産に近い形のようなものもございました。

○四浦委員

ございましたということですから、非常に大事な課題であります。どのように、個別的にもあるいは全般的にも、どういう対応をされるようになったか、お尋ねします。

○酒井学校教育課主幹

引き続きお答えいたします。

まず、校長会等におきましては、特に女性職員の勤務につきましては十分配慮するようにと、平素から話はしております。また、妊娠等にかかわること、早い段階で管理職のほうに申し出るというようなことで、早い段階でそれを把握して、学校の中で、それから教育委員会も含めて適切な支援ができるような形で進めてまいりたいというふうに思っております。

○四浦委員

メンタルの、精神的な病の方も休職者の中には出てるようではありますが、その精神的な病については、教職員に対してどういう対応をしているか。これを述べてください。

○酒井学校教育課主幹

まず、休職に入る前に基本的には病休を取られる方が多いわけですが、校長等との面談の中で、ちょっといろんな面で悩んでいるというようなことがあった場合、まず、面談の中で解決できるものであればしっかりと話を聞いた中で解決のほうに導いていくと。

また、これは専門家のいろんな支援が必要であろうと思ったときには、早い段階で心療内科等の受診を勧めたり、あるいは今、県のほうの互助会でやっておりますメンタルポケットブック等で、精神科等への早い段階での診断、受診が可能となっておりますので、そちらのほうを勧めております。

○委員長

四浦委員、済みません。申し伝えますけれども、今回は決算委員会、もちろんこちらのほうもしておりますけれど、そういう部分の関連性のある部分でよろしく願っています。

○四浦委員

承知してやっております。最初に言いましたように、教職員の健康診断の経過についてお尋ねをしているところであります。

教職員の多忙化というのは光市だけじゃなくて、全国的に大きな課題になって文部省も腰を上げているところなんですけど、特に、やっぱり多忙化が、風呂敷残業もやるというようなことも含めて、大変な状態になつてくるんですが。

では、メンタルの病気に対して、先ほどは年度で2人とか、3人とか休職した先生の数だというふうに受けとめたんですが。では、休職にはいかないまでも、そういう病気を、疾病があったというふうな数はいかほどになるか、わかりますか。

○酒井学校教育課主幹

先ほど申し上げましたのが、病休ですから休職まで含めた総数です。先ほど申し上げた数字の中で実際に休職した人の数が、メンタルに関しては全く同数でございます。

○四浦委員

そうですか。

一応、これで私とはとめますけども、前回の委員会でも申し上げましたように、教職員の多忙化、子供と向き合う時間を多くして教師自身のやりがいというものをつくるために、教育委員会としてやらにゃいけんことはいっぱいあると思います。

全国的な例ですが、学校から教育委員会への報告事項が100件あるというのが、平均データになっておるようではありますが、さて光市がどういう状態なのかよくわかりませんが、きょうはそこまで踏み込みませんが、そういう報告事項をできるだけ不要不急なものは抑えていき、教員が現場で子供たちと向き合う時間をつくるというようなことにこぎつけられますように。せつかく教育長目の前にいらっしゃいますから、コメント

をいただきたいと思います。

○能美教育長

ただいまの教職員の多忙化の解消ということにつきましては、お示しのとおりでありまして、私どもも直接学校の中におもむきながら教職員の状況を把握すると同時に、管理職から、また時には教職員の皆さんから直接勤務の状況についてお話を聞く場も設けておりますので、率直に耳を傾けながら改善へ努力していきたいと思っております。

○四浦委員

とどめるつもりやったんですが、今の教育長の話聞いて、もうひとつ踏み込みたいと思いますが。

実は、前回委員会で取り上げたときに、いわゆる家に持ち帰ってどれだけ仕事をしているか。いわゆる風呂敷残業です。そういうものを教育委員会自身がつかんでないということがわかりまして、現場の実態をつかむには、やっぱりアンケート調査などは非常に有効かと思いますが、せっかく教育長、口を開いていただきましたがいかがですか。

○能美教育長

以前お話があったときに、国の調査、平成18年に抽出で行っております。そうしたことも必要なのかもわかりませんが、先ほど申しましたように、直接教職員の皆さんからいろんな学校の中での様子等についてお聞きする場というものを、私どもは積極的に設けているというふうにとめておりまして、アンケートが必要かどうかということについては、今後また検討してみたいと思います。

○四浦委員

終わります。

○木村（則）委員

就学援助事業について、先行議員とも重複いたしますけれども、私のほうからも質問をさせていただきたいと思います。

主要施策の205、208ページですけれども、この事業に関しましては、小学校、中学校合わせて1億円近い補助金があるわけですが、これらが適切かつ公平に実施されているかという観点で、ちょっと質問をしたいと思います。

まずは、先ほど同僚議員からの質問に対して、対象者が生活保護基準の1.3倍ということでお答えがありましたけれども、これは生活基準のどの部分であるのか、また設定に当たってはこういったものを根拠にそれを設定されているのかということをお教えいただきたいと思います。

○原田教育総務課長

生活保護基準の基準表の詳細なところまでは覚えておりませんが、1類、2類、そし

て若干加算分、冬期加算等が含まれたものだと記憶しております。

1.3倍っていうのは、平成19年だったと記憶しちよるんですが、19年までは1.5倍でありました。1.5倍であったものを、19年に1.3倍に引き下げて今日に至っておるという形でございます。

○木村（則）委員

19年までは1.5倍、それを1.3倍に引き下げたということでしたけれども、それを設定するに当たっては、どういった経緯で行われているのかわかりますか。これは光市単独の設定ですか。それともある一定のガイドラインか何かに基づいた基準なんでしょうか。

○原田教育総務課長

基準自体はガイドラインとか、とり決められたものではなくて、自治体の判断ということになっておりますが、今の1.3で申し上げますと、山口県の東部地域は、岩国はちょっと独自の算定方法をされておると記憶しておりますが、例えば、柳井、光、下松とか周南市については1.3倍という同一のところで線を引いております。

随分昔からの制度でありまして、もともと、なぜじゃあ生活保護基準をベースにしたかという部分については、もともと要保護及び準要保護というような形で行っていましたので、要保護が生活保護でございますので、それに準ずる程度ということが明記されておりますので、その部分でベースが生活保護基準になっておるのではないかと。これは私の推定の部分も含めてのものでございます。

○木村（則）委員

はい、わかりました。私はこの委員会初めてなもんですから、改めて詳しくちょっと目を通させてもらって、3割近い方がこの援助を受けているというのにちょっと驚いたというのは感想なんですけれども。

もう一つ教えていただきたいのは、これは援助を受けるそれぞれの、修学旅行であったり、学用品であったり、給食費であったり。これ、人数のばらつきがあるっていう、それを申し込むばらつきがあるって、これはどういったことなんですか。

○原田教育総務課長

修学旅行費につきましては、中学校3年と小学校6年だけになります。進入学は同じように小学校1年と中学校1年だけになりますので、そのあたりでのばらつきです。

申し込まれた方で、例えば小学校1年生であれば、進入学学用品、給食費等がありますので、その部分は小学校全体の人数、あるいは中学校全体の人数っていう形で表しておりますので、その辺はこの表の中ではばらつきがでておるという形でございます。

○木村（則）委員

学用品だとか給食に関しては、あるいはいつ申し込んだとか、あるいは家庭の収入なんかもそれは当然あるから、とはいうものの大体近い数字だろうと思いますけども、そ

れが受けられる方は当然修学旅行費も受けられるわけですね。

○原田教育総務課長

費目と申しますか、修学旅行費とか学用品費とかによって認定を分けておるのではなくて、就学援助制度に対する認定ですんで、おっしゃられるとおりであります。

○木村（則）委員

失礼いたしました。修学旅行は3年に1回とか6年に1回ということですから。

最後に、先ほどの制度の周知に関して、広報で2回程度行われているということなんですけども、公平性を記すという意味においては、これに漏れがあっては本来いけないであろうということだろうと考えるわけなんですけども、例えば給食費の滞納のある御家庭に対して、学校側からこの制度を伝えるなど、情報提供するというようなことはあるんですか。

○原田教育総務課長

断定的な部分は、ちょっと私もわかりかねるんですが、学校に対して、その部分は事務職だと思うんですが、学校でいえば、直接担当されている部分は。事務職に対して制度の説明等はしております。

ですから、その先に説明等を、そういうケースについて確実に保護者に対して、情報がそのルートで伝わっているかどうかについては、ちょっと今の時点では確実なものは持ち合わせておりませんが。

○木村（則）委員

わかりました。当然総務としては、それは学校に対してということでしょうけれども、学校のほうにちょっとお尋ねもしてみなきゃいけないと思いますけども。

そのあたり、要は本当に援助を受けられる人が本当に受けられているかいないかということ、この情報の提供ということに関して学校のほうとしてはどういう、市のほうは広報で2回伝えていると、学校のほうの対応って何かこれとは別立てに一定の情報をチラシで配るとか、先ほど僕が申し上げたように、個別の対応をしているとかっていうのはございますでしょうか。

○石丸学校教育課長

学校教育課としてチラシを配るとか、そういった啓発は行っておりません。

ただ、校長会等の場でいろいろお願いしておりますのは、非常に長引く不況の中で、非常に経済的にひっ迫している家庭もあるということで、それがいろんな学校の授業、子供たちが学校でのいろんな活動を行うに当たって、支障がないようにいろんな形での支援、それに対して情報を学校では集めてくださいというふうなお願いはしております。

ですから、就学援助に特化した広報、啓発という、そういったものは学校教育課としては行っておりません。

○木村（則）委員

わかりました。質問はこれまでにいたします。

○森戸委員

入札についてお尋ねをいたします。

24年度決算参考資料の27ページ、学校管理費で学校の機械警備の入札が10本以上行われております。同じ日に。この28万6,000円でございますか、これは年間なのか月なのか、年間だろうとは思いますが、この単価設定の基準っていうのはどうなんでしょうか。

というのが、学校の大きさ関係なしにこの単価になっているんですが、その辺のところの基準がわかれば教えてください。

○原田教育総務課長

従前の契約金額がほぼ学校横並びでございますので、学校の若干の面積とかいう違いは確かにおっしゃられるようにあるとは思いますが、そのあたりの要素は少ないものと判断しておるといふ形です。

○森戸委員

いやいや、だから基準は何なんですかって聞いているんです。この28万6,000円の算定の基準は何なんですかと聞いていますが。

○原田教育総務課長

例えば、職員室とか事務室とか、全部ではないんです。体育館とか、当然学校開放していますから除いておりますし、その部分でほぼ面積というより、窓ガラスのところにありますので、窓が開いたら鳴るような形になってますんで、そういう部分の数はそんなには変わらない。

○森戸委員

はい、わかりました。当然、これ年間ですよ。この28万6,000円。

○原田教育総務課長

1年間でございます。

○森戸委員

わかりました。単価が全く同じで小中学校あるんですけど、ほぼ同じ日に入札がやられていて、金額もこれほとんど差異がないような入札でございますので、この機械警備含めて23年から入札になったのか、随契が入札に変更されたんだろうと思いますけれども。例えば、これだけの学校がありますので、単価あまり変わりませんから、一括をして入札をかけることで、予定価格の単価を下げるといいますか、コストの削減につなげ

れるんじゃないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○原田教育総務課長

一括をしてっていう考え方も、そういう面ではあるっていう一定の理解はいたします。ただ、もう一つの考え方として、できるだけ応札者の幅を広げるっていう部分の考え方もありまして、学校ごとにいたしました。

○森戸委員

応札者の幅を広げるのもわかるんですが、この機械警備は3社しかなくて、その下見ていくとわかるんですが、出張所とか、いろんなところにこの3社でほぼ入っていますから、応札の部分に関する部分は、私はその考え方はどうなのかと思いますし、せっかく同じ単価でそうそう差異がないものですから、コストを少しでも下げるような努力をぜひしていただきたいと思いますので。何かございますか。

○原田教育総務課長

コスト削減については、常に努めていかなきゃいけないと思っておりますが、ただ機械警備については、小学校全部、例えば中学校全部という形を取ることが、そのままコスト削減につながりやすいという性質のものではあまりないのではないかと考えております。

○森戸委員

わかりました。

私としては1円でもお安くできる方法はないかということで、この決算に対する提案をしているまででございますので、一旦入れたからそれがずっと続いていくというのもどうかと思いますので、ぜひほかに方法がないか、ぜひまた工夫をしていただけたらと思います。

それと、同じ決算書の187ページの中段に土地借上料というのがございます。この借上料については、塩田と三井だろうと思えますけれども、毎年決算、もしくは予算等が出てくると思うんですが、これに関して、取得についての交渉の部分の指摘が毎年されて、各所管、いろんな所管あると思えますけれども、そういう取得に関する交渉っていうのはしてらっしゃいますか。

○原田教育総務課長

単年度契約ですので、年1回確実に契約を締結におもむいておるんですが、その中でお話はいたしております。ただ、結果として結びついてないというのが事実でございます。

○森戸委員

そういった交渉っていうのは、設立——設立ちゅうのも変な話ですけども——長

い間ずっとそういう交渉をされてきてるんですね。

○原田教育総務課長

長い間っておっしゃられるのがどのぐらいかっていうのは、私もその手のお話を始めた時期がいつかっていうまでは存じ上げてないですけど、少なくとも私が教育委員会にきてからは間違いなくいたしております。

○森戸委員

これ、必ず単年度契約じゃないといけないんですか。購入ができないのであれば部分を聞くのでちょっと聞きますけれども。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・

○原田教育総務課長

複数年契約につきましては、自治法上の制約等云々、そのあたりも現時点では、私詳しく存じておりませんので、そのあたりは御提言いただきましたということも踏まえて、研究させていただくという形でお願いできたらと思っています。

○森戸委員

わかりました。なかなか取得ができないのであれば、複写機とか長期契約のリースをするんじゃないかと思しますので、土地に関してもどの年度が適正なのかわかりませんが、長めの契約でこの賃料を下げるといふふうな検討をぜひしていただきたいと思します。

もう1点が先ほどの部分に戻りますけれども、浄化槽の清掃維持管理委託。これは、93万4,000円はどこどこですか。会社名じゃなくて浄化槽の清掃をするのはどこの学校ですか。

○原田教育総務課長

お待たせしました。小学校が周防、岩田、東荷、塩田です。中学校が大和です。

○森戸委員

光エリアと大和エリアに浄化槽の清掃委託が分かれるということですね。わかりました。

浄化槽の清掃は、光と大和で業者が区域分けされています。となると、単純にいうと単価の比較が単純にできると思うんですが、この単価に関して、随意契約ですから高いのか低いのかどうか含め、この93万4,000円をどういうふうに判断してらっしゃいますか。高ければ高いということで、安くしてくれんかいねという交渉はされておられますか。

○原田教育総務課長

金額的な、ほぼこれ人槽によって決まっておりますので、家庭でもそうだと思うんですが、家庭の浄化槽でも、金額的な交渉はいたしておりません。

○森戸委員

というか、この委託料が高いか安いかがどうかぐらいは、きちんと調べるべきじゃないですか。

○原田教育総務課長

他市町村の委託料等の情報等を考えて、極端に高いというような理解はしておりません。

○森戸委員

大和と周防がございますから、多少の業者が違いますから比較が単純にできると思うんですけども、せめて安いほうに合わせていただくとか、そういう工夫はできないんですか。

○原田教育総務課長

そのあたりは、人槽によって決まっておるような形でございますので、努力はしなければいけないと思うのですが、当然、コスト面についての、現状としてはその人槽の単価を引き下げよう部分での交渉はしておりません。

○森戸委員

だから、努力はしなければいけませんと言ってるんですから、努力してください。単価の比較できるんじゃないですか。光エリアと大和エリアが入ってるんですから。

○原田教育総務課長

それぞれの業者が今までの経緯の中で決められている料金だとは思いますが、そのあたりの研究は今後してみたいと思います。

○森戸委員

ぜひ研究をしていただきたいと思います。

この周防、岩田、東荷、塩田、大和中ですか、大和エリアの部分で下水道接続、これできる学校があるんじゃないかと思うのですが、この辺はいかがですか。

○原田教育総務課長

先ほど申し上げました中で、大和中は認可区域外です。小学校は、大和地域で申し上げますと、東荷、塩田は区域外ですが、岩田については26年度接続工事を行うような予定であります。

○森戸委員

はい、わかりました。じゃあ、今言われた中でできるのは岩田だけだという、認可区域的には岩田だけだということですね。

はい、わかりました。じゃあ、下水道接続を26年、よろしく願いをいたします。
以上で終わります。

説 明：森田文化・生涯学習課長兼人権教育課長 ～別紙説明書のとおり

・・・・・・・・・・・・・・・・・・休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・・・

質 疑

○中本委員

それでは1点ほど質問をさせていただきます。

成果の211ページ、伊藤公カップ英語スピーチコンテストはこの項でよろしゅうございますね。ここに伊藤公の生誕の町として、伊藤博文公の英語が堪能だったということで、冠の伊藤公カップスピーチコンテストが開催をされて、24年度で3回目ということで、弁論の部のほうで結構参加者が多いということで参加者がふえておりますが、このコンテストを3回やられて、24年度の決算として、どれだけ英語力の表現というものの効果が出たということがわかれば、教えてほしいと思います。

○森田文化・生涯学習課長兼人権教育課長

それでは、伊藤公カップ英語スピーチコンテストですけども、今議員仰せのように、年々参加者もふえてきておる状況でございます。市内、市外からも、防府などからも昨年度は参加があったところで、徐々に周知が図られてきたのではないかと喜んでおります。

英語のスピーチにつきましては、なかなか具体的な成果というものを持ち合せておりませんが、そのひとつの目的として、やっぱ人前で自己表現ができるような能力が身についたり、もちろん英語の発音が身についたりというふうな成果は上がってるんじゃないかというふうに推測しております。

○中本委員

市内外からたくさんの参加があったということで、非常に良い成果が出たというふうに思っております。

したがって、伊藤公カップの冠がついておりますので、開催の提案でありますけれども、今回の決算を踏まえて、伊藤公の生誕の地伊藤公記念館、あるいは伊藤公園等がありますので、そこでこのスピーチコンテストを行うのも、ひとつのアイデアではないかというふうに思います。

したがって、伊藤博文公歴史文化の町でありますので、そうすることによって伊藤公

公園、あるいは入館者がふえるというふうな効果が上がるというふうに思いますが、いかがかお伺いをいたします。

○森田文化・生涯学習課長兼人権教育課長

再度の御質問をいただきまして、伊藤公英語スピーチコンテスト、現在市民ホールの小ホールにて3回開催させていただきました。伊藤公記念館もしくは伊藤公園内での開催という御提案をいただきましたが、そうした場合、やはり屋外での開催というふうな前提になろうかと思えます。やはり天候の関係、観客の関係等ございますので、屋内での開催が望ましいとは考えておりますが、前例に捉われず、いろんな観点から、伊藤公のPRも含め精査してまいりたいというふうに考えております。

○中本委員

思いはよくわかりました。物理的に無理だという思いはいたしておりますが、やっぱり工夫をしながらやるというもとで物事を進めていかなければ、前に進まないかなど。特に伊藤博文公の生誕の地をもうちょっと生かす方法を考えていかなければいけないというふうに思っております。

教育委員会の中で、非常に事務がいろんなところで大変だというふうには思っております。

特に生涯学習課においては、決算説明を聞きながら非常に事務量が多くて、大変な作業がたくさんあるということで。伊藤公を切り離すのがいいのか、あるいはどういう状況になっていくのがいいかは、また教育委員会でよく検討されまして、思い切った、あるいは伊藤博文課というような形でどっかに移管しながら、この歴史文化の町をより市内外にPRするという絶好のいろんな方法があると思えますので、決算を踏まえて、しっかりまた頑張ってもらいたいというふうに思っておりますので、よろしく願いいたします。

○加賀美委員

最初に全体的な話として、考え方を聞かしていただきたいんですけども。やはり生涯学習というものについてのあり方に関しては、以前からいろんな論議がされてきているわけです。今、コミュニティ基本条例が今出される中で、生涯学習との融合について、どういう方向づけがされつつあるか、ここらあたりについて24年度の状況と現状の状況について、お聞かせ願えたらと思えます。

○森田文化・生涯学習課長兼人権教育課長

生涯学習部門と今の公民館部門のあり方についての御質問だろうと思えます。今委員仰せましたように、コミュニティの基本計画が策定されておるように聞いております。

生涯学習と今の公民館部分の統合につきましては、具体的な協議までは双方で行っておりませんが、生涯学習担当といたしましては、これは地方教育行政の組織及び運営に関する法律というところで、教育委員会事務のあり方などが記載されておまして、この辺の法的制約について、先進地等の事例等も研究をしておる状況でございます。

また、今、当課が行っております業務の内容がどうあるべきか、どういうまで教育委員会部局に起こすべきなのか、その辺の業務の見直しを今行っているところであります。

○加賀美委員

そういうことを言いましたら、公民館のあり方におきましても、従来は国の方針で公民館は公民館だと、そういう形で運営されてたわけです。それが時代とともにコミュニティの中に入れて込んで、方向性をつくっていけという形に動きつつあるわけです。全国的に。

そういった中で、やっぱり生涯教育っていうのもそういったところと同じように、コミュニティの中に入れていくっていうのが本来の考え方や内科だと思いますので、そういう点はよく考えてやっていただきたいと思います。要望です。

次は、放課後児童健全育成事業、これの事業のあり方については、今、光市におきましても、サンホームと放課後子供教室、この2つが主体になっているようであります。サンホームの運営について、最初にお伺いしたいのは、サンホームは一体何の目的のためにやられているのか。サンホームを使って、どういうふうに小学校3年生までの子供を育成していくのか。ここらあたりについて、あり方について、まずちょっとお伺いしておきたいと思います。

○委員長

済みません。加賀美委員、ここ決算委員会ですので、その部分でお願いをしたいと思いますので。

○加賀美委員

決算委員会の中で、サンホームにもかなり金を使っているわけでもあるし、そういう中でほんとに効果的な運営が必要じゃないかと思うんです。

そこでまず聞きたいのは、サンホームそのものが、いわゆる目的が何かと。そこにいろんな、かなりのお金が費やされているわけです。いわゆる資格を持った指導員をきちんと配置するなり、そして放課後子供教室については、その決算にも出ておりますように、かなりのお金を費やしていると。

そこで、放課後子供教室は別としまして、サンホーム自身が一体どういう目的なものであるかというのを、まず聞かせていただきたいんですが。

○森田文化・生涯学習課長兼人権教育課長

サンホームは留守家庭児童教室でございまして、おおむね10歳未満の児童で、就労等で昼間家庭のいない者に、授業の終了後に適切な遊び場や生活の場を提供するというふうにされております。

○加賀美委員

それだけの目的だったら、ほんとに資格を持った方々をそこに配置しなくてもいいん

じゃないかと。パートのおばさん——おばさんと言ったら言葉は悪いんですけど、子守ができるような人を配置すればいいんじゃないかと。それがいわゆる専門家的なものを入れるっていうことは、サンホームの中でも教育をひとつの主幹として、そこの中で人材育成をやっていくっていう目的があるんじゃないかと思うんです。

あるいは、迎えがくるまでの間、遊ばしておけばいいという考え方でやっているのか、それとも目的をもって、小学校3年生までの子供たちを、教育的レベルでサンホームできたえて学力増進をやろうと、そういう意図があるかどうか。そこらあたりを聞かしてほしいんですが。

○委員長

加賀美委員、ページ数とかを示していただいたらわかりやすいんですけど。決算審査でございますので、その辺をお願いいたします。

○加賀美委員

217ページです。

○森田文化・生涯学習課長兼人権教育課長

留守家庭教室サンホームにおきましては、議員仰せのように教育的な、位置的に学校敷地内に存在しておりますので、目的は先ほど申しましたように、適切な遊び場や生活の場を提供するというのが目的でございます。

家庭と学校との中間的な意識も、児童の中にはあるんじゃないかという認識はしておるところでございます。

指導員につきましては、この委員会の場でもお話したところでございますが、昨年ぐらいいから保育に熱心な者というのも、指導員の採用要件にしております、資格がない職員も既に勤務をしておる状況でございます。大きなやはり基本の位置的なスタンスとしましては、適切な遊び場や生活の場を提供するということに主眼を置いているところでございます。

以上です。

○加賀美委員

それは一つの目的だと思いますけども、せっかくそのサンホームという制度で子供を預かっているんだから、その中で一つの教育的な人材の資質を高めるための活動をやっぱり取り入れていく方向性を持っていくべきじゃないかと思うわけでありまして、これは一つの要望であります。

問題は、4年生以上に対しては、この放課後児童健全育成事業としてどういうものがあるかと、いわゆる放課後子ども教室として地域の問題、地域の方々によって6年生までを面倒見てもらうというのがあるようでございますけども、4年以降でもやっぱりサンホームみたいな形のものが今後どんどんふえてきているような思いがするわけで、その辺については4年生から6年生まではどういうふうな健全育成の方向性を持っていら

っしゃるか。

4年生以降になったら家でやれるんだという感覚であるのかどうか、そこらあたりについてお考えを聞かせていただけたらと思います。

○森田文化・生涯学習課長兼人権教育課長

今の現状の留守家庭児童教室では、先ほど法律のことを言わせていただきましたが、おおむね10歳未満という規定がございます。恐らく委員が申されたのは児童館のお話ではないかというふうに考えております。児童館は私の所管ではございませんが、児童厚生施設となっております、18歳未満というふうな規定があるように聞いております。

○加賀美委員

確かに児童館も今盛んにやっているような状況も聞いておりますけど、これは所管が違いますので、ここでは聞かないことにいたします。

大体わかりました。

それから、次は216ページにクリーン光大作戦が出ているわけです。もちろんクリーン光大作戦についての補助金が81万6,000円出ているわけでありまして、いつもよくわからないのは、平成24年度の参加者が1万7,381人という数字になっているわけです。381人、1人をどうやって数えているのかなとよく思うんです。

ここらあたりは、約何ぼだという形になるはずなのに、1人まで出ていると、この根拠は何かまずお聞かせ願えたらと思います。

○森田文化・生涯学習課長兼人権教育課長

委員仰せの決算書の青少年健全育成事業費、216ページ、クリーン光推進協議会補助金83万7,000円のお話だろうと思います。（発言する者あり）

昨年度は1万7,381人、このカウントでございしますが、教育委員会のほうでは、事業終了後、公民館から報告を受けている状況でございします。それを集計した数字がここに記載しておりますが、詳しく申し上げますと、各公民館によって集計の方法が異なるようでございします。

公民館の職員が各地区を回ってカウントをしている地区もございしますし、一部の地区では事前に参加者を届け出て、事前にほぼ公民館単位での参加者が確定しているというところもあるようでございまして、それらを集計したのがこの数字でございします。

○加賀美委員

よく見てみますと、やっぱり本当に瞬時に計算できるんだらうかと、公民館の人たちが回ってきて。陰のほうに隠れたり、草刈りやったりしている人もいるし、そういう意味で、どうも信じられんような数字だと、普通大体約何ぼ、1万7,000人とか、そういう約の数字で出すのが、381とか本当に数えておるんだらうかと、そういう思いがするんで、そこをちょっと聞いてみました。

次は、青少年ホームの問題は何ページだったかな、220ページ、これはこの間、我々

委員会が青少年ホームを視察したときのお答えもあったと思いますが、人数は、1,172人については韓国語教室とかヨガとか、これはいわゆる冷暖房がきかないので別のところでやっているということは、基本的には5,100人ぐらいが延べ人数の使用者だと。

しかも、このほとんどが30歳以上の高齢者の方々だということでありまして、本来の勤労青少年ホームの使用形態がゆがめられていると。

そういった中で、いわゆる公共施設のマネジメントの中で対象になる施設じゃないかというふうに思いがするわけですが、この問題については、お答えではまだ借入金があるのでできないというお話がございました。

このあたりについてもう1回お尋ねしたいんですが、借入金が幾らぐらいで、いつこの借入金が終わって、フリーな立場で市が自由にこの施設を転換することができるのか、ここらあたりについて教えていただきたいと思います。

○森田文化・生涯学習課長兼人権教育課長

議員御指摘のとおり、勤労青少年ホームの利用は、特に若年層については低調な状況であります。施設につきましても昭和48年の建設であり、先般ごらんいただいたとおり老朽化もしておる状況でございます。

議員仰せの返還金ということでございますが、補助金等に関する予算の執行の適正化に関する法律という法律がございまして、耐用年数は50年というふうに規定をされております。昭和48年建設でございますので、おおむね40年を経過しておりまして、現在もまだ償還金が生ずる状況でございます。

その後、先般の視察の後、大まかではございますが計算をして、現在廃止したらどうなるかという計算もしてみました。国・県に数十万円ずつ、延べ200万円弱の償還金が発生するというふうに試算をしておるところでございます。

以上です。

○加賀美委員

じゃ、平成26年度の予算に200万円掲げて、これを一括返済して、そして、あとはフリーダムにこの施設を使うと、使うというか、公共施設のマネジメントの中で何らかの形を対応をとるといようなことができるのかどうか。

それは、今言うように、先ほどの50年たたないとだめだということなのか、それともお金させ返せば何とかなるんだというんなら、200万円近くだったら早目に返して対応を考えたほうがいと思うんですけど、そこらあたりについてはどうなのかお聞かせ願いたいと思います。

○森田文化・生涯学習課長兼人権教育課長

勤労青少年ホームの返還金でございますが、国、県にそれぞれ数十万円ずつで合計200万円弱という計算をしております。

この適正化に関する法律ですが、議員仰せのように理論上は、返還をすれば廃止することは可能でございます。

○加賀美委員

できるならば来年度予算で計上できたら早目に返して、そしてフリーダムにその活用を考えていけるような体制だけはおくべきじゃないかと思います。その辺はまた御検討を願えたらと思います。

それから、生涯学習の中で、かねてから毎年この場でお尋ねしておりますけども、浅江の高齢者にとって一つの大きな課題として、浅江小学校でやっていた陶芸教室、これがなかなか再考ができないと、どうなっているんだろうかという声が寄せられるんですけど、24年決算を含めてその後の経過をお伝え願いたいと思うんですが。

○森田文化・生涯学習課長兼人権教育課長

浅江小学校潮音寺山窯の活用については、昨年12月の委員会の中で御質問いただきまして、地域の方を含めてコミュニティスクール、または放課後子ども教室等の事業の中で検討したいという旨の返答をしたとございます。その後、施設整備について現況を確認を行ったり、当時の教室生の方からお話を伺ったりいたしました。

施設につきましては、老朽化や損傷などが見られ、更新を含めた再整備が必要と感じております。

また、現在、校舎外に前の教室生が会費などで購入されました簡易的な倉庫がまだ放置されている状況でございます。これも会費で御購入というふうに聞いておりますので、なかなか教育委員会として一方的に撤去というのも難しい状況でございますし、中にどういったものが収納されているのかも存じ上げておりませんが、当時の教室生の間で何か感情的なトラブルが発生をして、今現在の状況に至ったというふうに聞いております。

法的な問題につきましては解決を見たというふうに聞いておりますが、今でも感情的なしこりが残っていて、こういった状況になっているというふうに認識しております。以前の教室生の間でこの倉庫問題などが円満に解決され、この問題が解決しましたら、地域の方を含んだ再開が可能ではないかというふうに考えております。

○加賀美委員

地元の方の考え方によると、そういった問題は過去の問題であって、新しく出発すればいいんじゃないかと、倉庫は倉庫で置いておけばいいと、問題が解決できないなら。せつかく窯があるんだから、あの窯をほったらかしとったらもったいないじゃないかと、なぜ実行に移されないんかちゅう声があるんです。「いや、また近いうち検討」、「近いうち検討」と、どんどん延ばされると。

私は陶芸はやっていませんけども、本当に陶芸をやっている方が多いんです。浅江にはそういった窯が、個人的には持っているんだけど、公共的なものはないと、だから早く再開してほしいと言うんだけど、何か過去のことを引きずったようなことがまだやっているような、何やっているんだろうかという思いがするわけです。

法的には解決したということであれば、早目にやっぱり考えていくべきじゃないかと思います。この辺はまた再考をあれしていただきたいと思います。

前回のときも新しい企画をして、新しい人たちを中心としたそういう教室を開きたいと、そういうふうな方向性が示されたと思うんですけど、どうも後退していくような。それが過去のいきさつを引きずっていると、それは過去のことであって、もう4年ぐらい前の話でしょ。それがずっと引きずっておるといのはおかしい話じゃないかと思うんで、この辺についてはひとつ再考を願いたいと思います。

○森戸委員

決算の参考資料から行きます。26ページの勤労者青少年ホームの清掃業務委託、これ予定価格が79万円に対して30万円ということになって、落札率が38%ということなんですけれども、当初、市が考えていたお仕事の質が、この入札価格で実施できているのかどうか。

○森田文化・生涯学習課長兼人権教育課長

休憩お願いできないでしょうか。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・

○森田文化・生涯学習課長兼人権教育課長

失礼いたしました。勤労青少年ホームの清掃業務委託が38%の落札率ということで御質問だろうと思います。従前の清掃業務委託につきましては既に御存じのとおりでございますが、その後、長期継続契約を結びたいというふうに考えまして、類似施設の状況とか利用者の状況、老朽化の度合いなどを見まして総合的に判断して設計したものでございます。

業務日数や時間を見直し入札を執行したところございまして、この額で落札されておりますことから、業務の執行は可能と判断しております。

以上です。

○森戸委員

そうならいけばいいんです。この入札価格、落札金額が30万円です。201ページの決算書で見ると159万4,000円となっておりますが、この落札金額をどのようにしたらこの数値になるんですか。

○森田文化・生涯学習課長兼人権教育課長

先ほど申しました長期継続契約の入札を執行いたしましたのが昨年9月でございまして、半年間につきましては従前の単年度契約を半年契約にして契約を結んで、後にこの落札、10月1日付でこの契約に移したものでございます。

○森戸委員

わかりました。

同じく決算参考資料の13ページ、削減されているので聞くのも何なんですけど、青少年健全育成市民会議の補助金、対象経費の減ということで30万円ほど減額をされておりますが、この少なくなったというのはどういう部分が少なくなったんですか。

○森田文化・生涯学習課長兼人権教育課長

青少年健全育成市民会議につきましては、先ほど少し触れましたように年間を通して青少年健全育成に関するいろんな行事、推進大会などを含めての事業を展開しているところでございます。

各地区公民館に地区会議を置いておりますけれども、などで地域の活動にも支援をしているところでございます。

具体的には市全体を取り組むようなものについてはこの補助金を使っておるところでございまして、具体的には防犯ブザーが昨年度から交通災害共済から市民部局を經由で無償提供をしていただくようになった経緯がございまして。及び内部事務処理の印刷費等も、輪転機を使う等で縮減に努め、結果として削減に成功したというところでございます。以上です。

○森戸委員

わかりました。防犯ブザーの件については何度か指摘をしたと思いますので、減ったということでもありますので、理解をいたしました。

それと、主要施策の成果の211ページで、社会教育推進事業の学習機会の確保で、単純比較で、年間の延べ受講者数が、23年と24年の対比でかなり減少してきているという結果になっておりますが、その要因というのは何なのかということ、それからまず聞きましょうか。

○森田文化・生涯学習課長兼人権教育課長

生涯学習の機会の確保でございまして、表にお示ししておりますとおりに大きく分けまして6つの口座を主催しております。上から高年者生きがいセミナー、ウイメンズセミナー、少年少女セミナー、成人大学講座、この4講座につきましては、一昨年ですけれども受講料をいただくようになりまして、その後、残念ながら減少傾向が続いておるといのが要因かなというふうに認識しております。

○森戸委員

その受講料というのはどのぐらいの金額になるんですか。年間なのか毎回なのか、その辺をちょっと。

○森田文化・生涯学習課長兼人権教育課長

受講料の払いは二通りございまして、例えば一番上の高年者生きがいセミナーでしたら7講座年間やるんですけども、全て前払い、年間分納めますと言われたら1,500円いただいております。この先生の講座のみ受けたいともし申し出があれば、その都度

300円いただいている、そういう状況でございます。

○森戸委員

わかりました。私はその要因だったとは思わなかったんですが、ほかの公民館にしてもこういういろんな講座があるので、差異が出にくいので減ってきたのかなと思ったんですが、そうでもありませんでしたね、わかりました。

それと、すぐ下の生涯学習センターの機能の充実ということで、個人の登録と団体の登録なんですけれども、具体的にこの団体と個人の結びつきというんですか、その辺はどのようになっていますか。意図がわかりますか。これを通じてどう生涯学習の団体と個人がやりとりをどういうふうに行っているかという部分についてはつかんでいらっしゃいますか。

○森田文化・生涯学習課長兼人権教育課長

生涯学習サポートバンクの登録ですけども、アクセスの方法は二通りございまして、インターネットを通じて公開をしておると、あとは窓口で相談業務に当たっているということでございます。

講師の派遣等を受けたいときがございましたら、この個人登録の中から個人さん、もしくは団体さんが選んでいただく。どっかの団体、サークルに入って活動をしたいという申し出があれば、この団体登録のほうから御紹介をしている状況でございます。

窓口業務につきましては、今数字をはっきり覚えていないんですけど、連日のように聞いております。また、インターネットのほうにつきましては、申しわけございません。アクセス件数等を調べればわかると思いますが、ぐらいいつかつかないで、どのように結びついたかというまでは把握できておりません。

○森戸委員

これを使って個人がどのように活用していたとか、そういうところは把握をしておく必要があるんじゃないかと思うんですが、いかがですか。

○森田文化・生涯学習課長兼人権教育課長

委員お示しのように、その後のフォローなども必要になるケースもあるというふうに聞いてはおります。現在のところその後の、窓口相談のほうではある程度面会状態でできますのでつかめる可能性はございますが、インターネットについては今これできておりません。申しわけございません。

○森戸委員

22年の決算の議事録を見ると、森田課長はそれについて「つかみます」というふうに言っているらしいです。

○森田文化・生涯学習課長兼人権教育課長

記憶が定かでないので申しわけないですが、現状そういうところでございます。

○森戸委員

わかりました。ここにあるのですが、読みましょうか。一つは、言いたいのは、こういう決算の中で指摘を受けたことに関してしっかり把握をしておいていただきたいんです。受けたことに関して予算にどういうふう、次の年に反映させていくかがこの決算委員会の意味だと思いますので、その辺しっかりやっていただきたいと思いますので、調査をしたら報告をしていただけたらと思います。

○加賀美委員

今御説明の中で防犯ブザーの件をどこで予算を使っているのかなと思って見たら、どこも載ってないんで、どうなっているのかなと思いましたら、今給付を受けているということです。防犯ブザーについては、子供たちを守る上で非常にいいことだと思うんです。

問題は、今、光ではそういうことはないと思いますけども、この間も中学生が夜帰りよって、襲われて殺されたという事件が起こっておりますように、中学生の女性が遅く帰る人たちが多いと、そういう意味で、中学生の女性にも防犯ブザーを持たせたらどうかというような声もあるんです。

この辺については既にやっているというような声も聞いているわけですけども、現実はどうなっているか、お知らせいただけたらと思います。

○森田文化・生涯学習課長兼人権教育課長

防犯ブザーの件につきましては、現在、市内の小学校新入学児童全員に入学時などに無償配付しておる状況でございます。

先ほどちょっと触れましたように、交通災害共済から市民部を通じて提供いただいておりますのでございまして、女子中学生への配付について、先ほど言いました交通災害共済などからの提供者にも問合せを以前したことがございまして、経費的な都合もあり、個数はこれ以上増加するのは難しいという返答をいただいております。

こうしたことが、市販品の販売もされておる状況でございますし、行政として公費で実施するのがよいのか、個人で率先して持つのがよいのか、どういったバランスをとるのか考える必要があるんじゃないかと思っておりますので、今後よく検討をしたいというふうに考えております。

○加賀美委員

これは、やっぱり教育行政としてどういう姿勢をとっていくのかと、そういった事件が起きたときに、あれはちょっと云々。あれはやっときやよかったという形じゃなくして、もっともって予算を使ってでもやらなくちゃならん事項なのかどうかという点について、今、先ほどありましたように、小学生についてもどこまで実施するかということを含めて御検討を願いたいと思います。

○木村（則）委員

1点だけ教えていただきたいと思います。青少年健全育成費、成果の215ページの一番下、教育相談事業、電話による教育相談ということなんですが、これは具体的にどなたがどのような状況で対応をされているのかということをもっと教えていただけますでしょうか。

○森田文化・生涯学習課長兼人権教育課長

電話による教育相談ですけども、ここに記載しておりますように月曜日から金曜日の8時半から19時まで、水曜日を除くですけども、対応をしております。対応する職員は、青少年センターに配属しております嘱託2名及び臨時職員、これは教員の免許を持った臨時職員1名、この3名で対応をしている状況でございます。

○木村（則）委員

平成24年度においては33件、さまざまな問題の対応ということなんでしょうけれども、今、3名でのというお答えではあったものの、年間通じて33件ですから週に1件あるなしと、この人たちは普段の業務の中で、電話がかかった際、その中のどなたかが対応するというようなことなんですね。

○森田文化・生涯学習課長兼人権教育課長

はい。他の業務をこなしながら、これはフリーダイヤルを開設しておりますので、その電話が鳴ったら、そこにいた職員が対応をするということにしております。

○木村（則）委員

その職員の中のどなたが対応するとか、あるいは内容によってはその場での対応、電話だけの対応も不可能な場合もあろうかと思っておりますけども、マニュアルと申しますか、そういったものができているのでしょうか。

○森田文化・生涯学習課長兼人権教育課長

ここにお示ししておりますように、非行問題はゼロでしたけども、家庭内暴力とかその他もろもろの相談が、これは保護者からのケースもございまして、子供からの相談もございまして。

特にマニュアル等はないんですけども、3名の職員いずれも教員の免許を持って、3名のうち2名は教員職が長かった職員を配置しておりますので対応をしておりますけど、より高度なより難しい相談におきましては、県のほうの相談ダイヤルとか、警察署等への相談の仕方とか、もっと言いますと専門家による教育相談で面接により、これは次ページ216ページの上段に書いてありますけども、面接による教育相談、ソーシャルワーカーを毎月1回来ていただきますので、そういうところに相談するとあ、そういうふうな対応をしている状況でございます。

○木村（則）委員

わかりました。ありがとうございます。相談の内容によっては学校との連携というのもあるんですか。

○森田文化・生涯学習課長兼人権教育課長

もちろんケースによっては学校との連携は必要というふうに考えておりますが、多くの場合匿名、私の知り得る限り個人名を言ったり、特定の学校名を言われたようなケースは今のところございませんで、個人を特定できないので、学校との連携というのは難しいんですが、もちろんケースによっては、先ほど言いましたように警察署とか児童相談所とか県のそういう相談ダイヤルを紹介するとか、そういうところで対応をしているのが現状でございます。

○木村（則）委員

わかりました。件数は少ないとはいえどもこういったことが大きな事件につながるようなケースも最近多々ございますので、そのあたりいま一度適切な対応をよろしくお願い申し上げたいと思います。

説 明：森田文化・生涯学習課長兼人権教育課長 ～別紙説明書のとおり

説 明：末岡図書館長 ～別紙説明書のとおり

説 明：森田文化・生涯学習課長兼人権教育課長 ～別紙説明書のとおり

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・

質 疑

○加賀美委員

お尋ねしたいんですけど、主要施策の成果の222ページなんですけど、いわゆる光市が抱えている国・県・市の指定及び登録文化財について、石城山の補修が上げられているんですけども、この県とか市とか国とかという場合のそういう補修についてはどういうふうな形になっているのか、ここらあたりについてわかれば教えていただきたいんですが。

○森田文化・生涯学習課長兼人権教育課長

指定文化財及び登録文化財の保存についての御質問と思いますが、今回、国指定文化財の石城神社本殿に対する防災設備の改修工事を石城神社さんが実施されました。これに対する補助ですけども、総事業費が800万円程度で、国補助金が640万円程度、県補助金が80万円程度、市補助金が35万円程度、残りが神社様の負担で40万円程度というふうに聞いております。

おおむね国指定文化財につきましては国の補助金が出るわけでございますが、この件につきましては8割程度国の補助金が入ったように聞いております。残りを地方自治体

もしくは所有者さんが負担されたということでございます。この計算方法につきましては、神社の規模とか文化財の内容とかによりまして個々に計算があるようでございます。

そのほかの県指定文化財、市指定文化財につきましては、その都度補修が必要な場合には対応をしておるという状況でございまして、特段今定めたルールはございません。

○加賀美委員

だから、いわゆるこの施設が非常に老朽化したと、これは危ないというときは、市のほうに申し出て補修を依頼すれば、市が検討をして、これが必要であれば県・国、あるいは市に予算設定をして補修ができるということなんですか。

○森田文化・生涯学習課長兼人権教育課長

国指定文化財につきましては、先ほど申しましたとおりの補助をいただいて実施しておるところでございます。県指定も補助要綱があるように聞いておりますけども、現在、県指定文化財につきましては現実的に補助が査定で落とされている状況というのが現実でございます。

市指定文化財につきましては、所有者さんとまた協議ということになるだろうと思いますが、指定文化財につきましては、そういう協議、今行われておりません。

○加賀美委員

わかりました。

じゃ、もう1点よろしいでしょうか。ページ数は246ページに、いわゆる教育集会所の管理事業というのがあるんです。

これらの建物についても、さっきの青少年ホームじゃありませんけども、かつてのいわゆる若竹については隣保館とか、そういう名称を残さなくちゃいけないと、つまり同和対策として、そういう施設としてまだその枠の中から外れないと、もちろんこの集会所は若竹集会所につきましては浅江のふれあいセンターという名称で今、市内の浅江地区の人たちは自由に使えるような施設になっているけども、まだ隣保館の名前は落とせないと、こういうことがかねてから言われてきているんです。

このあたりについて、まだどのくらいの借入金があるのか。そして、先ほどいきましたような形で、いつごろ終わるのか。やっぱり50年そのまま保たんにやいけんのか、そこからあたりについて、同じような質問になりますけども、お答えいただけたらと思います。

○森田文化・生涯学習課長兼人権教育課長

お尋ねの教育集会所5館についてでございますが、この教育集会所事業は、議員御指摘のように歴史的な経過の中で建設した建物でございますが、青少年ホームと違いまして、国の通達がございました用途廃止は可能というふうに聞いております。

○加賀美委員

もう用途廃止が可能だと、そうすると、先ほど申しましたように名称も、過去の名称

は使わなくてもいいと、だから、いわゆる浅江ふれあいセンターとか室積ふれあいセンターとか、そういう名称を使って、そして公民館の分館形態にしていくというような方向性は示されると、こういうふうに理解してよろしいでしょうか。

○森田文化・生涯学習課長兼人権教育課長

先ほど言いましたように用途廃止は理論的に可能だというふうに認識しておりますが、その後の活用につきましては、ここで今お答えできるものを持ち合わせておりません。

○加賀美委員

だから、隣保館などについても同様に名称変更をして、ふれあいセンターとして名称をずっと持っていくというようなことを前々から言っていたんですけども、これは国の事業でできないと、返還が終わるまでは無理だということが言われてきたわけですけども、今のお答えによると、それは考えなくてもいいというような結論でよろしいでしょうか。

○森田文化・生涯学習課長兼人権教育課長

私が申しましたのは、教育委員会所管の教育集会所についてでございます。若竹集会所は浅江ふれあいセンターの2階部分を占用しておる状態でございますが、その1階部分の法的処理がどうなるかというのは存じ上げておりませんが、残りの4館は教育集会所としての専用建物でございますので、理論上は、用途廃止は可能な状況でございます。

○加賀美委員

だから、例えば虹川なら虹川集会所が、やっぱり虹川の町内会館として使いたいと言えば、自治会館として使いたいと言えば、そういう形での転用も可能だというふうに理解でよろしいでしょうか。

○森田文化・生涯学習課長兼人権教育課長

虹川集会所につきましては、現在も自治会活動等に利用いただいておりますし、現状のままでも特段使用に差し支えないものと認識しております。

○加賀美委員

わかりました。そういう意味で自由にある程度の転用活用ができると、そういった中で、共有として、教育集会所としても使っていると、こういう理解でよろしいですね。

○森田文化・生涯学習課長兼人権教育課長

教育集会所の設置目的自体が人権施策の趣旨に基づき集会所事業を行い、もって人権教育の推進を図るというふうにされておまして、集会所事業であれば特に用途を今制限しているものはないので、活用いただいても結構でございます。

○加賀美委員

わかりました。この辺につきましては、先ほど申しましたように公民館の分館活動でも何でも地元がそういう方向性を決めれば、そういう形で名称も何か決めてよろしいというふうに理解しておきたいと思いますが、それでよろしいでしょうか。

○森田文化・生涯学習課長兼人権教育課長

私が今申し上げましたのは、法的に今の教育集会所に関しては用途廃止は可能というふうに考えておりますので、その後の活用につきましては、今ここで私申し上げるものを持ち合わせておりません。申しわけございません。

○加賀美委員

なぜかと言うと、今言う若竹集会所が2階側はそれだと言っておられますけども、あそこの隣保館そのものがかつて浅江地区ではふれあいセンターという名目で自由に使えると、上も下も申し込んだら使えるというような方向性で整理しているから、それをまた教育施設や、やれ隣保館だというようなことになったのか、非常に複雑になってくるので、ふれあいセンターはふれあいセンターとして、浅江の第2分館として広く活用をしていくという方向が出されているのなら、それに従ってやっていけばいいんじゃないかと思いました。

ただ、隣保館という名前は残しておかんにゃあかんということが前々から言われたんで、今確認をいたしました。

○森戸委員

主要施策の成果の243ページ、個人貸出登録者数の状況というのがございます。これひとつお願いですので、お願いとして聞いていただければと思います。ぜひ一度、類似団体と比較をしていただいて、登録者数等も含めてどうなのかという状況をぜひ探っていただきたいと思います。

それと、その下の地域別登録者数というのがございます。これじっくり見ていくと、地域にどれだけ登録率といいますか、登録率については書かれてませんので、このデータで言うと、室積が23%、光井が28.8%、これは近いからだろうと思います。

浅江が23%、島田が22%、三井が19.6%、周防が8%、大和が20%で、全体で言うと25.1%の平均をすると登録率だということになりますので、こういった遠いところをどうするかというのがひとつ登録率を上げていくのに課題があるんじゃないかと思います。

課題をどう解決していくかなんですけれど、こういう遠いエリアに関しては、一つは宅配をするようなサービスがあると、本の。聞いておりますが、その辺はいかがですか。

○末岡図書館長

宅配サービスということは別に、障害がある方とかに対しましては、現に申込みをいただいて宅配サービスもしておりますが、ただ地域が遠いというだけではサービスはしておりません。

ただ、公民館への貸し出しをしっかりとできるようになっておりますから、公民館単位で図書を借りていただいて、そこに、団体登録というのもありますので、団体で登録をされて、1カ月50冊とか、そういった利用もできますし、宅配というサービスは、特にその地域が遠いからというわけでは行っておりません。

障害者につきましては、申込みいただいて現在もやっておりますが、実は実績がございませんので主要施策の成果には載せておりません。今後、福祉再度ともこのPRに努めて、このサービスを広めていけたらというふうにも思っております。

以上でございます。

○森戸委員

わかりました。利用率をどう上げていくか、登録率をどう上げていくかという視点で聞いておりますので、ひとつはそういったものがあるんだよということさえも実はどこにも出てないんです。その辺のところのPRは今後きちんとされますか。

○末岡図書館長

市の広報を使ったり、ホームページにはQアンドA形式でも載せてはおるんですけど、なかなかそのところまで行きつかないというような、そういうこともありましようし、やはりまだインターネットを見れない高齢者の方もいらっしゃいますので、公民館ともまた連携することも可能でございますので、市の広報や公民館報への掲載とかもしていただくような連携をとってまいりたいと思っております。どんどんPR活動をしてまいりたいと思っております。

以上でございます。

○森戸委員

わかりました。ぜひお願いします。事実QアンドA方式でしか書いてい wasn't でしたので、本当わかりにくいのですので、窓口というか、入口がありませんので、ぜひお願いをいたします。

それと、公民館を経由して個人は借りれるんですよね。公民館で例えばこういう本が欲しいんだということであれば、図書館経由で公民館に届くことは届くんですよね。

○末岡図書館長

そういう仕組みになっておりますので、学校にはもちろん巡回をして、学校からの申し込みがあれば巡回図書ということで貸し出しもしております。

○森戸委員

わかりました。遠いエリアに関してはそういう点もぜひPRをしていただいて、図書館に対する登録率を上げていくとか、利用度を上げていく、もちろん1万5,000人もふえていますので、これはすごいことだと思いますので、登録率が低い地域に関してぜひPRの仕方をもう少し検討をしていただけたらと思います。図書館については終わります。

す、以上で。

説 明： 穉山体育課長 ～別紙説明書のとおり

説 明： 呉橋学校給食センター所長 ～別紙説明書のとおり

質 疑

○四浦委員

一番後のほうに言われました主要施策の253ページ、学校給食の用地造成工事並びにその上段に地質調査委託料というのがありますが、これは今年度に入ってからだったと記憶しておりますが、地質が当初計画よりは、造成工事が困難になったということか、割り増しがついたというふうなことがありました。

この地質調査委託料等の絡みがあると思いますので、この事態を概括して説明してください。

○呉橋学校給食センター所長

まず、御説明いたしますが、地質調査の委託料と用地造成工事は全く別物でございます。そして、用地造成工事、6月議会に補正として1,800万円上げらしていただきましたが、これについては現在生産を進めているというところでございます。

○四浦委員

そうしますと、上段2行目にあります学校給食施設造成予定地購入費、こういう質問をするとやばなことになるかもわかりませんが、この段階ではまだ用地の部分についてはどういう状況だったかということは調べられておったわけでありましょうか。

○呉橋学校給食センター所長

済みません。休憩をお願いします。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 休 憩 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・

○呉橋学校給食センター所長

最終的に全ての土地を購入する時点では石が多いというのはわかりつつありました。

○四浦委員

それは、その購入費に割引だとかいうふうな便宜を図るような措置を求めたとかいうふうなことはなかったんでしょうか。

○呉橋学校給食センター所長

それはありません。

○四浦委員

それはありません。大体予想はついてはいたけれども、そういう不良のと言うたら言い過ぎかも知れませんが、岩とか石とかいうのが多く含まれている用地については造成工事に支障を来せるというふうなことがありますので、用地買収については当初どおりの値で購入したということなんでしょうか。

○呉橋学校給食センター所長

そのとおりでございます。

○四浦委員

これもちょっとうなずけません。用地が使い勝手の悪い用地なのに、当初の使い勝手のよいという言い方をしたらいいかも知れませんが、それと変わらない単価で購入したということについては、一般的には理解が得られないと思いますが、いかがでありますか。

○呉橋学校給食センター所長

この繰り越しした土地が特に石が多いという、そういう理由ではございません。単純に繰り越しした理由というのが石が多いとか少ないとかではなく、地権者が遠くに住んでおいて、そのため連絡調整に手間がとった、そういうことで繰り越しとなったということです。

当然それまでには了解は得ておりましたけど、単純に遠くに住んでおられる、その連絡調整に手間がとられたということで、地質がどうこうということで延びたわけではありません。

○四浦委員

私は繰り越しを問題にしているわけじゃないんです。繰り越そうと繰り越すまいと用地を購入するときに、余り上等な土地ではないということがわかれば、それは単価を引き下げるまでのそういう措置、求め方、するのが当たり前ではないかということを知っているわけです。

○呉橋学校給食センター所長

当然交渉におきましては、その過程で金額の提示なんかをいたしますが、その提示時点で、どこの部分にどういうふうに石が多いとか、どういうふうな不良であるとかというのは全くわかっておりません。そういうことで提示以降に例えばわかったとしても、それを覚えることはできないんだろうと考えております。

○四浦委員

一定の理解はするんです。表面にごろごろと石や岩が見てれば、それはその判断材料になるだろうけども、内部はなかなか見ることができないだろうと思うんですけれども、

その用地のいわゆるあれですか、今ごろは測量等は非常に進んでおりますから、中まで精査をするということはやらなかったのでしょうか。

○呉橋学校給食センター所長

ポイントポイントのボーリング調査はしております。

ただ、今言いましたように、その土地というのは1筆が非常に複雑な形をしておりますので、そのどこに石が多い、ここは少ないというところはそこまで判断できませんし、私のほうで言う立場ではないかもしれませんが、石が多いから安くする、少ないから高くするというのは、申しわけないんですが、答えることができません。

○四浦委員

ちょっと不思議な気がするんですが、今の答弁は。恐らくボーリング調査をすれば、ボーリングだけではないと思うんだけど、ボーリング調査をされたということですから、そうすれば岩盤ほど頑丈なものじゃないかもわかりませんが、石やら岩やらというようなものは見つけることができるだろうと思いますが、そのときはどの程度調査をして、何カ所ボーリングをして、そのうち石、岩というようなものが多い箇所は何カ所であったかということはわかりますか。

○呉橋学校給食センター所長

ボーリング調査、簡易貫入調査というのをしておりますが、申しわけないんですが、そこまでの詳しい資料を今持ち合わせておりません。ただ、この用地買収の件とは全くリンクしないというふうに考えています。

○四浦委員

答える資料を持たないと言ったって、それは問題になって、もう一つ聞きますが、造成工事で割り増しは金額にしてどれだけついたんでしたっけ。

○呉橋学校給食センター所長

6月の議会で1,800万円の補正を計上させていただきました。

○四浦委員

1,800万円も補正をつけて割り増しをしているにもかかわらず、ボーリング調査の中身はよくここでは示すことができないというのは、ますますもって納得ができないんですが、じゃ、そのボーリング調査等については、いわゆるこの市役所内の専門的な技術だとか知識だとか持っているその部署に依頼をしたとか、あるいは業者に委託をしたとかいうふうなことをやられているんですか。

○呉橋学校給食センター所長

この調査につきましては業者に依頼をしております。

○四浦委員

業者に依頼をしているとするならば、仮に10カ所なら10カ所、20カ所なら20カ所を見た中で異常があったはずなのですが、それは20カ所ボーリングをしたところ全てとは思えないけども、そういうものは把握ができたんじゃないでしょうか。

○呉橋学校給食センター所長

当然調査をしておりますので、そういう土質等については把握しております。

○四浦委員

把握しているが、ここには資料がないから、そのことを表現することができない。こういうことなんですか。

○呉橋学校給食センター所長

そうですね、今現在そういう土質についての詳しい資料を手元に置いておりませんので、申しわけないがお答えできないということでございます。

○四浦委員

もう一つ聞きます。さっき地質調査委託料というのは、この件とはかかわりがないというふうに言われましたが、かかわりがないだけでは少しわかりにくありますから、これはどういうことなんですか、地質調査委託料というのは。

○呉橋学校給食センター所長

これは実施設計をつくる際に、地盤等の調査をいたしまして、基礎のぐあいとかそういうことを決定する、そのための調査です。

○四浦委員

地盤等を調査する。地盤等を調査するということになると、いわゆる造成工事をする部分についての表面だけ見るんじゃないくて、内部も調査するんじゃないでしょうか。

○呉橋学校給食センター所長

そうです。

○四浦委員

さっきは、かかわりがないと言われましたが、かかわりはあるように思いますが、用地の内部まで見れば、そこには石が相当あるだとか、岩があるだとかいうことがわかるんじゃないでしょうか。

○呉橋学校給食センター所長

まず、この地質調査というのが、実施設計にかかわるもので、建物を建てるための基礎等の強度なんかを調査するための調査であります。だから、用地造成のための調査とは違うということでございます。

○四浦委員

どうもその理解いきません。地盤を見て、その建物の強度を一定に保つために地質を調査する。文字どおり地質調査すると、こういうふうであれば、そのときに地質の状態、内部の状態というのは一定程度つかめるんじゃないですか。いわゆる岩だとかあれば基礎工事をやるのに支障を来すでしょ。そういうふうに思いますが、いかがですか。

○呉橋学校給食センター所長

済みません。休憩をお願いいたします。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・

○中本委員

24年度の決算ベースで決算しておりますので、そのつもりで質疑もお願いをすると同時に、今年度の補正まで出るというような回答はないと思いますので、その辺を踏まえて委員長、軌道修正をお願いいたします。

○委員長

そうですね。今、中本委員がおっしゃったように、その点気をつけて、よろしく願いしたいと思いますので。

○呉橋学校給食センター所長

大変申しわけありません。私のほうで時系列的に勘違い、間違いをしておったところがありまして、当然用地の買収が終わって、それから造成に入ることになりまして、私、時間の経過を1年間間違えておりました。

ということで、実は用地の買収を行ったときには、そういう岩が多いとかというのはわかっておらないということです。その後造成についての入札をして、工事をして、そして初めて岩が多くわかったということでございます。大変申しわけないんですが、時系列的に私の勘違いでございまして、申しわけありません。

○四浦委員

終わります。

○森戸委員

主要施策の成果の250ページなんですが、体育施設の利用状況が書いてあります。これは3つほど指定管理に出されておられて、国体は23年度だったと思いますので、23年

度と24年度の対比はなかなか厳しいものがあるんですが、それぞれ勤労者体育センター以外は利用が減ってきております。

その利用が減ってきている状況をどう考えるかということと、指定管理の委託を出しているところに対してどのような、減ってますよ、どうするんですかとかも含めた部分についてはどういうふうにやっていらっしゃるんですか。

○稚山体育課長

今、体育施設の利用状況でございますが、平成24年度、ふえているところと減っていくところがあります。

それで、平成23年度、国体もありました。それと、ちょっと把握が難しいところがあるんですが、屋外であれば天候に左右されたり、それから、22年度については学校の体育館などにおいては耐震化の工場の影響であるとか、いろいろな要素があって、使用件数、使用人数はこういう状態であります。

光市の人口も減りつつある中で、施設においては努力をしていくということはお互いに指定管理であり、市のスポーツ館であり一緒なんですけど、それで、委員御質問の指定管理をしている施設については、御存知のように年度の初めに委託契約をいたします。

それと、あとは月々のモニタリングの報告、それからアンケートの調査も実施してその報告を受けるということで、毎月顔を合わせたり、年度初めにお互いに話をして、もちろん自主事業もあると思うんですが、実績を上げてるところもあります。

ただ、お互いにサービスの向上と、それから利用者の増、ある施設を有効に使っていただくように情報を交換しながら、また、いいアイデアがあればこういう、それぞれ考えてイベントなり、人が利用できるようなことを考えてはおるんですが、これで十分とは言えませんので、今後も施設と協議、御相談しながら、あるときは指導しながらやっていきたいと考えております。

○森戸委員

そうなんですけど、特に、耐震化の部分は別として、指定管理に出しているところですよ。スポーツ振興財団には1億1,000万円、身体障害者体育施設については625万8,000円、指定管理を出している以上、評価をする尺度のところは、利用者数、そこしかないの、ほかにあれば、ほかにある部分を示していただきたいです。

特にこれ来年から指定管理がまた変更になるわけですよ。既に募集終わっている状況で、公募、また同じところが同じようにとっていくんだらうと思います。

だから、競争がない状況ですから、その辺のところはしっかり伝えていかないと、このまま同じ金額ですって、しかも利用はどんどん減っていくということになりかねませんので、その辺のところはしっかりやっていただきたいと思います。何かあればお願いします。

○稚山体育課長

委員言われるとおりで、私も同様に考えております。

ただ、平成24年度であれば、スポーツ振興会としてもあいた部屋を軽運動であるとか、ヨガであるとか、それからSAQ、子供の身体能力の向上の行事であるとか、スポーツフェスタ2012イン光とか、そういうことをやりながら努力をしていく、まだ今後も委員言われたように何かそれを、利用者数をふやすように協議、指導をしていきたいと考えております。

○森戸委員

わかりました。評価の尺度が利用者数しかないの、わからないので、ほかに何か示す項目があれば教えてください。今度で構いませんから、これだけのお金を出している以上、しっかり成果が上がるように、勤労者体育センターはふやしているわけですから、3年間ずっと。競争もないわけですから、その辺はしっかりお願いをしたいと思います。

それと、決算書の213ページ、給食センターについての部分にお尋ねをいたしますが、給食センターは決算の主要施策の成果のどの部分を見ても非常に頑張っているなと思います。建設も抱えながら、副食の数もふやしておられたりということ頑張っているなというふうに思います。

残渣、食べ残しと申しますか、その食べ残しのトン数はどのぐらい年間あるのか、その数がふえているのか減っているのか、その辺のところを教えてください。

○呉橋学校給食センター所長

まず、給食センターから出る残渣、いわゆる調理前の野菜くず、それと残食、これを光センターと大和センターで合わせて1日に約150kgであります。

そして、野菜くずについては調査はしておりませんが、子供たちが残す残食量、これは確実に減っておるといえるところではあります。

○森戸委員

確実に減っているんですから、減っているというふうに理解をしましょう。22年ぐらいから調査をされておるといえるので、数字的なものがわかるかなと思ったんですが。

○呉橋学校給食センター所長

残食率というのを示しております、22年度は5.1%、23年度が4.5%、24年度が4.2%というふうに着実に残食量は減っております。

○森戸委員

わかりました。成果が出ているなということを理解いたしました。
以上で終わります。

○四浦委員

学校給食センターの山口県産としての地産地消というのは進んでいるという傾向が出ています。主要施策の252ページです。

ただ、光市産の食材の使用率が落ちてきているということが同じ表で出ておりますが、その原因というものがどういうものか、わかる範囲で示してください。

○呉橋学校給食センター所長

まず、1点目が生産者の高齢化による廃業等、それともう一つが、去年で言いますと夏場の光市産の使用量が少し少なかったという、この2点が挙げられます。

○四浦委員

ちょっと気になることです。生産者の高齢化というのは、これはわかるんですが、同時に、夏場の使用がというようなところは、これから先の見通しというような点で言うと、高齢化問題も含めてどういう見通しを持っていらっしゃるでしょうか。

○呉橋学校給食センター所長

光市産の食材の使用というのは食育の観点から大変重要な課題と考えております。現在、経済部のほうとも調整しながら地場産食材率の向上に向けてのシステムづくりに努めておるところでございます。

○四浦委員

そのシステムづくりの中身に触れることは今はできませんか。

○委員長

現在、経済部と協議しているという中で、決算がまだおりてこない状況であるので、四浦委員、質問は省いていただきたいと思います。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 休 憩 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・

○四浦委員

せっかく24年度の決算で地産地消についても触れています。そして、今のセンター所長も、これからの、これが願いと言ったほうがいいでしょうね、所長としての。やっぱりこれは大事なことから、光市さんの地産地消というものを伸ばしたいという気持ちは伝わってきました。でしたら経済部との協議、どういうことをして伸ばそうとしているのか。

決算というのは数字だけ言うたってしょうがないですから、これからどういうふうに好転させていくか。よく変えていくかという見通しを持って、議論をするところにまた決算の価値があると、私はそう思いますので、いや協議しています。それで終わりというのは大変物足りんと思いますが、いかがですか。

○呉橋学校給食センター所長

今考えておりますが、まず新たな生産者の確保であるとか、主力作物といいますか、

学校給食センターに入れるべく主力となるような作物の選定であるとか、そういうことを考えていきたいというふうに考え。

また、里の厨や農協との連携というのを視野に入れながら新しいシステムづくりを考えているところでございます。

○四浦委員

次の25年度の決算では、特に本体中の本体である、光市の食材の使用率が好転、高まることを期待しまして終わります。

討 論

○四浦委員

かねがね申し上げておりましたし、今のお話にもありましたように、学校給食センターの造成工事、これから建設工事が進むという中で、当初、議会のその委員会の中でも多数の議員がというか、（37文字取り消し）

10項目も上げて自校方式に触れる人もいましたが、私はこの追加議案第4号、平成24年度光市一般会計歳入歳出決算について反対の立場で討論をいたしたいというふうに思います。

誰が考えても安上がりに特化した。この安上がりは二通りあります。今やられている建設費の安上がり、そして、維持管理費の安上がり、しかもそういうふうなことになる食育にももちろん背を向けるし、地産地消も非常に難しくなる。

子育てに対して、学校給食というのは非常に大きなウエートを占めるんですが、山口県で最も悪しき大センター方式に走っているということで、地産地消にもやはり難しさが非常に出てくる可能性があるということも指摘をしながら、この追加議案第4号に反対をいたします。

○森戸委員

今、四浦委員の発言の中で不適切な発言ではないかと思しますので、よろしく願いいたします。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・

○委員長

森戸委員、先ほどの議事進行上の発言について再度求めます。

○森戸委員

四浦委員の発言の一部において不穏当と認められますことから、委員長において発言の取り消しを命ぜられんことを求めます。

○委員長

ただいま森戸委員から発言の取り消しを求める発言がございましたけれど、四浦委員、発言の取り消しをいたしますか。

○四浦委員

発言の取り消しはする必要は全くないと、私は事実に基づいて話している。議事録を起こしてもらいましたが、「当初」というのは、これは学校給食センター検討委員会がはじめあった時期を指すわけでありまして、高崎市に委員会で視察に行ったその直後の、しかも議会の委員会の中でも採決で賛成したとか反対したとかいうふうな触れ方は全くしてない。その当時期の委員会の、私は言うたとおりの委員会を起こしてみれば、このことは一目瞭然であると、【23字取り消し】。事実に基づいて私はきちんと反対討論をしているということが、議事録を起こしてもらってはっきりしましたから、それは取り消すということはないですね。

○委員長

四浦委員から、発言の取り消しはしないということで今確認はできました。

それでは、委員の皆さんにお諮りをいたします。四浦委員の発言の中で一部不適切と指摘されている部分に対して、取り消しを求める方の挙手を求めます。

採 決：挙手多数

○四浦委員

委員長、ちょっと良いですか。今の委員長の運び方はちょっとわからん。どこの部分が不適切で、どの部分を取り消すということを言われたいまま採決をするというのは。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・・・

○委員長

委員会条例第22条により、委員長においても不穏当と認めますことから、一部不適切である発言については取り消しを命じます。

討 論：なし

採 決：賛成多数「認定すべきもの」

(2) 報告事項

- ①平成25年度教育委員会事務の点検・評価報告書
(対象：平成24年度事業)

説 明：原田教育総務課長 別紙説明書のとおり

質 疑

○森戸委員

まず、この評価報告書をつくられた、非常に見やすく、わかりやすく、大変な御苦勞をされてつくったんだろうなと思います。基本的に24年度、トータルで見ても教育委員会のお仕事というのはすばらしいものではなかったかなと思います。学力に関しても、25年度の全国学力テストで着実に成果を出しておりますので、全ての面においてすばらしいものだろうと思いますが、あえてもっとよくなれという視点で質問させていただけたらと思います。

まず、この評価点検報告書を教育委員会の事務評価委員会の皆さんが、意見を最後の48ページから書かれてらっしゃいますよね。この意見を書かれるまで教育委員会と事務評価委員会はどんなやり取りをしたのか、我々のこの決算だったですね、相当な時間をかけて勉強してきてこういう時間をとって相当なやりとりをするわけなんですけど、この意見を出すまでにどういうふうな会合を持ってどういうやりとりをしたのか、その結果こういう意見が導き出されたのか、そのプロセスを教えていただけたらと思います。

○原田教育総務課長

それでは、この評価シートを作成するところからという形によろしゅうございますか。

まず、それぞれの所管が評価シートを作成して事項評価をいたします。その評価シートを教育長、次長、ヒヤリングを通してレベルアップをまずいたします。そういう中で、一定のものができた段階で、教育委員会会議に最終案ではなくて中間案的なものとしてまずお出しいたします。

教育委員会会議でまた御意見いただいて、豊富化とかレベルアップしたものを今度は3名の委員さんなんですが、事務評価委員会の委員さんに会議の事前にお渡しして、説明を受けられる委員さんに対しては説明して、お渡しして、評価委員会の当日を迎えるという形です。評価委員会でそれぞれの所管の課長がそれぞれのシートについて説明し、その場で委員さんの御意見をいただくと。いただいた意見をまとめたものを最終的には委員長さんに、委員長さんっていうのは事務評価委員会のほうの委員長さんに確認していただいて、最終的な完成形になったものに対して、もう一度教育委員会会議、これは今度は議決ですよ、議決事項として書けるという形でございます。

○森戸委員

わかりました。わかりましたんですが、この意見、評価委員会のほうですね。評価委員会がここまでの意見を書くには相当突っ込んで理解をしてやりとりをしたあげく、どういうふうにするかという文言も含めて、相当な時間がかかってくるのが普通だろうと思うんですが、その辺の今のお話を聞くとその会合自体がどうなんですかね。余り多いようには感じないんですけど。

○原田教育総務課長

事前に説明等もしておりますし、資料を渡しております。実際の会合は、約、今回であれば3時間ぐらいかかっております。評価委員会の会議自体は。

○森戸委員

わかりました。私は逆に言うと、たった3時間で読み解いて、しかもここまでの御意見を出せるのかなというのがちょっと疑問なんですけど。

○原田教育総務課長

報告書の一番最後のページに委員さんのメンバーをお出ししておるんですが、もともと法律上学識経験を有する方の御意見を活用するという部分がありますので、経歴とか今までの経験とかを踏まえて委員さんを委嘱しておりますので、そのあたりでこういう形になるのではないかと考えております。

○森戸委員

わかりました。学識経験者でありますから、その辺も含めてよく御存じであるからそういうやり取りの中で把握をされるということで理解をいたしました。はい、わかりました。

じゃあ、中に具体的に入っていきますが、学校図書について、備品のところですかね、学校備品の購入の。7ページですか。7ページについて学校ごとにばらつきが、充足ですかね、があるんじゃないかと思うんですけども、学校ごとのその学校図書の充足率といえますか、と利用率、そういうものがわかれば教えてください。

○原田教育総務課長

物差しとして、充足率については文科省の定めております学校図書標準、これの達成度合いを一つの指標としております。それぞれの学校をずっと申し上げますか。24年度末で室積小学校が111.7、島田小学校が104.5、上島田小学校が100.3、浅江小学校が96.7、光井小学校が91.9、三井小学校が96.4、周防小学校が98.2、塩田小学校が130.3、三輪小学校が104.3、岩田小学校が115.1、東荷小学校が133.4、これが整備の関係の一つの物差しでございます。利用の関係というのは、なかなか物差しが少ないんですが、例えば一人当たりの年間貸出数、児童で申し上げますと、っていう形の数字はございます。

同じく、学校ごとで申し上げますと、室積小学校が69、島田小学校が71、上島田小学校が90、浅江小学校が32.6、光井小学校が77、三井小学校が54、周防小学校が52、塩田小学校が61、三輪小学校が80、岩田小学校が55、東荷小学校が59、これが児童1人当たりの年間の学校図書館からの貸出冊数です。

○森戸委員

わかりました。今の学校図書の整備率といえますか、充足率でオッケーなんですよね。室積が111.7という、備品じゃなくて学校図書でいいんですよね。わかりました。基本、

お願いとすれば、100%を切っているところはぜひ100%に向けて努力をしていただきたいなと思います。

それと、その学校図書の利用率も相当な開きが出ておりますので、やはりその利用率は上げていくということをお願いをしたいと思いますが、いかがでしょうか。その2点。

○原田教育総務課長

確かにおっしゃられるように、でこぼこがございます。学校図書標準につきましては、文科省が28年度の達成を目指して計画をつくっております。本市の場合も、それと同じ28年度を目指しております。そこは一つでございます。

あと、活用のほうなんです、例えば全校の一斉読書活動、これなんかは全ての小学校で取り組まれております。毎日っていう学校も3校あったりして、この3校と残りのでこぼこがあるんかもしれませんが、そういう形で取り組まれております。

学校においては、司書教諭と図書指導員っていうのをお願いしておりますので、市のほうで雇用して、そのあたりがチームを組んで読書活動の推進には取り組んでおるところであります。

学校図書標準の達成も、学校のほうの活用もそれはさまざまな機会を通して一斉読書とか、学校の図書館の本を教室に持って行っていう部分もたくさんありますので、有効なこの本としての資源が有効に活用されるようにいう部分については努めていきたいと考えております。

○森戸委員

わかりました。利用率が高まるようにぜひ努力をしていただきたいと思います。と、その学力に相当影響が出てくるのではないかと思いますので、よろしく願いをいたします。

次に、光っ子のサポート事業についてお尋ねをいたします。光っ子サポートについては、12ページでございますかね。25年度の目標達成に向けて課題のところちょっと気になる点がありますので、お尋ねします。この県事業は縮小の見込みというふうに、もう見込みということで書き込まれています。今後は、また予算的なものも含めて支援員の数を確保していくというのが大変なことだろうと思いますが、その辺のことは今後またどうなるかわかりませんが、お考えがあればお示しいただけたらと思います。

○石丸学校教育課長

委員御指摘の県費の補助事業で行っております学級支援補助教員活用事業、これが11ページでございます。こちらのほう数ごらんになられたらわかると思いますが、22年度から6、5、4というふうに減ってきております。県教委のいろんな説明の中でも、どうも今後は縮小の方向ではないかなというふうなことでこういう記述になっております。

光っ子サポートのほうは、今16人ということで動いておりまして、ちょっと勤務体系

が違っておりました、県のほうの補助教員のほうはなかなか終日勤務ではございません。光っ子サポーターのほうは、月17日ではありますけど、1日ずっと勤務しております。実際の効果は、やはりいろんな場面で子供たちを支援してもらうほうがいいので、実際には光っ子サポーターの動きのほう、学校にとっては非常にメリットがあるかなと。ですから、県のほうの縮小ということがもしあったとしても、本管といたしましては非常に高い成果が上がっておりまして、私も学校訪問等で見ますと、やはり動きがなかなか落ち着いて椅子に座っておれない子供もおりまして、そこにさっと入ってくれていろんな支援をしてくれております。あるいは休み時間の動きとか。ですから非常に成果があるものだと思いますので、数字が16というのがどうなるか確定できませんけれども、学校の実情とかニーズに応じてなるべく配置を努力していきたいというふうに考えております。

○森戸委員

わかりました。ぜひ少なくならないように、県のほうにもしっかりお願いをしていただけたらと思います。

それと、グローバル化プランについてお尋ねをいたします。私の表現が適切かどうかわからないんですが、13ページ、グローバル化プランというふうに銘打っておりますけれども、何も英語を学ぶというだけがグローバル人材の育成ではないと思います。自己表現力を磨いたりとか、英語を話す前の自国文化に対する理解などを深めるカリキュラムもそのグローバル化プランの中で必要ではないかと思うんですが、その辺はいかがでしょうか。

○石丸学校教育課長

小学校の外国語活動というのは、これの目標は外国語活動を通じて言語や文化について体験的に理解を深めるということで、外国語活動は手段であって目的ではないという、だからあくまでも目的は言語や文化について体験的に理解を深めるということ。それから、合わせて同じく外国語活動を通じて積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度を育てるということ。それから、同じく外国語活動を通じて外国語の音声や基本的な表現に慣れ親ませるということで、委員御指摘のように、あくまで英語を学ぶことが目的ではなくて、コミュニケーション能力、それから異文化理解、あるいは自国の文化理解というふうなことが目標の中に入っておりますので、英語を学ぶということだけでは終わっていないと思います。それからあと表現力とかそれからコミュニケーション能力とか、文化理解につきましては、学力の3要素として表現力は挙げられておりますので、全教育活動通じて行っているということ。それから、自国文化の理解も総合的な学習の時間でありまして、国語科、それからいろんな教科の中でもやっておりますので、そういった意味でグローバルな子供たちの育成というところの全教科通じて行っているというふうに御理解いただければと思います。

○森戸委員

はい、わかりました。自国の文化をしっかりと理解をした上でというのが一つ必要なことだろうと思いますのでよろしくお願いをいたします。

次に周防の森ロッジのところ。23ページですか、野外活動センターですね。この周防の森ロッジの機能の充実については、2年前ぐらいからロッジフェスティバルを開催されて参加いたしましたけど、非常に楽しかったです。都市近郊での野外拠点活動というのは県内にもそうないと考えますので、この森ロッジは所長を初めスタッフはとても頑張っているんですが、利用者数が減少気味というところは講座、例えばカメラなんかは相当な魅力がございますので、そういった講座を含めて私はちょっと宣伝が少ないからかなと思います。そういった宣伝の部分についてPRをもっとふやしていただけたらなと思いますが、いかがでしょうか。

○森田文化・生涯学習課長兼人権教育課長

周防の森ロッジにPRについての御質問をいただきました。ロッジフェスティバルにつきましても、平成24年度が第1回目でございます、こちらも初めてのことでなかなか取り組みがぎこちないところもあったんじゃないかというふうに、我々自身は反省しております。今後、利用者の増加、今委員言われたように、市内外へのPR、特に青少年とか近郊の類似施設、周南市とかほかにもございますが、そういうところへの周知徹底とかその辺も図っていきたくて思っています、あわせてロッジ自体の主催事業ですよ、そういったものにつきましても今までは広報とポスターの掲示などをしておりましたけども、あわせて先ほど言いましたようなところでホームページ等の更新も含めて頑張っていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

○森戸委員

了解いたしました。すばらしい立地ですばらしい講座もたくさんありますので、積極的にアピールをして入館される方をふやしていただきたいと思っております。

その次に、芸術関連についてお尋ねをいたします。この芸術自体が、29ページから始まりますけれども、一連のことでお尋ねをしたいと思っております。芸術文化の振興についてというのが、この芸術文化の評価をすることが非常に難しいといいますが、経済力とかそういう部分であれば、一人当たりの市民所得とか有効求人倍率とかいろんな指標があるんですけど、光市の文化力を図る指標というのはなかなかありません。何でもって芸術分化の振興の評価をすればいいのでしょうか。

○森田文化・生涯学習課長兼人権教育課長

文化振興の文化力についてのお尋ねをいただきましたが、委員仰せのように、なかなか具体的にお示しする手段としては難しゅうございます。恐らく質問の意図としては、公立の文化施設でございますので、要は市場性とかその効率性のみを優先したような事業に偏るべきではないのではないかという御指摘だろうというふうに推測しております。そのいろんな情報等も我々もこのシートをつくるに当たりまして研究してまいりましたが、今言われたとおり大変困惑したところがございます。いろんな本を読みましてもな

かなか難しいというようなことしか書いてございませんで、我々も手段を講じるに苦慮しておったんですけど、あえて今回上げさせていただいておるのは、やはり市民アンケートによるというところで御理解をいただきたいというふうに考えております。

○森戸委員

市民アンケートによる満足度という意味合いですか。

○森田文化・生涯学習課長兼人権教育課長

市民アンケートの文化芸術活動の振興に関する満足度ということでございます。

○森戸委員

わかりました。その市民アンケートがどういうふうに設問でどういうふな丸つけをするのかわかりませんが、私は前も議会一般質問出やりましたけれども、相当文化力があるのではないかと思いますので、文化力はあればそれだけの文化があるんだよということのアピールをしていく必要があると思いますので、もうちょっと違った角度で尺度をぜひ探っていただけたらと思いますので、またちょっとやり取りをしていきたいと思います、今後、はい。

それと、図書館についてお尋ねをいたします。33ページの「市民から必要とされる図書館であるために」についてなんですが、ホームページを見ていきますと、以前閉架ツアーをやらせておられます。去年だったと思います。その閉架ツアーのアンケートの中には、閉まってある、閉架ですよ、閉まってある本を表に陳列して選ぶ楽しさを味わいたい、開架の、表のほんですよ、「開架の本がすぐに閉架にしまわれる」といった記述がございました。図書館というのは、やはり視察のときも申し上げましたけど、やはり知の殿堂でございますので、光の図書館18万冊のうち10万冊ぐらいですか、閉架にしまわれている状況でございますので、逆に下松はほとんどが光市の閉架の倍ぐらいのものが表に並んでいますので、現状ではすごく図書館は頑張っていると思うんですが、ハードという側面で非常に手狭といいますか、のところがあると思いますので、知の殿堂というふうにも申し上げましたけれども、新たな拡張といいますか、新しくするといいますか、そういうことがそろそろ必要なんではないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○末岡図書館長

御承知のとおりでございますが、光市立図書館は本年で築を37年となります。私も4月以降下松市立図書館の施設を3回施設を見学を含めて3回訪問いたしました。最新の設備機能をこさえた、2階部分も全部見せてもらいましたが、やはり光本館とは、当館とは大きな差があるというのは実感としての感じ、全くうらやましいなと思っておりますが、いずれこの件につきましては、図書館協議会の委員さんなんかもぼちぼち将来のことを考えていったほうがいいんじゃないかというような意見も出されております。これにつきましては、財政なことも含め総合計画の見直しなど大変大きな政策的な課題と

なってまいりますことから、今後とも図書館協議会や関係機関の方々にも御意見等お伺いしながらまた十分検討していかなければならないと考えております。

○森戸委員

はい、わかりました。武雄の図書館は半年で50万人というような新聞報道がございました。周南市もそれを習ってそういうことをやられるというような新聞報道も、駅のところで行われるという新聞報道も出ておりますので、図書館も非常に競争が激しいといえますか、やはり蔵書が多いところにはやっぱりお客さんが流れて、お店と同じで流れていくと思いますので、ぜひ御検討をお願いいたします。

あと2点要望でお願いをしておきます。

先の視察でもお願いをしたんですが、図書館最大の検索サイトカーリルのリンクをぜひお願いをいたします。

それと、勤労青少年ホームなんですが、評価委員会の御意見は49ページを見ると「B評価としたということであるが、A評価でもいいのではないかと思う」というふうに評価をされております。施設の利用という観点で見れば確かにそうなんですが、当初の目的から大きくずれてきておりますので、今後は建設当初の目的から逸脱をしてくるので、今後のどうするか、早急な検討をよろしくをお願いをいたします。

以上で終わります。

○森重委員

最後に1つだけお伺いいたします。

評価9ページですけども、光市スクールライフ支援事業、教育委員会さんにおかれましては、毎年この評価を、私も高く評価をしたいと思っております。大変な作業ですけども、1つずつの事業をやっぱり評価していくということにおいて素晴らしいお取り組みだというふうに思っておりますけども、この光市スクールライフ支援事業は、光市は独自の方法、一つ特色ある方法をとっておりまして、本来不登校児童生徒のために各自治体では適用指導教室とそういう形を持っておって取り組むところを、光の場合は待っているんじゃなくて支援員が足を運んで動いて、事前にいろいろなことに対処していこうという方法でこれをされております。今回はB評価ということで、この物差しもどこまでのものかというのは疑問ではありますが、全年度対比でBということに今回なっております。この評価からはちょっと出てこないところではありますけども、この施設を持たずにスクールライフ支援員さん3名を活用してこのような生徒に寄り添い根気の要る事業ですけども、コールをしておられますけども、光市としてはこの支援事業、施設を持つものと対比してどのようにこれを評価されているか。よそではこのスクールライフではなくて施設を持っているじゃないですか。それを一時期私たちもちょっと声を上げたこともありますけども、光市は独自の選択、こちらをやっていこうということで、もう何年も経ちますけども、今回こういう評価をされておりますが、施設があったほうがもっといいかというふうなところへの評価へは及ばないのかという、ちょっと言い方が悪いですけども、この評価からは形として出てきませんが、違う形のそういう取り

組みはどのように評価をされてるのか。ちょっと済みません、難しい。

○石丸学校教育課長

実際に不登校であります子供を抱える保護者の支援、家庭の支援というのは非常に大きな部分がございます、ですからこのスクールライフの支援員は家庭にも、家庭を主にも行くことができるし、非常に機動性が高いというか、その意味である程度の復帰率も上げておりますし効果があるものだと思っております。施設をつくった場合に、ちょっと県の課長会議とかでも話題になっているんですけど、施設にいる子供たちの数にかなり波があるんです。例えば、ほとんどいない状態でも指導員がずっと残っていくというふうなこともございまして、幾つか疑問点も他市町から聞いております。もちろん成果が上がっている時期もあるんですけども、そういった波があるというふうなことも考えますと、このスクールライフ支援であればいろんな状況に対応できるという部分の柔軟性、そういったあたりが非常に高いメリットではないかなと考えております。ですから、ちょっと今当面はこの形での継続で、しかも今光市の不登校数っていうのは、ちょっと昨年度は県平均ぐらいだったんですけども、割と県全体の平均から比べても少ない数で推移してきておりました。ですから、ある程度この制度、この事業の成果もあるのではないかなと考えておりますので、しばらくはちょっとこれで様子を見ていきたいなというふうなことを考えております。

○森重委員

よくわかりました。3名の支援員さんが対象児童数22人に対して870回の訪問を回数もそうやっておられますので、大変なお仕事と思えますけども、ぜひよろしく願いをいたしたいと思えます。

以上です。

○四浦委員

聞き漏らしたおかもわかりませんが、「はじめに」の項というか表紙のすぐ裏に出ていることで、ちょっと全部読むの省きますが、「地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正により、毎年教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い」ということについては賛成するものではありませんが、「この報告書を作成しそれを議会に提出するとともに交渉しなければならない」ということなんですけど、これはちょっと読み落としておるか聞き漏らしておるかわかりませんが、いつから始めたということになっておりますか。

○原田教育総務課長

本市につきましては、21年度から始めております。

○四浦委員

手法そのものによって聞くんですが、どの項目もそうなんですが、時系列、つまりき

よねんに対してことしがどうかというようなことが評価の基準になっている。例えば、23ページの野外活動センター周防の森ロッジの関係では、A評価になる場合は成果資料がいずれも達成され目標値を大幅に上回った場合と、成果資料の両方がおおむね達成された場合、B、Cは成果資料のいずれが達成できなかった場合、法律そのものが詳しく紹介されてなくて27条しか紹介されてないんですが、例えば全国平均とか、あるいは全県の年の平均とかそういうものと比べてどうなのかとかいうふうな手法というのは、全くこの法律では示されてないわけなんです。

○原田教育総務課長

手法自体は法律には規定されてはおりません。

○四浦委員

そうしますと、教育委員会としてもいろんなテーマがあるんですが、どのテーマについてもいわゆる全国平均だとかそういうものと比較をして評価を定めるというようなことは考えてはいなかったんでしょうか。

○原田教育総務課長

21年度からこれまでの間でそういう形の物差しは使っておりません。

○四浦委員

私も24ページの勤労青少年ホームの機能の充実というようなこの項を見ると、どうしても違和感があるんです。視察をしたということもありますし、委員会でも相当議論があったんですが、B評価になっており、24年度もBになっておりますが、これがBになる理由として目標値、いわゆる利用者ということのようですが、これは勤労青少年ホームという視点で評価を判定するというか、そういう手法ちゅうのは出てこないんでしょうね、出てこないからBに収まるんでしょうね。

○原田教育総務課長

成果指標のところを見ていただくと、24年度の達成率が104.7と主催事業の参加者数の達成率も234.4という数値を示しております。これだけを見れば評価のための指標と評価基準、下のあたりの部分なんですが、これで行けば「成果指標の達成率がいずれも100%を超え、いずれかの指標の達成率が110%を超えた場合」というのに、ここだけを見れば該当いたします。ただ先ほどからお話にも出ておりますように、青少年ホームの設置の趣旨、あるいはそのあたりから利用者の分析等をした中でB評価としたという形でございます。

○四浦委員

やばなことを聞きますが、そうしますと青少年ホームという名称から言うと青少年が主に使っていて利用者数がふえているということになればそれはA評価だけでも、そう

ではない、青少年ではない方が主たる利用者であるという風なことから、AではなくてBになったというふうに受けとめていいわけですね。

○森田文化・生涯学習課長兼人権教育課長

中ほどの事業施策の達成度の右側には書いておりましたが、言われるとおりの「依然重要である」このことを総合的に勘案してBというふうな私のほうの認識を持っておるところでございます。

○四浦委員

終わりです。

・・・・・・・・・・休 憩・・・・・・・・・・

2. 政策企画部関係分

(1) 付託事件審査

①追加認定第4号 平成24年度光市一般会計歳入歳出決算について (所管分)

説 明：森重財政課長、小田政策企画部次長 ～別紙説明書のとおり

・・・・・・・・・・休 憩・・・・・・・・・・

質 疑

○中本委員

まず、26 ページ、決算、成果についての 26 ページの第2次光市行政改革大綱実施計画の中で、遊休財産の処分ということで掲載しておられます。それから、ここに遊休財産の処分の 22、23、24 年度ということで、計画的に処分するということではありますが、なかなか一向に遊休財産の処分が行われていない状況です。

39 ページに先ほど説明がありましたように、行政財産と普通財産がありまして、まず1点、山林が行政財産になった理由について、ちょっとひとつお聞きをしたいと思います。

○森重財政課長

山林が普通財産から行政財産に変わった理由でございますけども、これは保安林に指

定されたということで、保安林ということになりますと、行政財産の区分になりますので、その関係で所管換えになっております。

○中本委員

了解をいたしました。その他の処分の件数がここに記載されております。まだまだ普通財産として非常に多く物件があろうというふうに思います。計画的に遊休財産の処分ということをもう少し積極的に進めていかなければいけない。いろいろ聞いておきますと、隣接の方に処分をしようということがまず優先だろうと。したがって、平米数が少ない土地、例えば 10 坪、5 坪というような隣接の土地、隣接にどうでしょうかというお話をまず持っていくわけでありますが、その単価の設定について問題があるというような話もあります。

その 5 坪、10 坪の単価の評価にするのか、あるいは隣接の買った方の一定の、隣が 50 坪あれば市の土地が 10 坪で 60 坪の評価をしてしまって、非常に単価的に遊休の不用土地が単価が高いというような状況もありますので、その辺の判断はいかがでしょうか。

○森重財政課長

売却する際の単価でございますけれども、隣接地、隣の方が一体利用されるという前提でお話を申し上げますと、当然一体利用される場合には、その本体の土地と評価は基本的には同じになるということもございまして、基準としましては一体利用した場合の単価とそこを単独で評価した場合の単価との、おおよそ中間あたりを今基準として価格の設定をしているところでございます。

○中本委員

理解はいたしております。したがって、単独の評価であれば、単価的に非常に問題があるというような話も聞いておりますので、遊休財産を積極的に行革の中で処分しようということになれば、単独の土地の評価、隣との一体の評価でやりますと非常に坪単価が上がってくるわけですね。そのあたりは、臨機応変に早く処分をしようという状況の中であれば、隣接の買う意欲がある方に対しては、積極的に柔軟な姿勢で対応する必要もあろうかなと。

行政としては、公平公正というのがありますが、その辺はよくわかります。わかりませんが、遊休財産の処分をしないとだんだん残ってしまって、まだふえる可能性がありますね。たくさんふえますよ。普通財産がふえるということで、積極的に行革の中で進めてほしいと。次年度に向けてこの決算の前で、今年度、次年度、あるいは来年度も含めて、しっかりと計画的に財産を処分するということを積極的にお願いをしておきます。

○加賀美委員

今の中本委員の質問に対しまして、お答えが半分レベルだというようなお答えがありましたけれども、これは従来から赤線、青線については、隣の地価の約 60%か、これにするという形で今実施していると。それから、近くにある道路の残った用地、いわゆる

端数地については幅が1 mならば6割、2 mならば6.5割、それで3 mなら7、そういうふうに数値が決めて今やっていると思うんですよね。これは後、担当部署で確認して正確にお答えいただきたいと思います。

次に、ちょっと私のほうから質問をいたしたいと思います。

まず、最初は先ほどありました24年度決算審査の参考資料の29ページ、それとこの主要成果のところね。この経常収支比率の29ページの数値が97.4になっていると。97.4ですけども、これは広域水道、中山川ダムを引き継ぎ債の償還をのけたところだと。97.4っていう気持ちはわかりますけども、実際は一般会計では98.2%だと。

本来であるなら、その経常収支比率が98.2と。当然中山川ダムの償還は恐らく今年度から年間で返していくと思うんですよね。そういう意味から、この経常収支比率は98.2だと思うんですよね。ところが、こちらのほうは97.4と書いてあると。もちろん少ないほうがいいですしね。だから、そういった意味ではここは98.2じゃなかろうかと。こっちの資料じゃあ、平成24年度は98.2になっていると。そのところはどのような考え方かちょっと教えていただきたいと思います。

○森重財政課長

まず、主要施策の成果の268ページの経常収支比率、これは一般会計における経常収支比率98.2を掲載しております。それと、決算参考資料の29ページに掲載している97.4、これは委員仰せのとおり普通会計の数値を載せております。これは、普通会計と一般会計の区分の仕方による差でございます。まず、一般会計というのは委員の皆様もおなじみだろうと思うのですが、普通会計は個々の地方公共団体の財政比較等を行うために、地方財政統計上統一的に用いられている会計でございます。

本市では、これが一般会計と墓園特別会計からなっております。普通会計におきましては、こういった財政比較等を行うための会計でございますので、一部事務組合の解散等に伴う新たな財政負担が生じたような場合、こういった特殊要因がある場合には、これは財政比較をするための数値に影響させないという、普通会計上の決まりがございます。その関係から、普通会計では光地域広域水道企業団引継債償還金につきまして、臨時的な経費として取り扱うのに対しまして、一般会計ではこれは経常的経費として取り扱うために、一般会計では経常的な経費が増加するということがございまして、普通会計に比べて経常収支比率が増加しております。これはあくまで普通会計という、会計のルールに基づくものでございます。

○加賀美委員

市債の状況の中で、これは一般会計の書類が出してあるんだけど、このあたりのこれとこの表とここに書いてある数値の98.2と97.4のところがちっとあらわされていないと。だったらそこのところの、市債として一応6億9,000万円ですか、だからこれが落としたところの数値を書いておくと、97.4の明細が違うんじゃないかというふうな見方になると思うんですよね。そこらあたりを、だって今98.2と書いてあるのに、これは一般会計は98.2ならばこの数値は98.2だなと。

今おっしゃったように、ああいうふうに特別にやった場合にはのけてもいいという方向性があるから出したと。だったらこちらの資料のほうもきちっと整理しておかないとね、みんなわからんと思うんですよね。今の御説明だけじゃね。じゃあ、94.0の前年度も同じようにそういうものがあつたら全部やっている。そういうお話になると思いますけどね。だから、そこをきっちり、98.2 じゃないよと。今回は 97.4 としましたよというのがここに書いてないと。あれ、98.2 になのに何で。

○森重財政課長

確かに普通会計上では特殊要因を控除するわけでございますけれども、光広域水道企業団の引継債につきましては、市債であることにかわりはございませんので、市債の一覧等には当然これは載せております。決算資料のつくり方としては、全てのもの載せることが基本でございますので、載せております。ただし、他市との財政比較等を行う場合には普通会計でということになりますので、その際には、それを控除して数字を算定しております。

○加賀美委員

確かにわかるんですよ、それは説明に書いてもあるし、これをやってもいいということやから 97.4 にやったと。しかしこちらは 98.2 になっているのに、これとの関係はどうかなというときに、ちゃんと説明を入れておくべきだと、そうして。こちらには何か知らん、書いてあるけども。こちらのほうじゃ 98.2、ここの差は何だったんかと。だから、中山川ダムを引き継ぎ債が幾らあつて、これをのければ 97.4 になりますというような説明があるんじゃないかと思うんですよね。そこらあたりはちょっと、もう少しわかりやすくしていただきたいというように思います。

次に、97.4 というのが非常に率が高くなってきていると。つまり、いわゆる弾力的にこのお金を使う比率が非常に少ないと。約3%としても6億円くらいしか自由に使うお金がないと。こういうふうになってくるわけですよ。結局、97%になったらあと3%しかない。なら200億円として6億円余りしか自由に使うお金がないとこいう見方をされていくわけですけども、今後どんどんこういうふうになっていくということに対する具体的な取り組み策というのがもう、この決算をもとにして立てられているのかどうか、まずそこを尋ねてみたいと思います。

○森重財政課長

経常収支比率でございますけれども、経常収支比率を算定する際の経常一般財源、これには市税、地方交付税等の経常的な収入が入ってくるわけでございますけれども、本市の場合には特に法人市民税の歳入状況によって経常収支比率が大きく変動するということがございます。このため経常的な経費を削減していくのは当然でございますけれども、そういった経常的な経費を削減していく以上に、市税の収入が落ちていくということがございますと、経常収支比率は悪化していくということがございますので、ある程度税収によって経常収支比率が変わる、光市の特殊なところだとは思いますが、そ

ういったことで正直申し上げますと、なかなか先が見通せない部分でございます。税収が特に関係してくるもの思っております。

○加賀美委員

確かに法人市民税がいわゆる 10 億円、かつては 41 億円あったやつが今は 10 億円になっていると。これは極端に下がってきていると。これはもう企業の努力で増やしてもらわないとしようがない段階ですよ。そしたら、後やろうと思えば財政健全化計画にある中身について、例えば市税の徴収率の向上を上げるとか、あるいはいわゆる貸し金ですかね、5 億 6,000 万円残っているその未納金を徴収するとか、そういう手は組めるんじゃないかと思うんで、そこらあたりはまた積極的な経常収支比率を下げるための対策を組んでいただきたいと思います。

次に借金の問題に入りたいと思います。256 ページを。主要施策の成果についてですね。そこに、35 億円ですね、この合計が出ているわけですが、今回の 35 億 9,600 万円の明細が出ているけども、そこに今言う広域水道の引継債の 6 億 8,900 万円というのが、ここに載っているわけですが、この紙の上のほうに合併特例事業の 8 億 9,000 万円ですかね、この合併特例債については年度ごとの返済額が出ているだと思いますよね。こういう分は、どうなるんですか、結局合併特例債としてこの銀行で、山口銀行と地方公共団体でお金を借って、それを返済していくと。

一方では、合併特例債として地方交付税の中に入り込んでくると、これがそこらあたりの兼ね合いというのは、今言うその、今の会計制度のもとでは引き下げはできないんですかね。だから、借ったら何年返済でそのまま返していくという形になるんか、そこらあたりちょっと教えていただきたいと思います。

○森重財政課長

合併特例債でございますけれども、対象となる公共施設等によりまして、借入期間が異なってまいります。この借入期間に応じて当然返済をしていくわけでございますけれども、その返済があったものについてその元利償還金の 70%を普通交付税を算定する際の基準財政需要額に参入するということになっております。

○加賀美委員

結局、合併特例債、258 ページに 8 億 9,700 万円の 24 年度元金が 5,300 万円ですか、これだけ返しますと。それに対して 70%、これが交付税で生きてくるということになるんですね。いや、このじゃあね、この合併特例債は何年で償還する予定になっているんですか。

○森重財政課長

合併特例債の償還期間でございますけれども、償還期間につきましてはものによって 10 年であったり、20 年であったりと何年と決まったものではございません。

○加賀美委員

具体的なやつで、三島温泉健康交流施設はこの8億幾らについてはどのくらいの償還ですか。

・・・・・・・・・・・・・・・・休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・

○加賀美委員

何を言いたいかというと合併特例債は今お話によりますと、これは月々ここに書いてあるように8億8,700万円でしたら、5,300万円とこれと利息の2,200万円の合わせた7,600万円について、この70%が地方税として返されていくということですね。これで大体理解できました。

それで、もう1回ですね、ちょっと同じように公債費の件についてお尋ねをいたします。これは決算審査参考資料の32ページ、これですね、これは市全体の借入金の残高を一部組合も含めたところの全体の借金を出していただいているわけでありまして。24年度末は423億円と。この中で、本当に資産となるその市債ね、これがやっぱり一つの基準になってくるんじゃないかと思うんですよね。

だから、そういった意味で平成19年度が508億円あったと。5年間に100億円、だから23年度末までに100億円減らすというのが従来の計画であったわけですが、その段階で平成19年度末の借金残高をこの臨債をのけた金額と、平成24年度の末の臨債等をのけた金額がどのくらいになっているか、そのところがわかれば教えていただきたいと思います。

○森重財政課長

まず、24年度の臨時財政対策債を除いた借入金の総額でございますけれども、約328億5,000万円となっております。19年度でございますけれども、同じく臨時財政対策債を除いた残りの借り入れ総額というのは約45億3,000万円となっております。

○加賀美委員

今、報告がありましたように、19年から24年においてはもう110億円余り借金が減っているんですよね。だから、実質的な光の資産となる、市債というべきものは328億円と。非常に努力されて借金がどんどん減ってきているということが、ここに出ていると思うんですよね。そこらあたりについて、このあたり今光市の借金の328億円というものをやっぱり表に、どこかの形で出すべきじゃないかと思うんですけれどね。それだけ、市も努力して将来に残すべき借金を減らしてきているんだと。この臨時財政対策債というのはもうわかり切っておりますけど、これは一般経常経費に使われるもので、国が金がないからこういうふうに借金してくれということだったんでね、本来の市債というものは328億円だと、今お答えがあったんでね、こんなに下がっているとそういうふうに理解してよろしいでしょうか。

○森重財政課長

おっしゃるとおりでございます。

○加賀美委員

では、市債の分につきましてはこれで終えたいと思います。

もう少しありますけども、ちょっと後ほどまた聞かせていただきたいと思います。

○森戸委員

今、説明があった中で、ちょっと気づいた点についてお尋ねを、まずしたいと思いません。決算書の 51 ページの寄附金についてお尋ねをいたします。

2 億 2,000 万円の寄附金が 24 年度はいただいたということで、そのうちの 2 億円程度は出捐金が返ってきたものということなのですが、この寄附をされた方に対するお礼といえますか、そういうものは何か、ふるさと納税に関してはあるんですかね。

○小田政策企画部次長兼企画調整課長

ただいまの 51 ページの一般寄附金のうちの、いわゆるふるさと納税、光市でいいますとふるさと光応援寄附金についての状況についてお答えをいたします。

今年度、24 年度の決算はこのうち 11 件、155 万 5,000 円がふるさと納税にかかるものでございまして、これに関しては毎年度いただいたものを翌年度の予算の中で、例えば子供に関する支援、おっばい都市とか、自然敬愛都市とか、安全安心というような基本メニューとその他の項目に分けて寄附をいただいております。その中で、活用状況について、活用の予定をまずいただいた年度末に送付をいたしております。その後、活用した結果についていただいた方に対して、その結果を写真とかお礼のメッセージとか子供たちの声とか、そうしたものを含めてお返しをしておるのが現状でございます。

○森戸委員

わかりました。それは額にかかわらず、どの辺の金額が最低金額なのかわかりませんが、そういうことなんですね、件数に応じてということですかね。

○小田政策企画部次長兼企画調整課長

額にかかわらず全件、全ての方にお返しをしておる状況でございます。

○森戸委員

わかりました。また、次につながるような形で、引き続き次につながる、またもう 1 回してもらおうというようなくふうもされているということで、理解をいたしました。

それと、53 ページの市町村振興宝くじ交付金、この交付金の性格といいますか、これは例えば光市内でこのくらいこのくじが売れたからその部分として返ってくるものなのか、そういう性格ではないですね。

○森重財政課長

おっしゃいますように、光市の分ということではございません。

○森戸委員

わかりました。ゴルフ場利用税とか、入湯税、あとはたばこですか、あとは軽自動車、収入の側ですよ。例えばそういう形で、この光で消費もしくは物が売れたとか、そういう部分で返ってくるというものはほかにはなかったんですかね。あれば、積極的にそれをお勧めをしていくという形で、収入をふやしていくということができると思うんですが、そういったものはございませんでしたよね。ちょっとその確認だけ。

○森重財政課長

今のところ思い当たるものがございません。

○森戸委員

失礼しました。それと、75 ページの上から3、2 段目ですか、376 万 3,000 円の火災保険料を建物に、公共施設 70 施設に対して掛けているということですが、この火災保険料はどこの会社と契約しているのか、その契約するときどういう条件で契約するのか、選定条件というんですか、そこの会社を選んだ。これは、民間ではないのかな、市有物件とか、そんな感じですかね。その辺ちょっと確認だけ。

○森重財政課長

この保険は市有物件でございます。

○森戸委員

わかりました。理解いたしました。それと、同ページの地方自治協会負担金 2 万 7,000 円というのがあるんですが、これは何の目的の負担ですか。

○小田政策企画部次長兼企画調整課長

これは、企画管理事業のうちの2万 7,000 円でございますが、これは地方自治研究機構というところがございまして、地方自治の発展のために高齢化問題、国際化問題、経済構造の変化等に関して、調査研究をする団体でございまして、こうしたものの中に賛助会員として光市のほうは加入をしておる状況でございます。市長会のほうで基本的に全国で 340 の団体が加入をしておるというふう聞いております。具体的には今申しましたような調査研究等々を実施をさせていただいているという状況でございます。

○森戸委員

その調査研究をしているものとして、毎年光市に対して何かレポートか何かそういうものが送られてくるのか、もしくはこれを使ってどういうふうにご利用されておられるのか、その辺をお願いします。

○小田政策企画部次長兼企画調整課長

今言われました賛助会員の特典といたしましては、報告書、資料集、講演集等が無料で配布をいただいておりますという状況でございます。

○森戸委員

わかりました。800市くらい、全国には800市くらいあると思うんですが、そのうちの半分は入っていない、半分といいますか、3分の2は入っていないような状況なんですが、この負担は必要なんですか。その判断をお願いします。

○小田政策企画部次長兼企画調整課長

これまで必要ということで予算計上し支出をしておりました。ただ、委員仰せのように時代の変化に伴いまして、近年合併以降の状況の中で市町村の状況が随分変化をしております。それぞれの団体の特色に応じた調査研究というものを独自に行っていく必要等も生じてきております。そうした状況の中で、25年度において脱会をいたしましたという状況でございます。

○森戸委員

わかりました。そういうことであればオーケーします。

次に、77ページに情報推進費の中に、同じように地方自治情報センター負担金9万円というのがあるんですが、これは何でしょうか。目的と、負担をすることでどういう成果を得られているのか。

○坂本広報情報課長

地方公共団体向けに各種情報化に関する資料等の提供を行っております地方自治情報センターに、加入団体として必要経費を支出しているものでございます。

○森戸委員

だから、なぜ必要なのか、これを負担することによって得られた成果は何なのか。

○坂本広報情報課長

各種の情報提供をいただいております。

○森戸委員

その各種というのは何ですか、詳しく。

○坂本広報情報課長

各種の情報化に対する、各自治体の取り組み状況でありますとか、国の動向でありますとか、また各種、国の施策の紹介等の情報でございます。

○森戸委員

先ほどの小田次長のところの話では、全国のうちどのくらいと、どのくらいが入っているというようなお話だったんですが、これに関してはそういう状況はつかんでいらっしゃいますか。

○坂本広報情報課長

全国の市町村が加入していると認識しております。

○森戸委員

これに入らなければ、時期得た、タイミングを得た情報が入ってこないんですか。情報推進にとって。

○坂本広報情報課長

入ってこない場合もございますし、このセンターが提供するLGWANサービスの全国的な回線使用等に関する情報が得られないということがございます。

○森戸委員

LGWANとは何ですか。

○坂本広報情報課長

市町村と国県と相互に接続する回線でございます。

○森戸委員

わかりました。その何段か下の総合行政情報システム法改正対応委託料というのがございますが、これもうちちょっと詳しく教えていただけますか。何か自治体の取り組み状況とかそんな話もあったような気がしたんですが、もう1回教えていただけますかね。

○坂本広報情報課長

これにつきましては、滞納整理システムの関係の税改正に対応するためのシステム改修でございます。

○森戸委員

何件のシステム改修ですか。

○坂本広報情報課長

滞納整理システム改修が1件、それから基幹システムの改修が1件の計2件でございます。

○森戸委員

こういったシステム改修に関して、すぐ下に調達評価支援があるんですが、これは調達評価ですから、最初に導入するときのコンサルだと思うんですが、そういった一旦入れて改正をしていく場合、コンサルでそれが安いのか、適切なのか、もっと安くならないか、効果的なものはとかそういった判断をこの補修委託を導入されるときにはやられたんですか。

○坂本広報情報課長

滞納整理に関しましては、400 数万円だったと思いますが、コンサルに関しましては200 万円以上の件について行うことにしておりますので、コンサルでの精査を行っております。

○森戸委員

わかりました。コンサルの話になったので、コンサルのほうに行きますけれども、この下の調達評価支援コンサルティング業務、これをやったおかげで、どのぐらいの削減効果がトータルとして24年度あったのか。

○坂本広報情報課長

24年度につきましては、調達コンサルに計7件精査のほうを委託しております。当初見積もりが1億1,000万円に対して、評価精査の結果、約8,500万円ということで、約2,500万円、率にいたしまして、23.1%の削減ができたところでございます。

○森戸委員

ちなみに、この支援を委託したところは、ソフトウェアセンターだと思いますが、それでよろしいんですね。

○坂本広報情報課長

はい、そうでございます。

○森戸委員

もちろんソフトウェアセンターを使うということはお金を出しておりますし、市長が社長でありますから、あそこを使うというのが至極当然なんですが、セカンドオピニオンといいますか、ほかにもこういったことを支援評価をしてくれるところというのは結構あると思うんですが、そういったソフトウェアセンターだけではなくて、ほかにも委託できそうなところ、そういうところを調べられたことってございますか。

○坂本広報情報課長

現在までのところ、そういった調査研究はしておりません。

○森戸委員

この委託自体は、当然入札じゃないと思いますが、随契ですよね。

○坂本広報情報課長

随契でございます。

○森戸委員

わかりました。ぜひ、お願いしたいのが、ここのソフトウェアセンターの競争力というんですか、能力を高めるためにも、競争が起きるような環境をぜひつくっていただきたいと思うんですが、いかがですか。

○坂本広報情報課長

今後の研究課題にしたいと考えております。

○森戸委員

わかりました。

それと決算書の49ページ、ちょっともとに戻りますけれども。

財産貸し付け収入がございます。1億とちょっと入ってきますかね。遊休地を貸したり、売却をしたりする場合について、ちょっとお尋ねをするんですが、これを売却したり、貸したりするに当たって、専門家の御意見を取り入れてやっていらっしゃるか、どうか。その辺をちょっとお尋ねします。

○森重財政課長

まず、遊休地の売却についてでございますけれども、当然、価格、予定価格の設定につきましては、庁内の用地担当部署のほうにお願いをして、予定価格を算定していただいております。それをもとに入札を実施しておりますので、特に専門家に依頼するということはございません。

○森戸委員

建物もですか。

○森重財政課長

建物についても同様でございます。

○森戸委員

わかりました。私の机上の理論なんですけど、専門家をお願いをしてやったほうが高く売れたりとかですね、その辺ができるんじゃないかと思った意味で質問したんですが、そういったことは必要はないというふうに思われるのであれば、それでいいんですが、いかがですか。

○森重財政課長

土地の売却に限って申し上げますと、規模の大きいものになりますと、やはり、なかなか評価が難しいということもございますので、その際には専門の鑑定士、不動産鑑定士に評価依頼をしているところでございます。

○森戸委員

了解をいたしました。

次に、主要施策の成果のほうにまいります。

18 ページのパブリックコメントについてお尋ねをいたします。

パブリックコメントについては、意見募集の件数がこの3年間を見ても非常に少ないといえますか、24 年度に当たっては4回を実施をして、3件しかパブリックコメントがございませんでした。これ前々からの課題なんですけど、何らかの工夫が必要ではないかと考えますが、いかがですか。

○小田政策企画部次長兼企画調整課長

今、パブリックコメント制度に関する意見の提出状況等々でございまして、パブリックコメント制度自体は、市の政策形成過程におきまして、市民の市政への参画機会を確保するとともに、市民への説明責任を果たすことで公平性の確保と透明性の向上を図ることを目的とした制度でございまして、

ただいまの意見が少ないという御指摘でございまして、今の主要施策の成果 19 ページに記載しておりますとおり、近年では多いものでも後期基本計画の3名8件でありまして、過去では、平成 18 年、一番最初にパブリックコメントを行った総合計画の基本構想部分でございまして、これが9名23件と、これが最高となっております。

こうした傾向につきましては、他市においても同様な状況でございまして、企画関係の総合計画に関して申し上げますと、周南市が平成 21 年5人、下松市が2人、22 年でございまして、というような状況となっております。この制度自体は、そもそもの起源が行政手続法における国民の意見陳述機会について均等性を確保しようとするものでございまして、

簡単に申し上げますと、国会審議、いわゆる市でいいますと議会の審議、これを経ない省令、政令など、法律以外のものですね。こうしたものの制定時に、特に国民に義務を課したり、権利の制限をする場合に、国民に意見を公募する手続を法的に意見公募手続ということで、行政手続法に位置づけておるものでございまして、

一方、市のパブリックコメント制度につきましては、この意見公募機会の確保に加えて、市民参加あるいは市民からの意見募集という側面が強いものでございまして、したがって、ここからが結論になりますが、市民意見の把握におきましては、各種計画の策定段階において、市民を交えたいわゆる市民協議会でアンケート調査、そしてワークショップ、あるいは地区での対話集会、こうしたさまざまな手法によりまして、市民意見を把握するよう努めております。そうした手段の一つとして捉えておるという状況で

ございます。ただ、議員御指摘のとおり、さまざまな形で、この件についても意識を高め、募集状況を高めていくためのPR等には引き続き努めてまいりたいと考えております。

○森戸委員

下の市民アンケートとあわせてもお尋ねをいたしますが、この市民アンケートも50%以上回収率を目指していらっしゃるということで、その辺の回収率を上げる工夫が意見を聞くという部分において、その結果の回収率を上げるという一緒の、パブリックコメントとも一緒のことだと思っておりますが、そういった中でパブリックコメントも含め、市民アンケートも含めて、他市の事例で回収率をアップさせたりしたケースで、参考にできるもの、そういうものを探っていらっしゃいますでしょうか。

○小田政策企画部次長兼企画調整課長

これは、今、委員御指摘がありましたように、やはり、光市の市政運営の柱であります対話の部分の大きな一つの指標の聴取機会でございます。したがって、目標を設定しておりますように、市といたしましても、これの向上は大きな命題と考えております。他市の状況等に関しては、本市と同じように毎年市民意識の変化状況をつかんでおられる市が、例えば、県内で言いますと山口市さん等が毎年同じような形で実施をされております。こうした自治体におかれましては、他市のことを数字を言うのがどうなんかなとは思いますが、39%から41%とうちとほぼ同等、あるいは少し少ないような状況でございます。また一方、5年に1回ペースの総合計画の策定時にやっておられるところは、これはちょっと余り名称を言わないほうがええかと思うんですけど、そういう市では、50%に届いておる市もあつたりいたします。

また、本市におきましても、さまざまな形のセクションで計画をつくる際にも、こうしたアンケートという手法を多用しております関係上、重複、同じ年度に、ここに掲げておりますように、多くの調査を実施することもございますので、項目数も多いということも含めて、毎回、市民アンケートに限りましては、他の調査項目との重複を避ける意味等も含めて調整を行っておるところでございます。ただ、いずれにしても、回収率の問題には抜本的な解決まで至っておりませんので、平成24年度におきましては、今までサンプル数を1,000サンプルにしておったのを、倍増2,000サンプルにいたしましたところでございます。こうした形で結果的には、回収率は44.2%と若干上がってはおりますが、50%に至っておりませんので、そういう一手法として、配布数を増加をさせているというような状況でございます。

○森戸委員

わかりました。さまざまな工夫をされて上げられているということと、なかなか回収率、興味がある、ないの部分で相当回収率に差がありまして、中学校とか小学校はさすがに100%、先生がまとめられるんで返されるんだらうと思うんですけど、最後にちょっと意見を聞く体制といいますか、やはり、どれだけ多くのチャンネルを持つかという、

回収率も大事なんですが、どれだけ多くの市民の皆さんの意見を聞くチャンネルを持つかということが一番の今後のポイントではないかと思うんですが、その中には、今まで市民集会や今後の総合計画に対してやられていくんですよね。いろんな各地域を回っていくというような方法もあるんですが、いろんなメディアも含めてチャンネルをふやしていく。例えば、ラジオなんかもやってるところもあるんですけども、そういう工夫が今後は必要ではないかと思うんですが、その辺についてはどのように考えられますでしょうか。

○小田政策企画部次長兼企画調整課長

先ほどもお答えをいたしておりますように、対話の基本、市民との対話を進めるということと、一方では、市の情報を市民の皆さんに伝えるという手段でもあります。その関係上、若干、制度的に整理をいたしてお答えをいたしますと、まず市民ニーズの意識を把握する手法といたしましては、大別して3つの手法があるというふうに市では分析をいたしております。

1点目が個別の広聴。これは市長への手紙、あるいは窓口、それぞれの窓口での意見、こうしたものを把握する。これのメリットとしましては、個人の思いを直接お聞きし、回答することもできるということですが、個人的な思いにとどまったり、特定の意見にとどまったりするという点もあります。これも一つの個別広聴という制度的なものの一つとして捉えております。

もう1点が、集団広聴。これは市民の対話集会、あるいは「市長と気軽にミーティング」、団体等との懇談、こうしたものもございまして。こうしたものは一定のテーマに基づいて広く市民と行政とがキャッチボールができると。こうしたものの一つに議会が行われているものも含まれてくるのではないかというふうには考えております。

3点目でございますが、調査広聴。これが市民アンケート調査に該当するものでございます。

このようないろんな手法、大別して3手法。こうした3手法を基本にいたしますとともに、それ以外の広聴活動として、具体的広聴とは違いますが、各種審議会、総合計画で申し上げますと、まちづくり市民協議会。こうしたものの意見集約。あるいはパブリックコメント、これも議員御提言のもの。これも、こうしたその他の広聴に含まれるということで、多様な手段を講じながら、その目的、目的に合った形で意見を集約をしておりますし、特に計画類の策定等々におきましては、議会の皆様方からの御意見、これも貴重な市民意見の一つとして整理をしていくと。そうしたものを総合的に交えながら、市民との意識の把握に努めてまいりたいというふうには考えております。

○森戸委員

チャンネルも日々進化をしておりますので、その辺も含めて調査をしながら、また新たな広報できる手段も含めて検討いただきたいと思っております。

その関連でちょっと――終わりましたでしょうか。

○委員長

関連で、じゃあ1点ですか。

○森戸委員

すぐ下に、行政情報の公開提供の充実っていうものがあるんですが、これ財政状況、今のところに関連をしますけれども、財政指標なども活用しながら、市民が理解しやすく、総合的に把握が可能となるよう財政状況の公表方法を充実するというふうに書いております。

19 ページに、これこれ、これだけホームページ等で、広報等で掲載しましたというふうに掲載が書かれてるんですが、実際に、例えばホームページとか、どれだけこの項目を見ていったのか、その辺まではきちんとチェックをされておられますか。

○森重財政課長

ホームページの閲覧数でございますけれども、これにつきましては、庁内でも把握できますので定期的に確認してるところでございます。最新の情報は8月になりますが、財政課のアクセス数というのは、320 件になります。

○森戸委員

その 320 件が多いのか、少ないのか。ここの 19 ページには、23 年決算とか、いろいろ載ってるんですが、その細い部分まではわからないですかね。財政課の閲覧数までしかわからないですか。

○森重財政課長

アクセスについてでございますが、財政課の、おっしゃいますように、どこを見られたかというのは、これはわからない部分でございますけれども、ただ、月別にそのアクセス数を見ていきますと、新年度予算発表がありました後、2月から4月にかけてのアクセス数が最も多くなっておりますので、それらに関心を持つ方々が多いのかなというふうに理解しております。

○森戸委員

いや、身内でしょうけどね。だから、身内が、我々も含めてですよ、そうじゃないところにどう見ていただくか。これ財政情報を見ていただくって、すごく大切なことなんですよ。普通の市民が見ていただいて、これだけ財政状況、いいも悪いも含めて、きちんとすれば、市民の行動、日常行動にも大きな変化があると思いますから、これを載せるのはいいんですけど、どれだけの人がどういうふうに見てるかっていうのが把握をしておかなければいけないと思いますので、ほとんど我々だろうと思いますから、その辺のところを広げるようなことを意識しながらやっていただきたいなと思います。

具体的に言うと、よくあるのが、このホームページについて見やすかったか、どうかも含めてホームページには出てるんですが、光市としては、そういうことはやってらっ

しゃいますかね。

○坂本広報情報課長

ホームページの見やすさ、利用しやすさの調査についてですが、光市としては、そういった状況が調査できるシステムに今のところなっておりません。

○森戸委員

他市の自治体では、それ自体が見やすかったですか含めて、すぐ送信できて、反応を得られるような仕組みもございますので、ぜひ、仕組みを参考にいただければと思います。

あと、ホームページ等に関するアクセス数ですか、それ自体は、他市もしくは比較をするとどういうふうに思われますか。近隣、先進地帯と比較すると。ホームページの閲覧自体ですね。

○坂本広報情報課長

ホームページの年間アクセス数でございますが、光市におきましては、24年度主要施策の成果でもお示ししておりますが、36万3,000件程度となっております。近隣の下松市が34万1,000件。周南市が80万1,000件、山陽小野田市が66万8,000件、萩市が28万2,000件、柳井市が26万5,000件などとなっております。

先進自治体につきましては、どこが先進自治体か、ホームページの内容なのか、アクセス件数なのかというあたりも含めまして、最近そういった情報がホームページ上に出てないこともありまして、把握をしていない状況でございます。

○森戸委員

わかりました。今聞く限りでは、人口にも当然よるんだろうと思いますけれども、山陽小野田は多いなというふうに思いましたので、何か争点があったのかもわかりませんし、工夫があるのかもわかりませんし、見ていただくことを意識しながらやっていただければと思います。

・・・・・・・・・・休 憩・・・・・・・・・・

質 疑

○森戸委員

続きでやります。

主要施策の成果の20ページ下のICTの活用ということで、各種申請届け出の電子化というところがございますが、毎年、22年に8手続、3年も8手続、24年が9手続というふうになっています。この電子手続ですが、どこまでを電子手続をするのを目標としていて、現在はどこまでできているのか。それと、今まで手続を導入された電子手続の利用率はどのようになっているのか、お知らせください。

○坂本広報情報課長

電子申請の関係のお尋ねでございますが、電子自治体に向けた取り組みとして、インターネットを活用して、自宅や職場から各種行政手続きができるように、平成 17 年度から県内全市町が参加して、電子申請サービスを開始したところでございます。

手続きの目標数を 40 手続きとし、申請届け出の電子化を行い、28 手続きが随時受け付けられるような状況となりました。しかしながら、利用件数が伸びず、費用対効果の面から、平成 21 年度から県の電子申請サービスの利用を中止し、光市独自のホームページ上でのサービスに移行したところでございます。

現在、光市のホームページ上で行っております電子申請サービスは、委員仰せの昨年度につきましては 9 手続きとなっているところでございます。

このサービスにつきましては、あくまでも申請の予約サービスであり、実際書類の受け取りには窓口に出向く必要があることなどから、利用が進んでいない状況にあります。現在、数値的な目標は持っておりません。

なお、利用率につきましては、昨年度の実績で言いますと、住民票の写しの交付申請が 1 件、印鑑登録証明書の交付申請が 3 件の計 4 件でございます。

○森戸委員

思った以上に少ないなと思います。私チェックをしていなかったのですが、この手続きに関するコストはどのぐらいかかっていますかね。

○坂本広報情報課長

先ほど御説明いたしました、県のシステムに参加していた当時は、年間二、三十万円かかっておりました。21 年度から県のサービスを中止して、光市独自のサービスということで、ホームページ上で行っているところでございますが、経費については無料といたしますか、特別かかっていない状況でございます。

○森戸委員

わかりました。現状のサービスで言うと、具体的に言うと、23 年にスポーツ館と公園とか、図書館も含めて、ああいう部分はもっと手続きがあるんですかね。その電子手続き。当然、紙をもらって行くわけじゃないでしょうから、23 年についてはわかりませんよね。24 年決算がないので。

○坂本広報情報課長

今の施設の予約とか、図書館の予約とかについては、この電子申請のサービスには含まれておりません。今、8 手続き、9 手続きという中身でございますが、これにつきましては、住民票、印鑑証明関係が 3 手続き、それから税関係が 3 手続き、その他後援・共催申請の手続きが 1 手続き、それから随時といたしますか、臨時といたしまして、体育関係のスポーツの参加申し込みの手続きが 1 件ということになっております。

○森戸委員

どう論理展開していいのかわかりませんが、やっているわけですから、事業は事業ですよ。に対しては、どういう評価をされていますか。

○坂本広報情報課長

なかなか普及しないということがあるんですが、この電子申請とは別に、窓口においていただく申請がほとんどではございますが、窓口で申請しなくて済むように、申請書のダウンロードのサービスがホームページ上で行っています。その手続きが約 150 件程度あるかと思っておりますが、そういったサービスの広報等も行っていけたらと考えております。

○森戸委員

はい、わかりました。実態を聞いてみましたので、次に行きます。

次は、その下にあります、行政評価システムの構築というところで、23 年度から施行検討をやらせておられます。24 年度は施行結果を踏まえて検討ということなんですが、検討された結果はどのようになっているのか。いつから本格運用をするのか、その辺をお知らせいただけたらと思います。

○福原行政改革推進室長

今、事務事業評価についてお尋ねをいただきました。主要施策の成果の 21 ページに記載しておりますとおり、22 年度決算から評価対象を予算事業に拡大し、24 年度におきましても、平成 23 年度決算について施行実施を実施しております。

お尋ねの本格実施、また、その施行した結果ということでございますが、まず施行した結果、本年度考え方を、去年の決算と考え方を変えまして、まず棚卸しが必要だということで、新たに本年度棚卸しを含めた事務事業評価、業務ということで、事務事業と業務と 2 つあるんですが、事務事業の細分化として、業務、各個人が持っている仕事をそれぞれ棚卸しして行って、それから事務事業をつくっていくと、そういう形に切りかえまして、そういった取りまとめを現在行っており、この状況にもよるんですけど、運用につきましては、来年度から事務事業評価を本格運用できるように事務を進めているところでございます。

いずれにしても、本格運用ということになりますと十分な検証も必要となってまいりますので、来年度の予定で考えておりますが、そのあたり実際、今検討している際にさまざまな問題も、また出るかもしれませんので、明確な、必ずやるということもなかなか難しいことなんですが、御理解をいただければと思っております。

○森戸委員

26 年度からやるって言われまして、必ずやるとは言えませんというの、ちょっとわかりにくいんですけども、例えば、これ導入するに当たって、きのう教育やりました

けれども、教育は評価委員会というものをつくってるわけなんですけど、そういった第三者的もしくは学識経験者なり、そういったもので点検をしていくとか、そういうこともあるんですか。

○福原行政改革推進室長

現状、今、考えているのは、点検につきましては、第三者評価という形じゃなくて、行政改革の推進本部会議、そういった組織もございますので、そういう形で点検していくということになります。

○森戸委員

客観的な評価、いや、内部の評価じゃなくて、客観的な評価というものはもらわないんですか。議会とは別に。

○福原行政改革推進室長

客観的な評価に関しましては、具体的にそれを第三者評価というような位置づけではなくて、行政改革市民会議というのを年数回開いておりますが、そちらのほうで当然報告はさせていただいて、意見等はいただくようにはなります。

○森戸委員

わかりました。内部にちょっと立ち入ってきますので御意見として申し上げておこうかと思えます。

きのうの教育の部分では第三者評価を、第三者評価というか、点検の委員会の中でいろんな御意見をいただいて、その意見についても明記がされているんですけど、その中でちょっと疑問に思ったのは、3時間程度ぐらいしか、なかなかやりとりをしてないというようなことで、どこまで、その部分が正確なのかという、要は現場を見ていく仕組みをつくったりしないと、なかなか本当のところが見えにくいというのが一番思いましたので、例えば、その行革市民会議にしても、この前ちょっと、そこを歩いてたら、行革市民会議が委員さんと勉強しておられるというようなことをやりましたので、そういう勉強の機会がふえていけば、中身もわかって評価もできていくんだと思うんですが、そういう部分、勉強の時間をとるとかですね、現場を見ていただくとかですね、そういうものっていうものは考えて、今のところあるんですか。そういうお考えというのは。

○福原行政改革推進室長

事務事業評価ということにかかわらず、行政改革ということで取り組んでおりまして、ちょうど議員今仰せられた勉強会の関係でございますが、今月ですか、今月3回ほど個別に勉強会を今開催しております。これは今までそういった取り組みはなかったんですが、我々行革の係員も初めてでございますし、委員も今まで10人だった委員が15名という形であるような体制になっておりますので、お互いに勉強をして市のことを考えて

いこうよということによってやっております。そういった中で、今御提言もありました、いろんなものを見て視察的なものも含めて考えていきたいとは思っております。

○森戸委員

わかりました。よろしく願いをいたします。次に、24 ページについてお尋ねをいたします。外部委託の推進ということで民間委託の推進が掲げられております。民間委託に関しては一通り終わってきたのかなと。あと、この 25 ページで見ていくと、ごみ収集の分の残りがなくなっていくんだらうなと思います。それをのけて、今後、民間委託に関して何かお考えがあるのか。その辺はどういうふうに、「24 年度に関しては引き続き段階的な業務の民間委託を検討」というふうに書いてありますので、今の現時点の中で、24 年度の現時点の中で民間委託は何か考えていらっしゃるんですか。

○福原行政改革推進室長

民間委託につきましては、「民間にできることは民間へ」の理念のもと、行政サービスや行政責任の確保等を十分検証した上で民間への業務委託を推進しております。そういったことで、こちらのほうに、主要施策の成果には、これまでの公共施設への指定管理者制度の導入や可燃ごみの収集業務、そういったものが書いておるところです。

それで、先ほど委員もおっしゃられたように、民間委託全般につきましては、今までも本市におきましては、電算システムの関係なり、建設工事等の設計業務、施設設備のメンテナンス、こういう一般的なことから民間委託、外部委託をやってきたところでございます。

お尋ねいただきました、今後の民間委託の予定ということでございますが、新たな業務ということではございませんが、指定管理者制度の導入を今促進しているわけですが、こういう指定管理者の導入、こういったことに関しまして、さらなる民間能力の活用を念頭において、市民サービスの向上に努めていきたいというふうに考えてはおります。

○森戸委員

今の御発言だと、指定管理者を担える部分をふやしていく。どういうことですか。もう 1 回お願いします。

○福原行政改革推進室長

なかなか具体的にあれなんですけど、指定管理者の導入ということで、今、現状 19 施設管理しているんですけど、例えばの話でございますけど、NPOの活用とか、PFI、そういった民間委託の活用もあろうと思います。

○森戸委員

わかりました。指定管理者のところまでいくとは、私も今の質問ではいくとは思わなかったんですが、24 年度は、その民間委託について何を検討されたんですか。

○福原行政改革推進室長

こちらで検討したのは、主要施策の成果の 25 ページになりますが、学校給食調理配送等業務につきましては、22 年度で一定の終了を経たと。そのあと、可燃ごみ収集業務の委託に関して、これより前の第 1 期の計画もございましたけど、当初、可燃ごみの収集車は 7 車あったというふうに記憶しております。それが直営が 7 車あったのが、こちらに書いてありますが、23 年度時点で、21 年、この計画ができた段階で 5 車になったと。その後、23 年度時点で 2 車ほどまた減ってきましたんで、残り直営 3 車おるわけです。そのあたりの 3 車について、さらに民間委託はどうかという検討をしてまいったという状況です。

○森戸委員

いや、その部分はもう既に決まっていることで、それ以外のところで、24 年度は、今の部分はもう決まっておったと思いますけどね。7 台のうち何台までやるというのは、環境の委員会のときにもう申してましたから、それは、それをもって検討したとは、私は思わないんですよ。それだけだったとしたら、私は検討してないに等しいと思うんですが、いかがですか。

○福原行政改革推進室長

外部委託の推進のこちらの項目で今言った点と、その下に③の指定管理者制度の活用というのがございますが、こちらがやはり大きな検討項目であったというふうに私は理解しております。

あと、個別の民間委託、例えば、ちょっとした業務の管理委託とか、計画類を作成する委託業務と、そういったものはこちらに含めておりませんので、検討してないと言われれば、そういうふうなことになるかもしれませんが、そういう状況ではございます。

○委員長

よろしいですか。

○森戸委員

もう 1 回確認しますね。さっき、NPO と PFI について言われた部分は、指定管理者をやる、担う人たちをふやすという意味なんですか。もう 1 回ちょっと確認させてください。

○福原行政改革推進室長

そういった意味でも申し上げたつもりです。

○森戸委員

わかりました。ちょっとごめんなさい。私もちょっと整理できなくなってしまったん

ですが、次に移りますね。

その下に指定管理者制度あるんですけども、私は、この指定管理者制度の問題点といますか、光市で初めて導入した時点では、さまざまな団体の応募がございました。しかし、現在では、委託先、受託先も固定化をされて、ほとんど競争原理が働いているとは思えません。委託企業の育成という視点が必要ではないかと思うんですが、ちょっと重なりますが、重ねて聞きます。いかがですか。

○福原行政改革推進室長

光市の指定管理者の関係でございますが、施設数につきましては、ちょうど 24 年度決算審査参考資料の 15 ページに施設の一覧表を掲載しております、現在 19 施設となっており、このうち 10 施設については、競争原理が働く公募ということで指定管理者を選定したところでございます。そして、この公募の実施に当たっては、事業者の創意工夫が生かされ、競争性が確保されるように、それぞれの施設の特性に即して、業務の管理及び内容や申請団体の資格等を設定して、広報やホームページにより指定管理者の募集を行っております。

また、公募ということで、私、今の御質問を捉えておるんですが、公募施設の大多数につきましては、市内の事業所による競争と業者育成の観点から、応募資格として、市内に事業所を有する団体として募集をかけています。そういったことから、今、ただ申し上げましたが、競争原理とあわせて業者育成の観点から対応してきたつもりではございます。しかしながら、このたび御質問いただきました、そういった趣旨を考えますと、募集において、申請条件等について、再度分析・検討する必要もあるのかなというふうには考えております。

○森戸委員

どうしようかな。そうされるということでもありますので、ぜひ、そうしていただけたらと思います。

第三者評価といますか、モニタリングといますか、そういうこともやられてますので、それでも私はなかなか成果に結びついていないケースが多いといますか、個別のところは個別の所管になりますので聞きませんが、スポーツ関係の施設だと、ふえているところというのは1つしかないわけであってやっぱり争えるような環境がないと、本当固定化をして、結局サービスの、市民サービスの向上につながっていくかどうかというのは評価がしにくいとか判断がしにくいとか、そういう状況になってきていると思いますので、何らかの見直しが必要なのかなと思いますのでよろしくお願いをいたします。

後ですね。56 ページの情報化電算関係についてお尋ねをいたします。

情報化や電算システムの管理、地域のイントラネット等に関する管理に関する経費については、類似の団体と比較してどうなのか。情報関連の資産、データやハード、イントラネット等は一元管理をされているのかどうか。調達に関して競争はあるのかどうか。分離調達ということが可能なのかどうか。契約に関して著作権はどこに帰属するのか。

その辺をちょっとお尋ねをしてみます。

○坂本広報情報課長

情報化の関係の御質問でございますが、経費の類似団体との比較でございますが、各自治体により、システムや機器の更新時期、また導入形態が異なることなどから比較は困難でございます。

近隣ということで、下松市が同規模ということで考えてみますと、下松市さんにおける情報化推進経費につきましても、光市と同様2億5,000万円から3億円程度と認識しているところでございます。

2件目の、情報関連資産は一元管理されているかということでございますが、基幹系、税、住民基本台帳、福祉システムといった庁内多部署にかかわる部分でのシステムとか内部システム、財務関係、文書管理、人事給与などにつきましては、広報情報課のほうで管理しておりますが、個別の電算システムについては各所管のほうで管理しているところでございます。

調達に関しては、可能な限りハード、また一般的な部分でのソフトについては競争入札を行っているところでございます。

契約に関して著作権はどこかということでございますが、導入したソフトウェアの著作権は、設計または開発した業者の帰属となっております。

○森戸委員

わかりました。その中で一点だけちょっとお尋ねをいたしますが、個別の電算システム等については個別の所管でやってるということなんですが、そうなるとですね、やっぱり情報で管理をしていないとなると何ていいますか、それぞれ独自のやり方といいますかね、やっていくと、それ自体が、例えば導入をするとき、安いのか高いのか、効率的なのかも含めてわからない状況になって、勝手に走りだすと、何ていうんですかね、予算に関する無駄と言いますかね、が出てくると思うんですが、やはり統一して管理をしてそれが適正なのかどうかをチェックをする、内部でチェックをする仕組みがないとまずいんじゃないかと思うんですが、その辺はいかがでしょうか。

○坂本広報情報課長

先ほどのお答えが言葉足らずだったかも知れませんが、個別の各所管での事務につきましても、システムの導入でありますとか、機器の導入につきましては、当然ながら広報情報課に、合議として回ってまいります。

それで基幹システムとの整合性を確認しながら行っているということで、実際の管理運用、それから予算の支出につきましては各所管が行っているということでございます。

○森戸委員

わかりました。じゃあこういった2億円から3億円のお金が計上、臨時プラスして出ていくわけなんですけれども、災害時の体制ですね、そういったものがきちんと担保さ

れておられるのでしょうか。

○坂本広報情報課長

災害時の担保ということでございますが、データ等につきましてはバックアップデータということで、消防本部また大和支所のほうで別途管理しているところでございます。

人的な面で言いますと、導入業者及び情報推進係による分担によって対応を考えております。

○森戸委員

わかりました。とですね、一つは他の団体ですね。行政の団体と、システムを共有化、共通化をするという形でこのコストが軽減をすることができないかと思うんですが、その点については検討なり、そういうことをされておられるのでしょうか。

○坂本広報情報課長

システムの共通化についての御質問でございますが、従来から経費節減と業務改善のために、周南3市で調査研究の場を設けるなどして、子育て応援特別手当支給システム、また定額給付金システム等の共同開発などをした実績はございます。しかしながら、最近はそういった協議会等開いてないわけでございますが、今後ともシステム更新の際には当然ながら検討課題と考えております。

○森戸委員

わかりました。検討していただけたらと思います。

最後に1点だけお尋ねいたします。256 ページ、主要施策の公債費についてお尋ねをいたします。

自治体、光市が調達した資金の24年度分の借り入れの、借り入れ先ごとの利率、利子額、借り入れを行う際の方法、選考過程をまず教えていただけたらと思います。

○森重財政課長

まず借り入れに当たっての選考でございますけれども、財政融資資金や地方公共団体金融機構資金などの公的資金以外の民間資金、これについては金融機関から借り入れることになるわけですが、借り入れに当たっては、基本的に市内に本店または支店を持つ金融機関に対し、借入額や借り入れ期間等の借り入れ条件を提示しまして、提出された借り入れ利率の見積もりによりまして借り入れ先を選定しているところでございます。

次に、借り入れの利率でございますけれども、借り入れの本数、かなりの数がございます。それと個別に借り入れ期間も異なっておりますので、同一の条件で比べることはできませんけれども、借り入れ期間は5年から30年、利率でいうと5年であれば当然利率が低く0.3%、高いもので1.3%、この間の利率でございました。

○森戸委員

わかりました。で、借り入れ先のリスクですよ、各銀行によってリスクが異なると思います。借り入れ先のリスクや、利子ですよ、見積もりというふうに言われましたが、それと借り入れ年数の設定というのはどのように行われておりますでしょうか。

○森重財政課長

まず、借り入れの期間でございますけれども、これは地方財政法の規定によりまして、当該市債を財源として充当する施設等の耐用年数を超えてはならないという部分がございますので、それぞれの目的に応じて期間を設定しているところでございます。

利率につきましては、当然、借り入れ時期とか借り入れ期間によって変わってまいりますので、見積りを聴取いたしまして、その中の低いところということで借り入れをしております。

次に借り入れ先のリスクということでございますけれども、この部分につきましては、当然、政府資金が選定できる部分につきましては、そういう選定になるかと思っておりますけれども、民間金融機関ということになりますと、市の預金の額が大きいところについては、先ほど申し上げました入札とは別に、ペイオフ関連のリスク管理の関係から借入額を増やしてそれを相殺するという、万が一のときですね、そういうことも考えて金融期間を選定するところでございます。

○森戸委員

わかりました。今の借り入れ先を決めるところでの部分でちょっとお尋ねをしてみますが、期間ですよ、借り入れ期間、5年から30年ということなんですけれども、これは必ず、施設の耐用年数というふうに言われましたけれども、50年という形ではなくて、30年で借りるとかそういうことも可能なんですか。

○森重財政課長

借り入れ期間については30年が基本的に上限となりますので、その範囲内で設定しております。

○森戸委員

ん。耐用年数でさっき設定と言われましたよね。今のはちょっと違うんじゃないかと思うんですが。

○森重財政課長

もちろん耐用年数ということではあるんですけれども、それを踏まえたうえで、上限が30年というふうに設定されていますので、それを超えては借り入れ期間を設定しないということでございます。

○森戸委員

わかりました。じゃあ 30 年という中で、有利な条件を選択できるようにやっておられるということですかね。

○森重財政課長

おっしゃるとおりでございます。

○森戸委員

わかりました。それと、例えば、市中の金融機関であれば、基金として預けておられたりとか、定期預金をしておられたり、普通預金を預けておられたりということで、金融機関によっては預ける金額も違うと思います。そういう部分を交渉の材料として、金利をその分、低くしてとか、そういうふうな交渉というのはやられてらっしゃるんですか。

○森重財政課長

今の預けている額によつての交渉というのは、特にやってるということはありませんが、当然、借入れの交渉に当たりましては、職員の金融知識というものは不可欠になってまいりますので、そういった部分については随時、資金調達に当たつての研修等に参加して、そういった知識の取得に努めているところでございます。

○森戸委員

わかりました。やっぱり金融の知識といいますか。そこがポイントだろうと思います。どのぐらいの知識を有していらっしゃるかっていうのがわからないんですけど、まず一つ考えられるのは専門家の方に I T の調達と同じようにアドバイスをいただくというのが一つ方法かなと思いますが、そういうお考えというものはございますでしょうか。

○森重財政課長

今の金融知識の取得でございますけれども、これも取り組みを始めましたのが今年度からでございますけれども、今年度につきましては研修に参加するとともに、そういった専門知識、アドバイザーの方におこしいただいて研修会を開催するというのもやっております。

○森戸委員

いやいや、まあその研修としてアドバイスといいますか、受けるのはわかるんですが、交渉時に I T 調達のようにやっていただくというそういう意味です。

○森重財政課長

今の直接交渉に当たつていただくとか、そういうことについては今のところやっておりません。

○森戸委員

わかりました。一つ言えるのは、これだけ何ていうんですか、一般会計と特別会計合わせて 400 億円ありますから、専門的な金融の知識というのはこれ、必ず必要だと思いますので、資金を調達する上で専門家のアドバイスをいただくというのが、これまさしく必要なことではないかと思しますので、ぜひその辺は御検討をいただけたらと思します。

ここの、今借りてる部分の利子の部分も含めて、どういうふうにミックスをしていくというんですかね。5年、もうちょっと先に返すとか含めて、資金の構成といいますか、その辺の部分がちょっと見えてこないのので何ともいえないんですけども、そういうところからアドバイスをいただいて利子を下げっていくとかですね、直接交渉してもらおうとかですね。そういうことってというのは、民間企業ではCFOっていうのがあると思うんですけど、フィナンシャルオフィサーですか。そういう部門を持っているところが一般的だろうと思しますので、そういった観点が自治体の資金調達の中でも必要なのかなと思しますので、ぜひその辺は御検討をいただけたらなと思します。

何かありますか。

○森重財政課長

今の直接という部分については、当然、費用対効果の面も考えないといけないと思しますので、職員の金融知識の取得についてはどのような方法が有効なのかということにつきましては研究してまいりたいと思します。

○四浦委員

私のほうは、主要施策の成果の 46 ページ、(ウ)中ほどにあります市民まちづくり市民アンケートには進捗状況の把握という部分と、先ほども議論になった 18 ページ、第2次光市行政改革大綱実施計画の市民アンケートの実施、この点について手短にお尋ねをいたします。

1つは、ちょっと予算書で私が繰ってみたし、さっきの、ごめんなさい、決算書です。決算書のどこだということがわかりません。金額も知りたいということもあります。この市民アンケートについての決算事項は決算書でどこにあるか。どの中に入っているかということをお教えいただきたいと思します。

○小田政策企画部次長兼企画調整課長

アンケートに関する決算でございますが、決算書 75 ページの総合計画推進事業、備考欄でございます。この中に含まれております。

内容的には、消耗品が 7,830 円、印刷製本費が 10 万 5,000 円、郵送料が 24 万 720 円、合計 35 万 3,550 円でございます。

以上でございます。

○四浦委員

丁寧な説明をいただきました。そこで具体的なことでお聞きをしたいんですが、まちづくり活動に参加しているという人が、23年度から24年度にかけて5.3%減っています。参加していないは、逆に55.6%から61.3%とこれはふえています。主にどういう理由でこういう参加状況が減ってきたかということについて、できれば1、2、3というぐらいのところで主なものを示していただきたいと思います。

○小田政策企画部次長兼企画調整課長

24年度の結果でありますのでお答えをしますが、アンケートにつきましては、御承知のとおり24年の3月にアンケート調査結果をお示しをしております。今、委員さんが言われたような結果になっております。

これに関しましては、まちづくりの参加状況については、その理由ということ、二、三点ということですが、これは、これまで市民協議会等々でもいろいろ意見も出ておりますが、明確な理由は非常につかめていないと。年度間によって毎年度大きく差が出ておると。

過去で申し上げますと、最低が17年、23.3%程度であったと記憶をしております。また最も高かったのが20年の31.6%という状況で、現状明確な理由というものまでは把握に至っておりません。

○四浦委員

ちょっと問答が難しゅうなりましたね。まあ問題点はつかんでいないということであれば、これからの市民がまちづくりへの参加という点で、例えばクリーンアップ作戦などは全国でもまれに見る対応の参加になっていて、光市の一つのシンボルみたいなものになっておりますが、こういうアンケートをせっかくやられるんですから、今後の市民参加の促進という点ではどういう方針を持っておられるかお聞きしときたいと思います。

○小田政策企画部次長兼企画調整課長

市民参加の促進については引き続き促進を図ってまいりたいと、共創、協働という視点でございますので、市民の皆様方の協力については引き続きお願いをしていきたいというふうに考えております。

○四浦委員

まあ味気ない答弁もいただきましたが、その具体的な方策について、聞かしてほしかったんですが、無理やりにしゃべってもらうのも気が引けますので、次に移りたいと思います。

では、これはいい形でアンケートをやっている部分があるんですが、満足度と不満足度を聞き、その上で、重要度などを聞きながら、そしてその一つ一つの施策について、全部で43問いかけてるようですが、これの満足度、不満足度を聞くというふうな形をとっております。

せっかくきめ細かいアンケートの構成になっておりますから、まず、そうですね、満

足度が落ち込んでいる、さつき次長は 24 年 3 月と言われたが、25 年 3 月に 24 年度のアンケート結果報告書を出しているようですが、これで見ると、どういう項目があるかいうことをお尋ねしたいと思います。

○小田政策企画部次長兼企画調整課長

委員さんお持ちでありますのであれでございましょうが、ほかの委員さんのほうは当然お持ちでないと思いますが、低下しておる項目はここにございますように……

・・・・・・・・・・・・・・・・休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・

○委員長

四浦委員、この今おっしゃった部分ですけれども、委員も持っていませんし、今回は決算の委員会でございますので、その範囲内で審査をしていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○四浦委員

最初に決算額をお聞きしました。そういうもので、市の重要な柱として市民アンケートをとっております。だからその中身について聞くのがなぜいけないか、なぜ答えられないかということが私は合点がいきません。実際にはこれだけの予算も立て、決算をやり、そして毎年それに基づいてこういう集計結果を出しているわけでありましてから決算と連動するというふうに考えます。

でないで決算の中身について聞くっていうのは、金額だけ比較するような審議でええのかどうかというふうなことが問われると思います。中身について今聞いているわけですから、それはお答えいただければと思います。

事前にちょっと委員長にお頼みして、やり取りをするのがわかりにくいということになるだろうから、コピーでもということをお頼みしたんですが、それが難しかった、かなわなかったという事情もありますもんですから、本来ならそういうことを了解していただけると話がしやすかったんですが。そういう事情です。

・・・・・・・・・・・・・・・・休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・

○四浦委員

主要施策の 46 ページを開けてみてください。

光市まちづくり市民アンケートによる進捗状況の把握、この冒頭には総合計画に基づくまちづくりの進捗状況を把握し、目標達成状況や改善状況から P D C A サイクルに基づく検証、改善を行うため、この市民アンケートを実施したと、このように書いています。

それでは、その目標、進捗状況に把握について外郭していただきたいというふうに思います。

○小田政策企画部次長兼企画調整課長

アンケートに基づく進捗状況とのお尋ねでございます。

進捗状況の基本、外郭ということでございますのでお答えを差し上げますと、満足度につきまして、基本的には目標数値に掲げている項目が多いということから、これの外郭を申し上げますと、満足度の平均値が 27.1%ということで前回より 3.3 ポイント低下をしており、上昇が 3 項目、低下が 39 項目となっております。こうした状況につきましては、非常に厳しい結果であるというふうに認識をしております。

過去の状況等によりますと、21 年度が全く同様な結果を示しておりましたが、その後、上昇に転じた結果、今回また低下しているというような状況でございます。

以上でございます。

○四浦委員

その進捗状況が低下している、ぐっとおくられているというものについて、具体的に示すことができますか。

○小田政策企画部次長兼企画調整課長

具体的なものに関しましては、それぞれの項目で今、言いました項目が 39 項目それぞれでございます。

○四浦委員

ちょっとわからんと思いました。39 項目がそれぞれでございました。39 項目の中で、いろいろ進捗状況の進んだものや、あるいは非常におくれたものがあると思いますが、非常におくれたものがどういうものかというふうに私はお聞きしたんですが。

○小田政策企画部次長兼企画調整課長

アンケートの中身に入ってくるような感じもいたしますが、大きく低下をしたものを 1 つ挙げれば、マイナス 8.6 ポイントの減少した幹線道路の整備であります。

○四浦委員

39 項目とか 43 項目あって 1 つしか挙げんから、なかなかなかなかぞ問答みたいになって、おもしろくないんですが。もう二、三、挙げられますか。

○小田政策企画部次長兼企画調整課長

地域医療の充実が 8.8 ポイントのマイナス、地域の生活道路の維持補修が 7.3 ポイントの減少となっております。

○四浦委員

そういう点を把握しながらこれからの見通しとして、方針として検証、改善を行うと、

こういうふうには主要施策の成果、46 ページにはうたっておりますが、今挙げられた中のものについては、改善方向について、今、挙げられたもの以外でもよろしゅうあります。予算上に生かすように努めておるかどうか。

それから、これが、アンケートが 25 年 3 月、ことしの 3 月の発行になっておりますが、企画が手に、アンケートの集計が完全にできたのは、我々のところに届いたのが 3 月でしょうが、いつごろか、それもお答えください。

○小田政策企画部次長兼企画調整課長

個々の事業につきましては、これは当然総合企画と同様に、市において実施をし、それぞれの所管においてこのアンケート、満足度、不満足度等々についても、進捗状況を把握する上での資料として使うというのが前提でありますことから、個々の所管において、その方策等々については整備をされ、予算に反映をされておるといふふうに理解をしております。

次に、企画において把握したという最終形につきましては、この前後だったといふふうに記憶しております。

○四浦委員

我々に届けられたのと企画で目にしたと申しますか、把握したといふのも、ほぼ月が変わらないということなんでありますから、その点では 25 年度の予算に反映させると、まあ決算ですからね、予算にいかん反映させるかが問われるわけなんですけど、25 年度の予算に反映させるといふことは無理があったかと思いますが、次年度の予算に反映させようといふふうな考えを持っておられますか。

○小田政策企画部長

市民アンケートの結果のその予算への反映ということでもありますけれども、今委員のほうからは満足度であるとか、進捗がおくれているものとかってというような切り口のお尋ねありました。

市民アンケートにつきましては、大きく重要度と、もう一つは重要度といふのもお尋ねしておりますし、満足度といふのもお尋ねしております。アンケートの中ではその重要度と満足度を分析しながら、重点的に改善しなきゃいけない領域なのか、重点的に維持していかんきゃいけない領域なのかっていうことを分析しているような状況にあります。当然こういうものについては、それを予算にじゃあ具体的にどういふふうにするかということではなかなか申し上げにくいことではあるんですけども、当然こういうことは頭に置きながら、やはり予算の編成を考えていく必要があるかといふふうには考えております。

○四浦委員

力強い答弁をいただきました。としますとね、今、いみじくも部長が触れましたように、重要度が、いや、このアンケートの分析はね、かなりきめ細かいんです。プロス式

っていうんですか、重要度が高い、これはもう重視をしてほしいというふうに市民が要望して、その上、満足度が落ち込んできているというものに重きを置くと、予算上で、いうふうに思いますがいかがですか。

○小田政策企画部長

確かにだからそういう視点でも予算の編成には取り組んでいかなきゃいけないということですが、とはいいまして、やはり予算編成をする上にはこういうことは当然重要な視点にはなりますけれども、やっぱり総合的にやはり費用対効果ということも考えなければいけませんし、やはりその事業をいろいろ打つタイミングとかっていうのも考えなきゃいけないと思いますし、いろんな角度から総合的にやはり見ながらやっぱり予算編成っていうのは進めていかなきゃいけないというふうに思います。

ただこういうふうな市民アンケートに出る結果というのは、やっぱり結果としてやっぱり真摯に受けとめて、これをやっぱり改善する方向でいきたいという思いではございます。

○四浦委員

項目の中に、具体的には触れませんがいろんな項目があります。その中で、市民の暮らしに直結した課題というようなものなどは、重要度が市民は高い、さらに進捗状況おくられている、まあ不満が大きいというふうなところについては、特にこれからも重視をされるように期待をしまして終わります。

○森重委員

主要施策の中の 18 ページ、先ほどから出ております第 2 次光市行政改革大綱実施計画ですけども、先ほどの御説明の中で 84 項目、22 年度 66.9%であったものがこの 24 年度末では 83.3%まで達成率を見たという御説明がございました。約 15%ぐらい達成してるわけですけども、その内容をざっくりと、どういうものが大きく行革改革されたという、そのあたりを 1 点はお聞きします。

そして、新たにこの行政改革大綱の実施計画に含まれたものが何点かあるとおっしゃいましたので、その 2 点を明確にわかりやすくお願いいたします。

○福原行政改革推進室長

先ほど口頭で達成率を申し上げました。こちらの第 2 次行政改革大綱実施計画の主要施策の成果にはない項目ではありますが、口頭で申し上げました通り、22 年度は 69.9%だったものが、24 年度は 83.3%になっております。

そういった中で、何がそうなったかというのを簡潔に申し上げますと、例えばでございますが、順に申し上げますと、20 ページをまずお開きいただきますと、中段から下の括弧に、行政サービスの改善で市民利用施設の休館日、開館時間等の見直しというのがございます。こういったものをずっと検討中でおったんですが、これが 23 年度から留守家庭児童教室であるとか、図書館であるとか、そういったことで実施済みになってお

ります。そういった形で、20 ページのほうに権限移譲事務もございしますが、これも 22 年度までは検討中であったのが 23 年度は実施中と。

進みまして、22 ページ上段に、イベントの集約というのがございしますが、これも 23 年度までは検討中であったものが、ひかり祭りなど実行委員会を立ち上げておりますので、そういった形でこれは実施中になったと。

あと 22 ページの就学援助事業もそうですし、その下の薬剤散布事業もそうですし、これも 22 年度までは検討中であったのが実施中になったと。

そのような形でほかの項目もございしますが、全般的に申し上げまして、検討中と私が今申しましたのが協議、調査等は重ねているが、成果としてあらわれてないもの。もしくは未着手のものが検討中と表現しておりますが、これが 22 年度 25 件であったのが、24 年度この状況で 14 件と大幅に減っております、こういった影響で伸びた形になっております。

その他のものは実施済みもしくは実施中ということで、全体の中で 84 件、本年度、24 年度では、今言った検討中が 14 件、実施済み、実施中が 70 件ございまして、84 件中 70 件が実施済み、実施中でございますので 83.3%というふうに先ほど申し上げました。

あともう一点、項目としてふえた項目というお話もいただきました。これは、28 ページをお開きいただければと思います。

ちょうど定員管理と給与等の適正化のこの上のほうに、土地開発公社改革に向けての検討というのを新たにふやしております。

その関係で、例えば 22 年度、23 年度はハイフォン、横棒になっておりますが、24 年度からこの公社の関係については業務を一部廃止する方針を決定ということになっておりますので、当初 22 年度 83 件でスタートをしておりますが、ここで 1 件ふえておりまして、84 件ということで今、この大綱はできております。

○森重委員

わかりました。これから、今、確かに達成率も上がってきたわけですが、実質的には本当にこれからいろんな大きな改革の課題が出てまいります。しっかりパーセントがまた上がっていくようお願いをしたいと思います。

これも今、大綱ですから、実施計画大綱ですので、今のようどこができてどこができてないというものがちょっとわかりにくいですが、実際には達成状況を示すものというふうなものもお持ちでしょうから、そういうものをしっかり注視しながら、今からの時代に最も大切とされております行政改革、しっかり取り組んでいただきたいことを要望いたします。

そういうことで以上です。

討 論

○四浦委員

追加認定、平成 24 年度光市一般会計歳入歳出決算について、政策企画部所管分につ

いて反対の討論を行います。

24 年度も公共料金の値上げが行われましたし、基本的には公共料金で値下げしたものは無いという状況で、就職難、収入減などで苦しむ市民の暮らし、そして職員の給与の引き下げなどにより、職員の暮らしや意欲的に取り組む姿勢についても非常に打撃を与えています。そうしたものにやっぱり心を寄せていないという特徴を持っていることが第一の反対の理由です。

2つ目に、市民に痛みを押しつけながら、この決算を図る本会議において市長は次のように述べています。

市政のかじ取りを任された者として、市民満足度の向上を追求していくことこそが私の責務であると考えております。なお、後期基本計画に掲げる「やさしさあふれる「わ」のまちひかり」の実現に向けて、総合的かつ計画的な行政運営を進めてまいりたいというふうに言っておりますが、市民の置かれている状況から見ると、やっぱり逆さまな表現だと言わなければなりません。

同時に、この決算を図る市長は、こういう耳ざわりのよいスローガンをし、市民にも負担をかけながら、みずからの法外な退職金 2,000 万円を超える退職金には、手をつけていないという身勝手さが見られます。

3つ目に、市民の安全安心問題について、この決算認定を図る冒頭の説明の中で、上関原発問題については全く触れていない。市長選で原発に頼らないまちづくり、自然エネルギー志向だというふうな立派な公約を掲げながら、そのみずからの公約にも背を向けた態度であったというふうに思います。

以上3つの理由を示しながら反対討論とします。

採 決：賛成多数「可決すべきもの」

・・・・・・・・・・休 憩・・・・・・・・・・

2. 市民部関係分

(1) 付託事件審査

- ①追加認定第4号 平成24年度光市一般会計歳入歳出決算について
(所管分)

説 明：田村市民課長、田中税務課長、井上収納対策室長、岡崎市民部次長、戸本人権推進課長、竹本地域づくり推進課長 ～別紙説明書のとおり

・・・・・・・・・・休 憩・・・・・・・・・・

質 疑

○加賀美委員

最初に、じゃ85ページのところからお尋ねしたいと思います。

85ページの住民基本台帳については、9万4,000円ほど収入が入ってるということですから、24年度は1,880名のカードをつくった人がいらっしゃると思うんですけども、今光市で何%、何人の人が住民基本台帳をつくっていらっしゃるのか、そしてもう一つ、2つ一緒に聞きます。

住民基本カード、台帳のところ、そこで臨時職員が雇っていらっしゃるんですけども、この人たちはどういう仕事をしていらっしゃるか、この2点だけ最初に聞いておきたいと思います。

○田村市民課長

住基カードの発行数という御質問でございます。

主要施策の成果の66ページのほうに24年度末の保有者数のほうを記載しております。

1,757名という形になっております。それで、この9月末でございますが、9月末で1,787、保有率については3.3%という保有率になっております。

それと、臨時職員についてでございますが、戸籍なり、住民票の関係の一般事務のほうの補助ということでやっていただいております。

以上です。

○加賀美委員

ああそうか、24年度は188名やね。9万5,000円から、それで今1,787名、何でそんなに少ないんですかね。

○田村市民課長

ちょっと少ない理由というのが、ちょっと私のほうでもわからないんですけど、このうち写真あり、写真がついて身分証明になるような形で、高齢者の方というか、免許証を返された方とかが多分あると思うんですけど、窓口での自分を証明するものということで1,247名、70%ぐらいの方がそういう活用をされているのではないかと考えております。

以上です。

○加賀美委員

何か国もこういったような形で番号制にやっていくと、そういう中で、カードみたいなものをつくっていくというような流れがまだ決まっちゃおりませんけども、しかし、5万4,000人のうちの1,787名しか住基カードをつくってないんでしょうか、この辺のPRというのはされておるんかどうか。

○田村市民課長

市のホームページなどで、一応こういうものがありますよといえますか、e-Taxの関係、電子申告ですか、その関係で使われるとかという形の方が、あと身分証明、先ほど申しあげましたそういう方が多いのではないかなというふうに思っております。以上です。

○加賀美委員

実は僕も持ってるんですけど、免許証よりは、それを使ったほうが便利がいいですね。ちゃんと写真も生年月日も入ってるし、その辺のアピールがちょっと足らんんじゃないかなと、免許証というのはええかげんなんです。住所も書いてない、本籍しか書いてないし、おかしいなと思って、その辺の戸籍をとるときでもね。

○委員長

本籍はない。

○加賀美委員

本籍はないんか、今ごろは。あつ、ごめんなさい。免許証よりは住基カードのほうが確かだと思うんですけど、そこらあたりは、またPRをしていただきたいと思います。それから、P75ページの、これは公民館への地域活性化事業で、それぞれ補助金を出しておられると思うんです。この辺については、各公民館からどういう形で使ったというのが報告があるんですか、それともいわゆる何でもええから一応支払うと、勝手に使ってくださいとやっておられるのか、そこらあたりについてはどういうふうな形態になっているか、教えていただけませんか。

○竹本地域づくり推進課長

各公民館に交付金を交付しておりますが、毎年1回、大体7月から8月にかけて公民館を回りまして、内部監査というか、監査をしております。その事業報告等を一応チェックしまして、その状況については把握しているような状況です。

○加賀美委員

その点、外部、内部監査のときには、そのときはどういう形で証拠書類として出されているのか、そこらあたりちょっと教えていただけませんか。

○竹本地域づくり推進課長

監査に行っているのは、私と係長と、2人で行ってまして、内部資料というか、領収書等々のチェックはもちろんしてますし、通帳のチェックもしております。以上です。

○加賀美委員

いわゆる市の決算のときは、だから公民館からこれだけいただいたと、20万円、30万

円いただいたという領収書が、それだけを示しているのか、全体の市費の歳出の決算がありますよね、外部監査と内部議員監査が。わかりますか、そのときに示されるのは、これだけ各公民館に上げましたという公民館の館長、もしくは主事の領収書がデータになるのか、それは公民館の監査については、各公民館を回られてどういうところに使ったかと調べられる、これはいいですね。そこでね。

ところが、この市費、こちらの歳出するときに、これの監査を受けるわけでしょ。そこでね。そのときはどういうバウチャーを出されるんですか。

○竹本地域づくり推進課長

これは実績報告書というか、ここで公民館長名ということでの実績報告を出していただきます。

○加賀美委員

ごめんなさい。公金を支出したときに、公民館長の領収書というのとはならないと、報告書でかわるわけですね。

○竹本地域づくり推進課長

そういうことです。

○加賀美委員

そういうことはあり得るんですか、公金を支出するときは、予算に決められてるから、そのまま各公民館に配って歩くと、そしてその中身どう使ったかを地域づくり支援センターで監査すると、そういう状況で終わってるんですか。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・・・

○加賀美委員

では、続けます。

ちょっとまた話が飛ぶんですけども、収納の問題について、非常に御努力をしているわけですけども、ちょっと若干聞いておきたいと思います。コンビニの収納について以前から課題になっておりましたけども、このあたりについてはどういうふうになってるのでしょうか。少しでも収納率を上げるためにいろんな手をとっておられると思いますけども、このコンビニ収納。

○井上収納対策室長

第2次収納対策プランの中にもコンビニ収納について行うかどうかということ、検討していくという目標を一つ掲げてきております。昨今の状況であれば、各県内各市もコンビニ収納を大分始めてきておられますので、今まで収納の関係の本部会議あたりでいろいろこういったものも議題になって話をされたこともあるんですが、その中

で出てきた光市の中での大勢を占めてきた意見としては、コンビニ収納1件当たり60円の手数料かかるということ、費用対効果の面で、果たしてペイするものだろうかというのが非常にネックになっておりまして、そこまでして市民の利便性を図るべきなのか、それとも実利をとるべきなのかというふうなところで、ちょっと議論が分かれておるといのが現状でありまして、とはいいいながら、ほかの先行市あたりがありますので、こちらのほうをじっくり研究してこいということで、今命を受けておりますので、研究中ということでございます。

○加賀美委員

確かに収納率の問題を見ますと、22年度から23年度が6,300万円、それから23年から24年度が3,100万円と、少しずつながら収納率が上がってきてると、向上してきてる、収納額が非常に御努力をされていると思うんですけども、特に23年から24年が一般会計と市税と国民健康保険で約3,100万円ぐらい収納が上がってると、これはどういう対策をとられたのか、そこらあたり24年度の取り組みについて主なものをちょっとおっしゃっていただけたらと思うんですが。

○井上収納対策室長

主に、いわゆる国税、県税の滞納処分にある程度倣うということで、県のほうからも併任徴収ということで職員を派遣していただいて、従前はいわゆる集金、各戸を回って集金する、お金を集めてくるというスタイルが中心だったんですか、そういう形ではなかなか収納率も上がらないし、ついつい納税者のほうの言いわけに負けて、出せるだけ出していただいたら良いというふうな形で進んできた経緯があるんですけども、ここに来まして、当然市の財政的な逼迫の問題もございまして、国、県に倣って、やはり厳格な滞納処分をもって対応するというので、そういう厳しさをもってある程度対応するというので、そういう滞納処分、差し押さえ等を受けたらいけないと、やっぱり税金というものはきちんと納めるものだという意識を醸成して、御自分で納税される率がだんだん向上してきた、その成果のあらわれが収納額の増加にあらわれてきたものと考えております。

○加賀美委員

確かにそういった取り組みが、成果がどんどん出てきてると、今後もそういうことをやるということが、今市税がどんどん落ち込んでる中で、そういう収納率を上げることによってカバーリングできる点が大きいのと思うんです。一般会計の市税で、大体3億9,900万円ですか、国民健康保険で4,000万円を超える未収があると、そういう点では御努力されていければいいんじゃないかと思うんです。

ちょっと話が飛びますけども、国民健康保険のいわゆる収納率のところ、ちょっとお尋ねしたいのは、まず参考、主要施策の成果についての15ページに財政健全化計画の成果が載せられているんです。その国民健康保険の特別会計で、よろしいですか、主要施策の成果について、特別会計のところ、後から話があるんかと思っておりますけど、

一緒に収納の問題ですので聞いておくんですが。

○委員長

加賀美委員、今は。

○加賀美委員

また別のほうがいい。

○委員長

はい。認定第4号の議論でございますので、よろしく願いいたします。

○加賀美委員

はい、わかりました。ええ、それわかりました。

じゃ次に、もう一点で、同じように収納と言ったらおかしいですけども、P51ページに決算書、歳入のところで、同和福祉貸付金の収納が載っているわけです。従来24年度末で5億6,000万円の貸付金の未収があったと、それに対して従来、23年度を見ましたら16万円しか徴収してなかったと、ところが24年度については969万2,000円と、著しい成果が上がってるわけです。これはどういう努力をされているのか、22年度がマイナスの1,587万円という貸し付けの金額が出てるんですけども、その辺について今969万2,000円ほど、いわゆる徴収をされたというふうになってるんですけど、これ間違いですかね。ここに書いてある。724万1,000円、これを足したら、ここを全部足したら969万2,000円になってます。歳入でね。いや、非常に前年、その前に比べると、どんどん成果が上がってきてると、これは御努力をなさったんじゃないかと思うんですけど、その辺についての。

○戸本人権推進課長

今51ページの下から4段目と5段目の住宅新築資金貸付金の収入と、その下の同和福祉援護資金の貸付金の収入が、要は23年度と比較して800万円ぐらい多く実績として上がってるということだと思いますので、それにつきましては24年度にいろいろ償還金ということで督促とか臨戸訪問とかやっておりますが、その中で、過年度分の滞納者の方で相続されたり、借りた方が亡くなって相続人で返済してもらったり、また高齢で返済が不可能になったからお子さんが返済するという事例もあります。

そういった中で、たまたま大口といいますか、ぱっと返されたという方が4件ございました。それが大体400万円か500万円ぐらいあったと思います。主にそれが大きな要因だろうと思います。

○加賀美委員

今のお話を聞いて、たまたまちゅうのでびっくり、がっかりしました。やっぱり努力をされてきて1,000万円近いお金が返ってくると、これはもちろん貸したものですから、

当然利息も取ってないと、元金を回収するわけですから、その元金を回収することによって、それが市の市費として使っていけるちゅうことやから、何か努力されたと、大くじが返ってきたということだそうですが、毎年1,000万円近いやつがどんどん返ってくれば、これは大きな成果だと思ったんだけども、そこらあたりまた今後、今のお話では大口が返ったということで、今後また御努力をされて、この1年間の返済金が出せるよう努力していただきたいと思います。何か言うことがあれば。

○戸本人権推進課長

それで、今ちょっと説明不足だったんですが、たまたまという表現が適切かどうかわかりませんが、過去において督促を出しておっても返済されなかった、そういった方が人が変わったというわけじゃないんでしょうけど、そういった努力する中で返済していただいたということであり説明不足だった面もあります。

○加賀美委員

また、今後とも本当努力をして頑張って、とにかく貸したものは返してもらう、そして払わんにゃいけんものは払ってもらおうと、こういう努力をきちっとやっていただきたいと思います。

話が先ほどに返りますけども、コンビニは費用がかかる、だからだめだということだったんですけども、あれはどうだったんですか、郵便局が納入は今でき出したんですよ。

○井上収納対策室長

郵便局のほうでも取り扱いができるようになりました。

○加賀美委員

わかりました。確認しただけです。

○中本委員

市税の収入にちょっと質問をいたします。

先ほどの説明で、成果の6、7、8に載っております。先ほどの市税の収入状況で、これはよく一定の理解をいたしました。

次の8ページになりますが、8ページと、それから第2次光市行政改革大綱実施計画の中に自主財源の確保というのは、これは必須でありまして、ここに書いてあるとおり、非常に収納率の向上に鋭意努力をしておられることはよくわかっております。

以前に収納率の向上対策プランというのをつくられまして、改定されました。改定の後にさまざまな課題について検討されたと、まずは収納率の向上、滞納繰越額の削減とか、口座振替の有効な制度、債権管理条例の設置とかいうような目標を掲げながら収納アクションに取り組んでこられましたことは、これは事実だというふうに思います。非常に努力をしながら、今の収納率が目標に掲げておりました99%、現年度分収

納率99%という目標をされておりました。非常に高い目標でありました。

しかしながら、なかなかその目標に達成しないということで、個人市民税に例えれば98.3%という状況でありました。非常に努力もされておりますが、そのあたりはどんな状況か、努力の中身についてちょっとお知らせをいただきたいと思います。

○井上収納対策室長

目標の99%という目標に達しない要因は、現況の状況を見ますと、先ほど申し上げましたように、滞納処分という強行な手段を進めてきており、向上は見てきております。中に基本的には当然過去の税金を一遍に払えない方については分割納付ということでお願いをするわけなんです。誓約書をとって、それにのっかって月1万円なら1万円ずつというふうな形で納めていただくんですけども、いつの間にやら誓約が守れなくなっているという方があり、収納対策会議の中で分納管理を徹底してやっていこうということで、今方策を考えております。

今の滞納システムは大変よくできているんですけども、個別のものについての情報量はたくさん持っているんですが、数が3,300件ぐらい滞納者のケースがありますので、この分割納付の誓約をとって、その分納管理をするというのは物すごい大変な作業になりますので、何か一元的に、定期的にそのあたりが管理できるものがないかなということで、今システムといいますと、大仰ですけども、そういったものを何とかつくて、二月たったら次の段階に移るというふうな形を厳格化していこうという目標で今進んでおるところでございます。

○中本委員

大変な努力をされておるということは、よくわかります。目標の99%に達成したとしたならば、23年度98.6を、現在、24年度が98.7でありますので、例えば99%を達成したらどんだけ増収が見込まれるのがわかればちょっと教えてください。

○井上収納対策室長

調定額によっても変わるんですけども。

○中本委員

もちろんそう。

○井上収納対策室長

収納率だけじゃなくて、金額に換算する場合に調定の額によっても変わりますが、0.1ポイントアップさせるので、年間で987万円の効果が見込まれます。23年度の調定に対してということです。

○中本委員

そうですね。

○井上収納対策室長

はい。

○中本委員

23年度の調定換算で約1,000万円というような状況でした。非常に今の収納率を99%に上げるというのは、0.1%で1,000万円だから、大変な労力が要ると思います。決算の資料にもありますように、決算の意見書、19、22、参考に見ていただいたらというふうに思います。

今回の、参考に意見書を見てください。不納欠損の処分が24年度が1,641件、約4,200万円というような不納欠損処分をしなければならないと、ずっとさかのぼって、ここに書いてありますように、20、21、22、23年度、このトータルが約2億5,000万円ぐらいのトータルになるんです、ここで計算すれば。件数的には、非常に多くなります。単年度で見れば4,200万円から5,000万円ということですので、不納欠損処分の中身について本当に厳しい、厳しいから不納欠損するんですけど、そのあたりの中身をちょっと教えてください。

○井上収納対策室長

大まかに分けまして、こちらに書いてありますように、消滅時効と執行停止というふうな形で処分がございますけれども、消滅時効というのは、これは地方税法上で定められて、まず当初の納税通知書が出て、それから督促状が行って、期限が来まして、それから最初5年間を起算するということになって、5年間時効の停止の事由がなければ、そのまま債権は時効による消滅をするというのが基本でございます。

それで、この消滅時効につきましては、内訳としてちょうど出しているのがありますが、監査のほうの資料のほうにどういった理由でというのがございます。19ページの下段のところ、5年時効による地方税法第18条、これが消滅時効になるんですけども、原因別に整理して上げたものがこちらのほうになります。

住所不明、死亡、無資産、生活困窮、その他というふうにありますけれども、住所不明から死亡あたりについては、これはコンタクトがとりようがないということで、特に固定資産税あたりは亡くなられて相続放棄されても、調定は立て続けにできないというふうなのがありますので、これはどうしようもないものがあつたりするんですけども、あとは当初から無資産である、生活困窮である。税金が賦課されたときには、十分収入があつたと、しかしながら、市民税、地方税につきましては、翌年度課税という仕組みになっておりますので、タイムリーに取るわけにいかないというのでありまして、翌年になりまして、状況ががらって激変する場合がありますので、それに伴って資力の回復を待っておるうちに時間切れになってしまったというふうな形のものでここに当たると思います。

最後に、その他のものということがありますが、こちらあたりはちょっとこれから改善していかないといけない課題ではあるんですけども、これまで口頭で分納の契約を

して、毎月幾ら納めてねというふうな形で進んできておったんですが、これでは時効をとめる効果がないので、最近のやり方としては分割納付の誓約書というものをきちっととりまして、それをとることによって、それだけの債務があったというふうな形で、承認をとったということになりますので、それによって時効が中断いたします。そのことによって消滅時効を防ぐというふうな方向で今どんどん、いわゆる5年時効を減していこうというふうに考えて、進めていっております。

それから、もう一つの執行停止のほうにつきましては、これ条文で書いてあるのでわかりにくいんですが、1号が資産がないと、2号が生活困窮であると、3番が行方不明だというふうな内容で、5号というのは、これは即時停止といって、亡くなられて相続放棄とかされた場合に即時停止をかけるということなんですが、特に生活困窮というふうなあたりであれば、分納誓約をしたあげくに履行されないで、滞納処分に移った場合には、例えば一番大きな例でいえば、家を公売するというふうなことになるれば、当然それ以上取れる資産がないので、過去の滞納に充当した後は、現年分はきちんと収入に合わせた納税をしていただいて、その過去の分については余分には取れるものがないので、執行を停止する、つまりその理由が生活困窮ということになるわけです。資産なし、あるいは生活困窮という形の扱いになりますので、今から先そういった分納誓約の厳格化と、それから滞納処分の厳格化、こういったものをしていきますと、どうしてもそういう滞納処分をしてしまうケースふえてまいります。

それに付随して、当然執行停止の件数もふえてくるというのが不可分な関係になっておりまして、これから先もやるところまでやって、その結果として執行停止をしていくというふうな形がふえてくると思いますので、今までの割合よりも、執行停止の割合はふえてくると思います。時効による不納欠損はなるべく縮小していくという努力をしていこうと思いますけど、こちらのほうは今申し上げましたように、滞納処分とセットというふうな形になっておりますので、逆に言うと、こういった執行停止ケースがふえるということは、滞納処分が進んでいるんだなというふうに考えていただいて結構だと思います。

○中本委員

不納欠損の処分の要因について、詳しく説明をいただきました。全くそうだなというふうな思いもいたしておりますが、大変厳しい収納の中で、一生懸命、真面目に分納しておられる市民もおられます。本当に真面目に、払えないから分納して、一生懸命払ってるという市民もおられますし、片や、ちょっと表現ができませんが、払わんで済むんならいいかなというような表現で済みませんが、そういう方もおられるんじゃないかなというふうに思いますので、一生懸命、真面目に払っておられる方に対しては丁重に対応する、全ての人に丁重に対応しなければいけません、その辺を含んでよろしく、しっかり頑張っていたいただきたいと思います。

意見書なので、どこまで踏み込んだらいいかというのは、ちょっとちゅうちょいたしております。差し支えなければ、意見書の20ページで、ちょっと参考に見ていただいて、答えられなかったら結構でありますので、ウの本年度中の不納欠損処分件数の金

額を、さかのぼって14年度分以前、15、16、17、18年とあります。これがどういう形の状況で残っているのか、答えられなかったら、また後ほど所管に行きますが、ちょっとお聞きしたい、差し支えなければ。

○井上収納対策室長

これは時効をとめるといいますか、先ほど言いましたように、基本的には督促状の納付期限の翌日からカウントを始めるんですが、時効の中断の事由というのがおおむね3種類ございまして、まずは先ほど申し上げましたように、分納誓約書をとって承認を得るということ、それから財産の差し押さえ処分をすることによっても時効が中断します。また、一部納付と言いまして、調定一つに対してなんです、一部分納められる。例えば、1,000円の調定に対して100円納められれば、それは全体ではありませんが、その状態については債務があるということで、時効がそこで停止をいたします。その3種類の時効停止事由があるんですけども、過去から市税で平成7年、国保で平成5年というものもあり、5年経過しとったら時効じゃないかというふうに思われるかもしれませんが、そういうふうな時効停止事由がありますので、例えば分納誓約等をとれば、その分納誓約が生きておる限りは、時効のカウントがされません。

そして、その誓約が済んだときに、再度リセットされて5年間カウントするということとなりますので、最長平成5年分から、差し押さえ処分であったり、誓約であったりと、そういったものを繰り返してきて、結局そこで時効の中断の理由が切れ5年間経過したので、今年度滞納処分になったと、結果的にそういうふうな形を踏むということなので、全ての状態が賦課してから5年間たったら消滅時効するというものではございません。

○中本委員

はい、わかりました。今後の新たな取り組み事業で、24年の4月から収納の業務を分離して、滞納整理業務を強化という体制になりました。大変な作業だというふうに思っております。ぜひ自主財源の収入、必須であります。大変な努力と思っておりますけども、しっかり頑張って収納率の向上に努めてほしいというふうに思います。

以上で終わります。

○四浦委員

前の前を少し深めてみたいと思うんですが、住宅資金、同和資金の課題であります、まず1つは、この資金については。

○委員長

何ページでしょうか。

○四浦委員

ああ、ごめんなさい。歳入は決算書51ページ、それから歳出は96ページ、ごめんなさい

い。歳出のほうは決算書の111ページにもあるんですが、1つは、111ページから行きましょう。

先ほどの説明で、県の貸付償還金返納事業というのが、同和福祉援護資金貸付金、それから住宅新築資金等の貸付金、この両方で、いや、両方じゃないのか、県だけだから、同和福祉援護資金のほうだと思われませんが、それで間違いないでしょうか。

○戸本人権推進課長

間違いございません。

○四浦委員

詳しく聞きたいんですが、これは平成18年から25年度までということですから8年間の、県がこの件については貸付金の負担というか割合というか、県が幾らで市が幾らか、それから住宅新築資金等の貸付金については、これは国と市だったかと思いますが、国の割合、市の割合がいかほどか、これを教えてください。

○戸本人権推進課長

まず、割合でございます。あとの質問でございますが、同和福祉援護資金は、県が3分の2、そのうち残り3分の1が市、住宅新築資金貸付金は、国が4分の1、市が4分の3でございます。

○四浦委員

そうしますと、この8年分で決算書の111ページに出ている県支出金返納金が1,670万円余りということですが、これまで県に対するこういう返納金というのはいかほど払って、なお25年度までだから、まだ残ってるかと思いますが、残りは幾らになるか、ついでに国のほうは住宅新築資金等貸付金、これについては返納金が今現在どういふふうになってるか、これを示してください。

○戸本人権推進課長

まず、県のほうでございますが、先ほど言われましたように、平成25年度までの返済ということでございます。今まで過去、24年度を含めた合計はちょっと今すぐ出ませんが、一応返納金の総額は1億1,990万円が分割の分でございます。それを8年で割るということでございます。補助金分につきましては、元金分につきましては、均等割と、8で割りますが、利子分につきましては、残の利子分ですので、一応年度ごとに利子分は下がってきます。

ちなみに、24年度は補助金分が約1,411万円、利子分が38万6,000円と、計1,450万5,000円が補助金分の返還分、プラス23年度に償還があった同和福祉援護資金の元金部分の3分の2を加えたものでございます。それが111ページの県の返納金になります。ですから、今年度、24年度に収入した部分は、25年度の返済というふうになります。

○四浦委員

そうしますと、確認しますが、1,670万円というのは、説明がちょっと簡略だったから、18年から25年度の8年分かと思ったら、そうじゃなくて、8で割って、24年度分だというのが1,674万円何がしかということなんですね。

○戸本人権推進課長

そうでございます。

○四浦委員

毎年毎年こういうふうな金額で、少し返納があったり何かする場合は、少し数字が違って来るんですが、こういう形で県に返納をしているということなんですね。

○戸本人権推進課長

はい。25年度を最後に返納します、過去の分につきましては。

○四浦委員

過去の分とつけ加えられたから、ちょっとまた理解がいかんようになったんですが、じゃ26年度以降はどうなりますか。

○戸本人権推進課長

済みません。25年度までは過去の16年度までの補助金部分を、返済部分を8回に分けて返済すると、その26年度以降につきましては、前年度の償還金の3分の2を返納するということになります。

○四浦委員

なかなかわかりにくい面もありますが、大変な事態だというふうなこともわかりました。ということですが、先ほどの委員の質問に対して答えた貸付金の返金が一定の額あったというふうなことで、この意見書の中でしたか、示されておりましたか、その額と県への返納金の額とがほぼ一致するというふうに見てよろしゅうございますか、今年度は。

○戸本人権推進課長

大変申しわけありません。意見書のほう、71ページのことを言われるんでしょうか。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 休 憩 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・

○四浦委員

少し角度を変えていきます。主要施策の成果に、96ページ、97ページに、私が以前、わからない表だったから、わかる表をつくっていただきたいということで、この表に

については改善をされております。これは、見ると、償還状況が2つの貸付金についてリアルに出ております。アが住宅新築資金等貸付金償還金、イが97ページ、同和福祉、長いけども、援護資金貸付金償還金と、こういうふうに出ておりますが、現在、ここでちょっと何でしょう、私のほうが説明するよりは、課長が現行どういふふうになっているかというのをこの表で概括して説明してください。

○戸本人権推進課長

それでは、97ページの一番上の表は、住宅新築資金のまず合計、Cの合計欄のほうから御説明します。

上から4行目の償還予定額3億2,069万5,000円に対し、償還額は814万4,000円だと、24年度は。率にして2.5%というふうになっております。

その下の段、Dの貸付額に対する累計償還状況が昨年度から新しくつけ加えた表でございまして、左から貸付総額、償還予定額というふうに書いてあります。償還予定額につきましては、貸付総額から償還未到来額を差し引いた額となっております。償還総額は、償還済みの累計額と、また累計償還率は、償還予定額に対する割合を記載しております。償還予定額14億5,700万円に対して、償還総額は11億4,444万9,000円と、比率にして78.5%、また同和福祉援護資金につきましては、下の2段目の表、Cの合計欄でございまして、償還予定額2億5,195万7,000円に対して償還額は837万6,000円、率にして3.3%となっております。

その下の表、貸付額に対する累計償還状況は、償還予定額13億142万円に対して償還総額が10億5,783万8,000円、率にして81.3%となっております。

以上でございまして。

○四浦委員

それで、再確認をしますが、決算書の51ページをお願いをいたします。

ここに下段、節の部分で、下のほうにある住宅新築資金等貸付金という項の収入未済額3億1,255万円余り、それからその下、2番、同和福祉援護資金貸付金の総額2億4,358万1,000円というような金額が未済額で、現時点、いわゆる24年度末の未済額というふうにとめていいわけでしょうか。

○戸本人権推進課長

そうでございます。

○四浦委員

そうしますと、億円の金で、2億円だとか3億円の桁で、未償還の部分があるにもかかわらず、少しラッキーな面もあって、償還額が24年度は814万円何がし、それから837万円というような額で償還されてきたと。

しかし、そこでお尋ねするんですが、償還の比率が高かろうと、低かろうと、国だとか県だとかいうには、これはそのまま返納金を計画どおり進めていくというふうなこ

とだと思いますが、それはどうなっておりますか。

○戸本人権推進課長

返納金につきましては、県の補助事業のみでございます。

まず、先ほど申しましたように、8年分割は決まっておりますので、それプラス前年度の償還額の元金部分、同和福祉援護資金、それを加えたものだということとなります。

○四浦委員

だから、同和福祉の償還金、貸付金ですか、その県の割合分は3分の2だというから、その3分の2についてはずっと返していってると、毎年ということなんですよ。

○戸本人権推進課長

そうでございます。

○四浦委員

国についてはいかがですか。

○戸本人権推進課長

国に関しましては、現在のところ返納という義務はございません。

○四浦委員

ということは、国にはずっと返金をしないで済むというのは余り考えにくいんですが、現在のところと、こう言いましたね。将来にわたってはいかがですか。

○戸本人権推進課長

現在といいますのが、そういった返納をなさいという通知も何もいただいてません。将来につきましては、私どももわからない部分はございます。

○四浦委員

なかなかうなずけん話ですね。いや、目の前に部長がおるから、部長にも聞いてみんやいけんような話で、やっぱりこれは貸付金じゃから、県と同じように返納、返金せんにやいけんと思うんですが、今のところ督促がないから払わんでもええじゃないかと、そのうちばかっとな督促が来る可能性がありやしますまいか、この辺はいかがですか。

○戸本人権推進課長

いきなりそういった返せという話はないとは思いますが。県につきましても、当然返納するに当たりましては協議をする中で、光市だけの問題でなくて、県内全市の問題で

もございます。当然各市町と協議をする中で、こうした返納という形になったんだろうと思います。国につきましては、そういった返納というものが全国的にまだ1件もあるようには聞いておりません。

○四浦委員

全国的には県に比べてというところで、えらい国のほうは太っ腹なので、そんなふうにはしか理解はできんのですが、いや、本当かいのと、こう思いますけど、精査してください。きょうそれは、返事は要りませんけれども、精査するに当たってやぶ蛇になっちゃいけませんから慎重にやってください。（笑声）話を出すことによって、いや、それは返してもらわんにゃいけんというような話になっても困るでしょうからね。そこでちょっと、あと手短にいけますが、滞納額が今5億円ぐらいあるんですが、その内訳についてお聞きしましょう。内訳をつくってってじゃろうと思います。いや、中には死亡して、相続なども難しかった御家庭もあつたらうと思います。何せ期間が長いですから、それらを含めてどういう内訳になっているか、やっぱり対策は立てられると思いますので、そのことを述べてください。

○戸本人権推進課長

まことに申しわけございません。貸付金の滞納理由ごとの内訳は、今手元に数字がございません。申しわけありません。ただ、納付している人数等についての内訳はございます。おくれながら納付とか、行方不明とか、本人の死亡につき、なかなか相続人等で協議する中で払っていただけないとか、また破産によるもので請求が不可能と、生活困窮とか、本人の返済意思が欠如してるとか、また生活保護に該当しておるとか、そういった感じの発送人数ごとの内訳はございます。金額につきましては、まことに申しわけございません。今手元に資料がございません。

○四浦委員

手元に資料がないということですが、戻ればあるわけですね。今日はこれで終えますから、また次回でも、このまま続くようなら火曜日にでも。

○委員長

勝手に決めちゃいけません。

○四浦委員

やりましょうかね。内訳、大まかに聞きましょう。未償還金のうち回収可能だというふうには踏んでる、予測立ててる。いや、わしがなぜそういうことを聞くかということ、実は過去の議論があるんです。こういうふうに言いました。実は担当課長は今かわっておりますけど、平成22年の市民部のこの当時は市民福祉委員会のようなのですが、そのときに当時の副市長が、「ただ、我々も手をこまねいてずっとおったわけではござい

ませんで、例えば隣保館等の収納対策ということで研修会、大阪のほうでもありましたし、そこに行って研修をさせるなり、対策をとって」、いや、大阪まで行って研修会出てやったというような話をしているから、私もこういう話を聞きや期待するじゃないですか、きょうあれから、平成22年12月やからほぼ3年たっちよる。ほいで、内訳もわからんというようなことは考えられない。

だから、今すぐ聞かんでええですよ。手元に資料を持たんちゅうんじゃから、頭の中にあるやつを言うてもろうても、不正確になるでしょうから、お互いに困りますので、しかも続きますよ。「個別にも臨戸訪問しながら、過去には、返納するんです、償還するんですという意識を持っていただくということ、随分努力はしてまいりました」というふうに言いますから、それは書類上の整備はできちよるはずなんです。それを今示していただきたいと、こういうふうに言うたんですが、手元にないと言いますから、火曜日に多分まだ議題が続くようですから、やられるでしょうから、それまでに御用意をいただくということで、一応私はこれで終わりたいと思いますが、もうちょっとええですか。

テーマは変わります。テーマは別なんです。先ほど収納の関係について質疑がありましたが、ちょっと私のほうも気になるのは、ちょっと話がずれますが、国保なんかも、これは後でやりますが、本論で言うわけじゃない。例えばの話をしますが、相当政府の態度も変わってきたんですよ。子供たちが学校で、保健の先生があなた医者に行きなさいと、こんな大けがをしちよるのに保健室でやれるわけがないと、こういう話があって、そのことを通じて、やっぱり子供には罪はないということで、資格証明書を出さないというふうなことなどの措置がとられてきた。

それで、今の市民税などの収納の心得として、ちょっとさっきの話とは逆の聞き方をします。こういうところについては配慮をしながらというようなことをやってるだろうと思うんです。それを述べてください。

○井上収納対策室長

ちょっと御質問の趣旨がわかりづらいところがあるんですが。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 休 憩 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・

○井上収納対策室長

まず、法的に差し押さえてはならない財産というのが最低生活費、いわゆる生活保護という最低生活費部分、それから正業をやっていくための、例えば工場とかやっておられれば機械を押さえると、仕事ができないというふうなものとか、あるいは農家、漁業であれば網とか船とか、そういった差し押さえ禁止財産というのが定めてございます。実際そういった部分の誓約等を結んだときには、当然こちらも資力を先に調べますので、それに見合っただけの金額をお支払くださいということですが、当然最低ラインは、月割りした場合に年税額をクリアしないと、過去は消えていきませんので、それは最低ラインとして持っておって、それを若干でも上回るという形で誓約を

させてもらうというふうな形になるんですが、実際に差し押さえても、法的に問題がないものでも、その家族を崩壊させてしまうようなことでは、これは本末転倒のことにもなってしまいますので、そのあたりは非常に気を使ってやっておる部分はあります。例えば、営業とかであれば、売掛金等も差し押さえの対象になるんですが、そのあたりの支払いが不渡りになったりしたら、その事業進められないというふうなことも配慮しながら、交渉を進めるというふうなことは当然しております。

○四浦委員

はい、わかりました。

もう一つだけちょっと聞いてみたいと思うんですが、手当関係については差し押さえの対象になるのとならんのとがありますか、基準がありますか。

○井上収納対策室長

手当関係につきましては、差し押さえの対象になるものはございません。この間、児童手当を押さえたような案件もありましたが、口座を押さえる際にでも、そのあたりは割と気をつけて、例えば児童手当とか、専門に振り込まれる口座ではないというようなことは、調べるようにはしております。

○四浦委員

それじゃ差し当たって終わります。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 休 憩 ・・・・・・・・・・・・・・・・

3. 市民部関係分

(1) 付託事件審査

①追加認定第4号 平成24年度光市一般会計歳入歳出決算について（所管分）

説 明：田村市民課長、田中税務課長、井上収納対策室長、岡崎市民部次長兼生活安全課長、戸本人権推進課長、竹本地域づくり推進課長 ～別紙説明書のとおり

説 明

○戸本人権推進課長

おはようございます。それでは、前回、四浦委員より質問がなされましたので、その御報告をいたします。

決算書51ページをお開きいただきたいと思います。下から5段目と4段目でございます。貸付金のうち、収入未済額の理由別の内訳について御質問があったところでございます。

まず、住宅新築資金でございます。遅れながらも納付されている方が26件、7,327万

円、本籍や附票などをたどりましかつ居住が確認できない。いわゆる生存等も確認できないという件数が1件、525万円。借りた御本人様が死亡されているというものが42件、1億223万円。生活が困窮されておったり、生活保護を受けられている方が8件、1億322万円。病気などでちょっと猶予している方々が27件で1億1,856万円。

その下の段、同和福祉援護資金の内訳でございます。遅れながらも納付されている方が73件で5,716万円、本籍や附票などをたどりましかつ居住が確認できない方々が8件で622万円。借りた御本人様が亡くなられている方が104名、6,927万円。生活保護などを受けられている方が13件で1,735万円。病気などの方々が117件、9,357万円でございます。

○四浦委員

これは、念のためにお聞きをするのですが、御苦勞いただいたと思いますので、作業時間がどの程度かかったか。どういう手法でやられたかということをお尋ねしておきたいと思います。

○戸本人権推進課長

今、償還金システムがございます。それをもちまして、督促状を皆、印刷プリントアウトして各資金ごとの状況をもとに、また台帳がございますので台帳に記載されている情報とあわせて、見比べて集計したものでございます。

○四浦委員

作業量もお尋ねしましたが、いかがですか。

○戸本人権推進課長

土曜、日曜出てまいりまして、2日間かけてやらさせていただきました。

○四浦委員

済みません。お一人でですか。

○戸本人権推進課長

もちろんです。

○四浦委員

本当に御苦勞をいただきました。そこで、お尋ねしたいのは、いわゆる収入未済額の合計が5億5,000万円余りになると、2つの貸付金、資金をあわせてなりますが、私は大きく分ければ3つの分類ができるのかな。さっき言われたのと、そう大きく変わらないんですけども、大きくりにすれば返済は全く不可能だと、いわゆる亡くなった方、そしていわゆる財産のどういうふうに扱うか、後継者がいないというふうな形の方など、あるいはもう何年も探したが行方不明だというのが、この分類に入ると思います。

それから、払いたくとも払えないという方も、この中には今のお話を聞いてて、報告を聞いてて思います。生活保護の方などは、それに該当するのかな。病気でという方もいらっしゃいますので、そういう方も含めて。

それから3つ目に、これは年次計画を立てながらということにもなるのですが、一遍にという方はあまり多くはないかも知れませんが、返済可能な方というふうなことでいえると思います。せっかくの作業ですから、ちょっとあまり詳しくは聞きませんが、返済可能な人数、件数、それからその合計金額というものが、いかほどになるか。これをお示しいただきたいと思います。

○戸本人権推進課長

今、内入れ等で定期的に納めていただいている方、また年間何回かに分けて納めていただいている方々の人数で、実人数でいえば45名、これは平成24年度でございます。例えば、中には2年に1回とかという方もいらっしゃいますが、一応この人数は、24年度の人数でございます。件数で99件、収入未済額で1億3,043万円でございます。

○四浦委員

私は、一遍に片がつくというふうには受け止めておりませんので、積年のものがあります。したがって、ここでそう長くやりとりすることは避けたいと思いますが、同和という冠がついております。そこで、このこともちょっとお尋ねしとかないけんですが、同和对策特別措置法が、いわゆるなくなってから、あれがなくなった年がいつか。何年前かというのを御承知でありますか。

○戸本人権推進課長

平成13年度だと記憶しておりますが。

○四浦委員

12年前というふうに御答弁をいただきました。長きにわたって不正常的な状態が続いて、実に5億6,000万円余りの、いわゆる未償還というふうなことになっていきますので、これは担当課長というよりは、市民部長にお聞きをしたいのですが、市民部は収納対策室などという、いわゆる部署がございまして収納には非常にたけているプロ集団がいるというふうに思います。そこと同じ部内で比べて、非常にアンバランスがあったと、この2つの貸付資金については、それは部長の責任でもあるのですが、どういうふうな経過の中で、こういうふうになってきたか。これからの未償還を返済してもらう可能な部分については、最大限努力するということの見通しなり、方針なり、これを統括責任者として示していただきたいと思います。

○岡田市民部長

確かに、四浦委員が仰せのことは理解いたしますが、これまでも収納対策室で収納対策プランをつくりまして、年次的な計画をもって今、進めているところでございます。

これまで以上に督促、催告等のみもありますが、基本的には個々の家を回って、お願いをするというふうなことしかなかろうかと考えております。

以上でございます。

○四浦委員

今、部長の答弁では、収納対策室が関わっているというふうに受け止められる答弁でしたが、収納対策室長にお尋ねするんですが、この今、主たるは人権推進課で扱っておりましたが、収納対策室としては、どのように関わってきたか。これから先は、どうなのかということについてお尋ねします。

○井上収納対策室長

収納対策本部を中心にしまして、新たに先ほども触れました第2次光市収納率向上対策プランを24年度に立ち上げております。その中に、市の債権全体の中に同和対策の資金も含まれておりますので、同一のプランの中でどういうふうに収納対策を進めるかというものを、こちらのほうで収納対策室のほうで方策を取りまとめて、1冊のプランに仕上げたというふうな形でございます。ですから、直接、収納事務そのものには今、手を出しているという状態ではないです。

○四浦委員

答弁が部長が言われたことと、今、収納対策室長が言われたことと、どうも食い違いがあるように思いますが、いかがでしょうか。今までは、収納対策室は関わっていなかったということのようですが、これからは関わっていくという方針と受け止めていいんですか。

○岡田市民部長

対策本部ですから、当然、市全体としての本部なりの研修とか、そういったものを進めながら各所管において、収納対策について協議検討してもらおうということでございます。

○四浦委員

私がこの問題を取り上げるのは、どうも市民部の中での、いわゆる本気度といいますか、執念を持って取り組むという点では、国保だとか市県民税だとか、いうところについては厳しすぎるほど厳しく取り組まれるように思います。中には払いたくても払えない人たちに対しても、厳しい取り立てが行われているやに市民のほうから、私はそういうことを聞きますけれども、この貸付資金については、なかなか全くそうならないとか、いうことで取り上げてまいりました。一度でけりがつく問題ではありませんので、またこれ以後の委員会等での議論をしたいというふうに思いました。きょうのところは、この課題については求めたいと思います。

○森戸委員

続きです、今の。利子はおいくらですか。住宅等の資金でいうと、貸し付けの。

○戸本人権推進課長

主要施策の97ページの欄の住宅新築資金でいえば、一番上の合計欄の貸付金のところで……。

○森戸委員

その額じゃなくて、何%なのか。借りたときの利子。

○戸本人権推進課長

大変申し訳ございません。利率につきましては、貸し付けした年度によって率も違います。3%ということもあれば、2.5%もございます。また、無利子という資金もございます。ですから資金ごとに、また貸した年度によって、個々利率が違ってまいります。

○森戸委員

それは、なぜですか。

○戸本人権推進課長

一応、県であれば、その要綱に沿ったものがございまして、貸付資金の要綱というのがある。その中で率が決まってくる。なぜその数字になったかというのは、私も手元に資料がないので、わかりません。

○森戸委員

延滞とか、そういう面は年率でいうと、どのぐらいの利子負担になるのですか。

○戸本人権推進課長

返済の率といいますか、延滞金の利息は取っておりません。あくまでも、元金と貸し付けしたときの利息を合算したもので、今、納付していただいております。

○森戸委員

わかりました。この資金は、地方自治法上のものなのか、民法上のものなのかというのが、不能欠損等はどういう取り扱いになるのかを知りたいのですが。

○戸本人権推進課長

この資金につきましては、貸付金でございまして、民法上の資金ということになると思います。

○森戸委員

では、住宅と同和の福祉援護資金で、わからないという件数があったと思います。額も含めて、わからないという場合は、その債権を市としてはどうされるのか。死亡になった場合は、その債権はどうなって、どこに請求しているのか。

○戸本人権推進課長

わからないと、借りた方が不在、よく……ということですね。それにつきましては、あくまでも貸し付けですので、分からないで済ますというのではなくて、過去の貸し付けした当時の資料とか再度見直ししながら、どこかで接点があるのではないかと、また住宅や土地であれば誰かが住んでおるだろうと、そういう親族関係とか必ず追求するようにはしております。また、死亡された方につきましても、当然、相続が発生されるわけですから、相続人に対して、こういうものがありますよと、またそういったものを説明しながら、根気強く請求をしてまいります。

○森戸委員

実際に、わからないとか死亡に対して、相続された方に対しては、話し合いとかそういうものは持たれているのですか。

○戸本人権推進課長

話し合いの場といいますと、ちょっと大げさですけど、個別にお伺いして、こういった資金がお父さん、お母さんなりされておられるのは知っていますかと、よく家族が子供に黙っておいてくれというのが親の考え方であるのですが、しかし、それは貸付金ですから、ちゃんとこういった契約書もございますよというのをお示しして、理解していただいて全額でなくても、少しずつでもいいから返済してくれというふうに、理解していただいております。

○森戸委員

わかりました。では、これは催告状を発している限り、時効はありませんね。

○戸本人権推進課長

正確な時効というものに関しては、催告状だけではだめだというふうに、私は聞いているんですけど、その辺の詳しいことについては、専門分野のほうに確認しないといけないんですけど、催告状では無理なのではないかと感じております。

○森戸委員

その辺がわからないでは困るんですよ。というのも、債権が消滅してしまいますので、そうしないように手は打つとかならないといけないんじゃないですか。

○戸本人権推進課長

一応、御本人さんに確認して、催告状にこういうものがありますよというのをお渡しし

して、そのときには確認して、送付確認ということでやっております。

○森戸委員

わかりました。これは、差し押さえとかそういう対象といたしますか、そういうケースにはならないのですかね。例えば、貸している分。

○戸本人権推進課長

あくまでも、これは法で住宅環境整備とか生活改善とか、そういったものを主体として貸し付けしているものですから、目的からすれば差し押さえして、土地とか建物を取り上げるというのは、法の趣旨、貸し付けに反するのではないかということで、どの自治体もとにかく償還を粘り強くお願いしているというのは共通でございます。

○森戸委員

わかりました。それと、県の対応といたしますか、県が市に対して補助金分の返済といたしますか、を求めてきているということなのですが、当然、はたから聞いていると、いいとこだけ持って行って、大変なそういう作業のせんないところは、市が全部かぶせられているわけなんです、そういう状況に対して、例えばその事務的な負担とか、そういうことはみてくれないのですか。もしくは、見てくれるよう交渉してらっしゃいますか。

○戸本人権推進課長

確かに言われるとおりでありまして、この返済という確約、県とやったとき、交渉した8年前ですか、その折の記録を見ると、その辺の事務的経費とか、いろいろ県と交渉する中でだいぶ粘って、当時14市の中で光市が最後まで粘っておったという、返納しないという記録が残っておりました。そうは言いながら、外堀を埋められて、最後は光市がのまざるを得ないということで、その条件として本来なら一括返済のところ分割返済にしてもらったとか、事務費についてはいかにしがたい。もらえないというふうに記録が残っておりました。今後の償還事務につきましても、その辺の補助金といたしますか、ございません。

○森戸委員

いったん契約してしまったものですから、またくださいよというようなことは言えないかもしれないのですが、さらにお願ひできるものはお願ひをして、大変なその作業といたしますか、非常にもらいにくいケースのところ、これだけの金額がありますので、そういう再要望なり、ぜひ御検討いただけたらなと思います。これはお願ひとして指摘をさせていただきます。

次に、移ります。決算書の79ページ、光市防犯協会補助金の416万円、これの内訳について簡単にお願ひできますか。

○岡崎市民部次長兼生活安全課長

このうちの250万円が防犯灯の設置事業です。残りが協会の運営事業でございます。以上でございます。

○森戸委員

その防犯灯の部分のお話に入りたいのですが、この防犯灯については、23年度からLEDの設置に対してもオーケーというようなことになっていると思います。23年度と24年度で構わないのですが、その防犯灯のうち防犯灯に変わったのがどのぐらいの数がある、そのうちLEDに変わっていったという数が23年、24年でわかれば教えてください。

○岡崎市民部次長兼生活安全課長

防犯灯のうち、LEDについて、23年度からLEDへの転換事業をスタートしております。23年度の防犯灯の設置総数、移転も含めて91灯、このうちLEDが82灯、24年度が設置総数76灯、このうちLEDが75灯、合計で現在までのところLEDが157灯、設置をされております。

○森戸委員

わかりました。では、光市全体の24年当時で構わないのですが、全体の防犯灯の数、LEDも含めた中での数、ざっくりで構いませんが教えていただけたらと思います。

○岡崎市民部次長兼生活安全課長

24年度末で約5,000灯を所管しております。

○森戸委員

わかりました。この光市防犯協会の補助金の3段下に防犯灯運営補助金ということで、769万9,000円のお金がかかっているということで、このお金をどういうふうに減らしていくかといいますか、というところが今後ポイントになってくるのではないかと思います。今後、市として防犯灯の中をLEDに変えていくというような方向性で間違いないのでしょうか。補助を防犯協会を通じて補助していくケースの場合。

○岡崎市民部次長兼生活安全課長

やはり地球温暖化対策の視点が1点、それから経費の節減、これらを総合しますと、やはり蛍光灯からLEDへの転換というものが必要になってくると思いますので、今後この事業につきましては継続をしてまいりたいと考えております。

○森戸委員

わかりました。方向性はわかりました。そこで今、地域からいろんな声が出ているのですが、LEDに変わったところ、変わっていないところで電気代に当然、差が出てく

るわけです。一つはその辺の公平性というのを考えていったときに、国の補助金があったときに、今ある5千何がしの防犯灯を一気にLEDに変えていくというような方法も一つの方法かと思うのですが、1基変更するのに3万から3万5,000円と聞いております。計算すると1億5,000万円と、そういう形になっていくのでは何かと思うのですが、そういう補助金があったときを利用して丸ごとLEDに変えていく。一気に防犯灯の運営の補助金の低減化を図っていくということが必要かなと思うのですが、そういう補助メニューをさぐって、全体的に変えていくという動きが望ましいのではないかと思います。お考えをお聞かせいただけますでしょうか。

○岡崎市民部次長兼生活安全課長

御指摘のとおりであろうというふうに思っております。現在、LEDのリース、こうした事業につきまして、事業者それから他市の状況も調べてみたいということで、今勉強させていただいておるところでございます。

○森戸委員

わかりました。ぜひ研究をしていただいて、対策を考えていただきたいと思います。

次に83ページ、税務総務費のところです。ここに税務総務事務費の中で、いろんな対策協議会等の負担金がございます。山口県個人住民税徴収対策協議会負担金、周南租税教育推進協議会負担金、中国都市税務研究会負担金、地方税電子化協議会負担金、今言った4つ、それぞれどういうことにお金が使われているのか、このお金を負担したことでどういった成果が得られたのか。

○田中税務課長

それでは、順番に申し上げたいと思います。

まず初めに、山口県個人住民税徴収対策協議会負担金でございます。これは、県と県内市町で構成されております。やっておりますことは、徴収事務の研修、そういうものやっております。スキルアップ研修でございます。それから、ラジオのCMなどで納税について県民の方にお願ひしておるということでございます。そのようなものが、事業費でございます。

それから、資産評価システム研究センター負担金でございますが、これは固定資産税の関係でございまして、やっておりますことは、やはり研修会とか、評価替え等の際の全国的な情報提供です。評価の仕方とか、毎年、私どももいただいておりますが、固定資産税のしおりの作成がございまして、これは大変役に立つものでございます。このようなものが、事業費でございます。

それから、周南租税教育推進協議会負担金でございますが、これは、国や県、周南3市の関係の、小学校、中学校、高等学校、そういうもので構成していただいておりますが、主なものとして、小学校、中学校、高校などで租税教室を開催しております。例えば、市の職員が、私ども職員が、そこで講師として税金とはこういうものですよというようなことをお話させていただいております。各学校で開催しております。これの補

助的な教材作成代とか、そういうような費用でございます。

それから、中国都市税務研究会負担金でございますが、これは中国5県の各市で構成しております。地方税に関する国への要望とか、ここで上げていきます。それと、大変役に立つのですが研修会です。これは、各県で研修事項といいますか、なかなか難しいような問題について、自分たちで各市に問いかけるというような形で問題を、設問をつくりまして、それをまとめて、さらに中国都市税務研究会として集まって、そういうような事例研修とか情報交換を行うというようなものでございます。

それから、地方税電子化協議会でございますが、これはもうまさに事務的なこととなりますが、電子申告とか年金特別徴収、国の所得税などのデータを電子的にe L T A Xというのですが、そういうものを經由していく機関でございます。この協議会の運営費でございます。ですから、そういう情報の電子化をして、申告されるほうも便利になり、いただくほうも電子情報をそのままいただけるということで、全国の自治体が参加しておるものでございます。

ちょっと大ざっぱになりましたが、以上のようなことでございます。

○森戸委員

わかりました。今の地方税電子協議会負担金というのが、よくわからないのですが、そのe L T A Xについて言及されましたけど、85ページにはe L T A Xの新設システム使用料ということで、きちんとお金は払っているわけですよね。お金を払っているにもかかわらず、また何とか協議会という形で82万円のお金を払わなければならないのですか。

○田中税務課長

全く別のものでございます。これは協議会への負担金ですので、例えば単市、単独でこういうようなシステムをつくって、經由していくというのも大変なことなんです。費用がかかりますので全国的な協議会を、これは一般の社団法人になるのですが、そういうものを国レベルでつくって、それを各市町村が利用する。当然ここには運営費が必要になります。ですから、これはシステムの運用の関係の負担金、それから国税連携の関係負担金、こういう種類のものが含まれたものでございます。

○森戸委員

ちょっとよくわからないといいますか、システムの運用とかになってくると、ちょっとなかなかわかりにくくなっているといいますか、この金額が高いのか低いのかどうか判断しかねるといいますか、その辺はどういうふうに評価しているんですか。この金額はどのような金額のもと、算定されているのですか。

○田中税務課長

この負担金の金額の算定根拠なんですけど、これははっきりしたものがございまして、例えば、年度末人口掛ける1円とか、これは会費部分、一般部分なんですけど、それから

運営関係経費というのを税収割と均等割、均等割は人口割、それから税収割は、光市の税収と全国の税収を比べた場合の案分を出しております。あと、個人市民税の収入額と納税義務者、そういう案分で、全て一応、平等に出しておりますので、光市が高いとか、そういうものではありません。

○森戸委員

わかりました。必要なものだと、今述べられた4つ、5つの部分は必ずしも、必要だということなんだろうと思いますので、了解をいたしました。

次に、111ページの人権推進費の中の共同作業場の土地借り上げ料36万円、これは海浜荘のところの共同作業場ですか。どこですか。

○戸本人権推進課長

これは、大和にございます。丸久の前といいますか、大和の岩田の、あそこに民地を借りて共同作業場を立てたと、土地はそこでございます。

○森戸委員

わかりました。これは、買わせてくださいよと、そういうふうな交渉をされたことはございますか。

○戸本人権推進課長

御存じのように、これは大和町時代につくられたものでございまして、合併後、地権者の方が民地を市が借りて、建物を建てたと、本来ならば使用者と利用者、要は土地所有者と利用者が契約すればいいことなんですけど、間に市が立ってくれということで、市が立てかえて払っている。そのかわり、使用者からはいただきますよと、要は信頼関係で町のほうに入ってくれと、建てた当時、そういった経緯のいきさつが今まできております。ですから、市が地権者に土地の使用料を払っている。その代り、利用者からその分はいただいているということでございます。市の持ち出しはございません。

○森戸委員

わかりました。ちなみに、これはどこなんですか。共同作業場をやられている福祉法人なり。

○戸本人権推進課長

済みません。スポーツ用品、用具、着るものをつくっていた大和ユニオンでございませぬ。

○森戸委員

わかりました。どちらにしても、長い数十年という単位で時間がたっているわけですよ。その辺の地主と使用者の信頼関係ができていないんじゃないかと思うので、市はこ

の辺から手を引くといいますか、そういう形が理想だろうと思うのですが、その辺はいかがですか。

○戸本人権推進課長

大和ユニオンさんにつきましては、長年の不況で御存じかも知れませんが、ミズノ、アシックスが全国的に下請に出しておりましたが、だんだん地方工場のほうに移転して、国内の縫製工場も次第に契約解除だということで、大和ユニオンさんそのものが、事業が成り立たないということで、つい最近、事業を清算されました。とてもじゃないけど赤字でできないと、市も今後どうするか、建物があり償却もほぼ終わりが近い。県と国の補助金でやっていますので、建物をどうするか、事業をどうするかという方向で今後、検討している最中でございます。ですから、地主さんのほうについても、今後説明に行く段階でございます。

○森戸委員

ちょっとよくわからなくなってきたのですが、清算をすと言いましても、土地の契約自体は市と地主さんの契約なんですか。

○戸本人権推進課長

そうでございます。

○森戸委員

ですから、やめるとなれば、建物自体を含めて取り壊すなり、その辺の話し合いに入るということなんですね。

○戸本人権推進課長

言われているとおりです。

○森戸委員

わかりました。それは、推移を見守りたいと思います。

次の同じページの4段下の同和団体活動費補助金、これは何に使われているのか。

○戸本人権推進課長

名前のおり、同和と言いますけど、最近では人権となっておりますが、いろいろ人権問題等、過去において同和問題もございました。そういったものをなくすということで、団体の方々と一緒に行政もそういったものに取り組んでまいりました。団体の方についても、当然ながら行政だけではなくて、そういった人権問題のほうを解消するために取り組んでいただくという支援といいますか、協力、そういった広く取り組んでいただくための支援補助金だというふうに解釈していただくと結構だと思います。

○森戸委員

それは、わかるんですが、このお金を使って何をしたのかということなんですよ。具体的に何か物を配ったりとか、チラシをつくったりとか、そういう部分をお聞かせください。

○戸本人権推進課長

物をつくってはおりません。団体のほうで、いろいろ活動される中で、当然、大会に参加されたり、日常の活動の中で、そういった人権問題に取り組む資料とか、もろもろされていらっしゃると思いますが、そういった広く取り組んでいただくための費用として旅費とか会議出席費とか、もろもろでうちのほうで補助を出しております。

○森戸委員

262万円というお金ですので、具体的に旅費がいくらで、資料代がいくらでとか、そういう細かい262万円に対する決算としての積み上げがあるのですか。

○戸本人権推進課長

一応、団体のほうから補助金ですので、決算書をいただいておりますが、今、手元にございませぬが、一応大きく分けて日常のそういった活動費と大会等への参加の経費、これは交通費が主になろうかと思っておりますけど、大きく分けてその2点でございます。

○森戸委員

旅費とか、大体どういったところで何人の方が行かれていらっしゃるのですか。

○戸本人権推進課長

人数まで、済みませぬ。把握できておりませぬが、御存じのように、市内には団体が2団体ございます。それぞれ団体のほうで、開催地、大会、集会の開催地が違いますので、その旅費でございます。例えば、人権連であれば、24年度であれば京都、東京、山口、周南、和歌山、全日本同和会につきましても東京、山口、大阪、広島、京都等々、人数も今、手元に資料がございませぬが、参加人数も皆、報告をいただいております。

○森戸委員

わかりました。我々の政務活動費も領収書をつけて、どこに行ったというきちんと収支を出すわけですから、ざっくりな形ではなくて、そういう資料がきちんと添付をされての合計がこういった金額になるということ把握していらっしゃるというふうに捉えましたので、これはこれでよしとしたいと思います。この金額なのですが、高いのか安いのか、どう評価したらいいのか、その評価基準はお持ちなのですか。我々は、評価できません。

○戸本人権推進課長

評価基準というものはございませんが、過去においてもずっと補助しておりますが、当然、昨今、経済情勢等も考えて予算もございますので、年々少なく、減らしていただいております。

○森戸委員

年々、何パーセントですか。

○戸本人権推進課長

2%から5%減らしていただいております。

○森戸委員

わかりました。もう少し、この額に対しては詰めをしていただきたいなと思います。評価の基準がないといいますか、どれだけやればいいのか、というのわかりませんし、何と言いますか。わかります。言いたいことが、成果が見えてこないというか、終わりはないんでしょうけれども、一旦は総括がされておりますので、毎年この額自体がどうなのかというのは、何とも判断しがたいところではあります。市としてどのくらいが適正かと、そういうふうなところは持っていらっしゃるのですか。

○戸本人権推進課長

どれくらいが適正かという、なかなか判断がつきにくい。目に見える形が、物をつくるものではないので、人間の活動ですので大変難しい。そしてまた、他市の状況もございます。同じように、こういった形で他の市町も出しております。そういった中でバランスをとりながらやらないと、その辺の取り組みが支障が出てくるのではないかなというふうに考えております。

○森戸委員

わかりました。どちらにしても、もう少し活動自体が見えてきませんので、補助をするに当たっては、何らかのもっと明確な基準が必要かなと思いますので、その辺はほかの団体の、ほかの団体というのは、市が税金として出している補助金を支給する団体と同じような形で明確なもっと何か基準が必要かなというのは指摘をさせていただきます。

それと、同じページの隣保館運営費は、こちらでよろしかったですね。清掃委託、これに関しては23年で市全体の清掃が委員の指摘によって、相当、随契が入札に変わったんですが、どうもこの金額は23年、22年見ると変わってないように思えるのですが、ここは随契ですか、それとも入札ですか。

○戸本人権推進課長

随契でございます。

○森戸委員

なぜ、ここだけ随契となったんでしょうか。今いろいろな清掃委託等あったのですが、その理由を教えてください。

○戸本人権推進課長

隣保館、今はふれあいセンターでございしますが、24年度入札にかけようと、一応積算はしたんですが、一番最初に冒頭に、公民館等入札をされております。入札されている中で他市の同様な福祉施設といたしますか、隣保館といたしますか、国の補助金を受けてやっている他市の施設の状況も調べてまいりまして、利用状況そういった公民館に付随した施設といたしながらも、そういった施設的な扱いをされている中で他市の状況も考える中で、積算すればちょっと難しいなという。一応、入札しようという努力はしておるんですけど、24年度はどうしても間に合わなかったと、25年度については、決算以外ですが、入札は行いました。24年度決算の今、報告でございしますので。

○森戸委員

わかりました。25の入札がどのぐらいの金額になったかを聞くのも、ここでも何なので、一言いうと、この金額から下がりましたか。

○戸本人権推進課長

下がったというのは、どういう。

○森戸委員

どういうと言いますか、清掃委託料が165万9,000円、入札をすることによって、金額が下がりましたかということです。

○委員長

まだ決算しておりませんで、今まだできないと。

○森戸委員

下がってれば、ここでの努力がわかるんですけど、またそれは別のところで聞きましょうか。そういうことで、入札をされているということで、理解をいたしましょう。

次に、公民館費の197ページ、土地借り上げ料の122万3,182円、これは、どことどこで、この土地に対して買収といたしますか、そういう交渉はしていらっしゃるのか。

○竹本地域づくり推進課長

三島公民館と周防公民館の土地でございまして、買い上げについては、ちょっとまだ交渉はしておりません。

○森戸委員

それは、なぜですか。

○竹本地域づくり推進課長

三島公民館においては、地権者の方が売りたいくないという意向があるみたいでございます。周防は、その辺は確認していません。そういうことでございます。

○森戸委員

わかりました。ぜひ、周防も御確認をいただいて、これは単年度契約ですか。

○竹本地域づくり推進課長

単年度契約です。

○森戸委員

わかりました。複数年の契約で、家賃、賃料が下げられるのであれば、そういう努力をぜひしていただきたいと思っておりますし、周防に関しては、今おわかりにならないということでありましたので、ぜひ交渉なりを進めていただきたいと思っております。ここは、これで終わります。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・

○森戸委員

主要施策の成果の20ページの上のほうに2段目、出前講座の充実と掲げられております。この出前講座について、利用された市民からどうだったかという利用者の反応を探って、次の出前講座に生かしておられるかどうか。その辺をお尋ねします。

○竹本地域づくり推進課長

主要施策の53ページに出前講座の実施状況について記載しております。実施状況については、54講座82回開催しております、3,015人が参加しております。出前講座実施後、各担当課から講座の内容とか感想等をまとめた実績報告を提出してもらおうようにしております、その中で反応とかを見て対応しておるところでございます。また、年に1回というか、1年の活動を見て出前講座のメニューの見直しも行っているような状況でございます、その辺で反応を探っているというような格好になるのではないかとお思います。

○森戸委員

わかりました。やったことに関して、きちんと評価をして次に生かすという流れができていればオーケーです。

次にその下にあります窓口サービスの改善、3段か4段下です。この窓口サービスの改善についても市民からどうだったのか、その利用者の反応を探っているか。その探った上で、さらなるサービスの向上に生かしているかどうか、その点についてお尋ねをい

たします。

○田村市民課長

窓口で直接的にアンケートとかというものは行っていませんけど、接客中に市民の方々からいただいた御意見、御要望とか、職員で気づきとかあれば、それも含め窓口サービスの改善を引き続き図っていきたいなというふうに考えております。

○森戸委員

わかりました。市民部の所管は、窓口がほとんどであろうかと思しますので、ぜひ利用者の反応を探って、よりよいサービスの向上に向けて、やっていただきたいと思します。

次に、24ページのNPO等との共同事業の推進という項目がございます。このNPOとの共同事業の推進をした効果、目に見える部分が何かあれば教えてください。

○竹本地域づくり推進課長

目に見える効果がすぐあらわれるかどうかというのは難しいところなのですが、中間支援組織、ひかり市民活動支援ネットが立ち上がっております。NPOとの市民との連携もできておりますし、新たな市民活動の参加もふえてきていると感じております。また、新しい公共ということは今いろいろ言われていますが、それに対する市民の意識の醸成等も図られる。だんだん図られてきているのではないかと考えております。

○森戸委員

わかりました。まだ何とも見えにくいところではありますが、鳴り物入りで新しい公共の考え方が入ってきたと思しますので、たしか研修会といいますか、中核メンバーに対する研修会は私も出たことがございますけれども、どこまで育てていくのかという目標のところはわかりませんが、例えば1業務を担えるようなそういったところまで、育てていくのであろうと思しますので、その辺の成果をもうちょっと待ちたいと思します。

それと同じく24ページの地域コミュニティの育成についてお尋ねをいたします。NPOのすぐ下です。年々、自治会の加入率のというのが下がっております。22年度84%、23年で83%、24年で82.4%ということで、自治会の加入は任意とはいえ、全ての自治の基本でもあります。防災組織にしても、この自治会に加入しているかどうかポイントになってまいります。この自治会の加入率を上げていくために、どんなことをしておられるのかというのが1点お尋ねをします。どんなことをされているか、その辺をまずお尋ねしましょう。

○竹本地域づくり推進課長

委員がおっしゃったように、自治会については任意加入ということで、私どもで自治会に対する加入率のアップというふうなことの施策というのは行っておりません。

○森戸委員

わかりました。行ってないということで、ぜひ行っていただきたいと思います。1つは、いろんな自治体を見ていくと、加入促進のために加入をしたらこんなメリットがありますよというようなチラシを製作をしていたりというケースがいろいろなところでございます。こういった製作もやってみたらいかがだと思いますが、いかがでしょうか。

○竹本地域づくり推進課長

御承知のとおり、この25年10月1日に三輪、岩田地区の連合自治会が立ち上がりました。市内全域の連合自治会が立ち上がっております。来年からは連合自治会の協議会に三輪、岩田地区も入るということでございまして、今、連合自治会協議会と自治会に対する市からの補助金等々のパンフレットというか、そういうものをつくっていかうと考えております。今、委員おっしゃったようなチラシとかについても、協議会とも検討しながら今後考えていきたいと思っております。

○森戸委員

わかりました。今、おっしゃられたのは自治会に対するチラシのようなものだろうと思いますので、それも当然必要でしょうし、メリットを解くといいますか、逆に市民に対しても加入を進めるような視点も必要だと思いますので、行政手続ガイドはこちらではありませんよね。（「違う」と呼ぶ者あり）行政手続ガイドを見ても、ちょこっとしか載っていない。加入しましょうぐらい程度しか載っていませんので、ぜひ、新しく来られた方向けと市民向けと自治会に対しての3点ぐらいの視点で、加入の促進のチラシをぜひ作成をしていただけたらと思います。ちなみに、広島市では、転入をして来られたときに、手続する窓口、光でいうと市民課になるとは思いますけれども、その窓口で自治会に入りませんかという声かけとチラシを渡されておられるそうです。ぜひ、こういったことも参考に取り組んでいただきたいという指摘をさせていただきます。

最後に214ページの公民館利用者の状況というところがございます。各公民館の利用者数について書いてあって、下には公民館の職員等の配置も書いておられます。まず、この公民館の職員の配置の基準は何なのかをお知らせください。

○竹本地域づくり推進課長

職員、主任主事の話ですか。

○森戸委員

パートも含めて。

○竹本地域づくり推進課長

今まで、出張所がある公民館については主任主事、主事をおいております。それにパートをつけております。また、大和公民館においても主任主事、主事をおいておりま

す。また、島田、光井についても主任主事、主事、パートをおいております。あと東荷と塩田については、主事1名ずつでございます。

○森戸委員

その基準は何なのですか。人口比なのですか、それとも利用者数とかそういったものをベースにされているのですか。

○竹本地域づくり推進課長

一応、事業をどのぐらいやっているのかということで配置をしております。

○森戸委員

ちなみに、浅江と三島を比較すると、浅江は主任主事と主事とパートが2人ということなんですが、例えば三島でいうと、主任主事と主事とパート1人という、人口といたしますか、利用者数で比較してもそう変わらないといいますか、ここは比較するとどういう基準なのですか。

○竹本地域づくり推進課長

三島地区と浅江を比べた場合ですが、事業が違う。数がもちろん違うというのがあるのですが、もう1つは社会福祉協議会の仕事を三島していないと、かかわりはありますが直接はしていない。自治会の仕事もしていない。今、浅江については、コミュニティ協議会が立ち上がっておりまして、全ての事務をしているというふうなのが1つ、人口規模においても浅江は1万5,000人おり、集会1つをやるにしても人数が多いというふうなことで、その辺で判断をして今2名のパートをつけております。

○森戸委員

わかりました。1つは事業をそれぞれの団体がやっているか、公民館が受け持っているかの違いで事業の持っている割合が違ってくるのだらうと思うのですが、基本的にいうと、自治でございますので、あくまでその団体がやっていくような形が基本だと思うのです。その辺については、どう思われます。その辺のばらつきが各公民館であるのじゃないかと思うのですが、市が求める姿といいますか、その辺はどういうふうに考えてらっしゃるのですか。

○竹本地域づくり推進課長

将来的な話ですが、おっしゃるように自治ということで、地域に運営をお願いするというふうな形にはなるのであろうと思います。その途中というふうなことでありまして、市の職員というか、そういうふうな形でお手伝いしているというふうなことになるのですが、繰り返しになりますが、将来的に皆さんでやっていただく事になると考えております。

○森戸委員

わかりました。それと、公民館の利用者の状況を見ると、この利用者なんですけれども利用者自体、評価がしにくい。公民館活動が盛んなのか、盛んでないのか、利用者だけでは、評価がしにくいのではないかと思います。というのが、室積であれば人口で利用された方を割っていくと、室積が5%、牛島が6%、利用率です。光井が27%、浅江が24%、三島が30%、周防が18%、大和が35%、東荷が17%、塩田が6%ということで、人口から見た利用者数の比率が今の比率になっていくのですけれども、どういうふうに公民館自体の活動を評価するのか、私はこの利用というだけでは評価ができないのではないかと思いますので、その辺についてはいかがですか。

○竹本地域づくり推進課長

委員おっしゃるとおりでございまして、利用者だけではここに書いてあるように天候によっての行事がなかったり、そういうふうな変動がすごくあります。公民館等の利用を評価するにあたって、何がいいのかということで数値であらわせるものを、いろいろ探そうのですが、なかなか見当たらない。要は、講座をするのが多ければいいのかとか、そういうふうなことにもなるのだらうと思いますので、その辺はまた私のほうで、ちょっと研究はしたいと思っております。

○森戸委員

わかりました。ぜひ研究をお願いしたいと思います。何か基準があれば、ぜひお願いしたいのと、おそらくかなり利用される方も固定化をされていると、利用していない人は全然利用していないみたいなような状況もあるんじゃないかと思いますので、その辺の分析もぜひ公民館活動に関してお願いをいたします。そういうところから、自治というところにつながっていくのだらうと思いますので、指摘をさせていただきたいと思えます。

以上で終わります。

質 疑：なし

討 論：なし

採 決：「認定すべきもの」

②追加認定第5号 平成24年度光市国民健康保険特別会計歳入歳出決算について

説 明：田村市民課長 ～別紙説明書のとおり

質 疑

○四浦委員

3月の予算議会で予算参考資料が示されましたし、それから執行部側からの委員会における報告の中と現在の決算の状況、このときはあくまでも年度が終わっておりませんから、決算出されていないわけですが違いがあります。主なものをどういう違いがあるかということを書いてください。

○田村市民課長

先ほども若干は触れさせていただいたところではございますが、歳出におきましては保険給付費、いわゆる医療費が見込みより下がったということが、まず1点でございます。それと、歳入におきまして、県の財政調整交付金の特別調整交付金になるわけでございますが、保険税の収納率が上がった。これに対しての調整交付金がふえた。それと、先ほども言いましたが、特定健診の受診率の向上、これに伴う同じく特別調整交付金なんですけど、これらがふえたというのが主な要因でございます。

○四浦委員

今、先ほども述べられましたが、重ねて決算の見込みと3月時点、現決算書が示されましたが、その決算書に基づく黒字額といいますか、歳入並びに歳出そしてその差し引き、いうふうな点がどう変わったか教えてください。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 休 憩 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・

○田村市民課長

先ほど繰越金の話をさせていただいたんですけど、国からの負担金の当然、返納もございます。要は、県の財政調整交付金、医療費にかかわる部分でないところで、一定の成果が上がったことによる追加の交付があったというところが、主な要因かなというふうには考えております。

○四浦委員

医療費を下がったと、決算見込みに対して決算額そのものでは医療費が下がって保険給付費が下がることにより、歳出が減るわけですから、それもいわゆる黒字分がふえるというか、その要因になるわけなんです。そうしますと、その医療費の見込みというのは、どういうふうに次期、3月時点でははじかれたわけですか。

○田村市民課長

今年の3月議会の3月補正の時点での補正予算は、どういうふうにということでございますが、それまでといいますか、医療費の推移を見ながら、前年度の伸び率、前年度の冬場の伸び率を計算して、3月補正をさせていただいたという状況でございます。

○四浦委員

ちょっとわかりにくい説明ですが、冬場の伸び率が平年、例年に比べると、どおりに

伸びたというか、増額をしなかったといえますか、そういうことなんですか。

○田村市民課長

前年度の伸びを計算して補正予算を計上するというところでございます。

○四浦委員

毎年の手法とそれは変わらなかったわけですね。

○田村市民課長

基本的には前年度の医療費の、冬場はどうしてもインフルエンザとかの流行とかございますので、歳出予算額は当然確保しないと医療費の支出ができないわけでございますので、そういう状況の中で補正はさせていただいております。

○四浦委員

3月議会で、この国保の特別会計予算参考資料が出された時点というのは、これは何月何日時点なんですか。

○委員長

四浦委員、決算委員会ですけど、これが必要でございますか。今は審議を。

○四浦委員

全く私は合致しておると思うけど、今の決算と予算参考資料を出された時期に決算の見込み額が出されているわけです。それを比較しよるんです。初めからそういう話をしている。決算見込みに対して、決算ではどうであったかという比較をしているわけです。予算参考資料というのは名称だけですから、この中身は決算です。決算見込みです。

○田村市民課長

11月分までの医療費を参考に補正額の算定を行っております。

○四浦委員

それは、例年と変わらないのですか。しかも、振り返ってみると、今度のやつは25年の3月時点の参考資料ということになっていますが、例年も同じ形で11月のものを見ているということなんですか。

○田村市民課長

同様の手法でございます。

○四浦委員

それから、これも同じように決算の見込みと決算書と比較してみるのに、歳入のほう

です。これは、国民健康保険税を大きなところで比較してみますと、決算額とそれから決算見込み額、並びに差し引きについてはどうなるか示してください。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・休憩・・・・・・・・・・・・・・・・・・

○田村市民課長

25年度の予算参考資料でお示しをさせていただきました決算見込みと決算額との国民健康保険税の差額でございますが、決算見込みで約13億7,300万円を見込んでおりましたが、実際が14億300万円、差額としまして2,900万円程度の保険税の増となっております。

○四浦委員

そうしますと、歳出における大きなウエートを占めるものとして、保険給付費いわゆる医療費の額と、これは下がったというわけですから、見込みに対して決算額は下がったということですから、その下がった額と、それから歳入におけるこの国民健康保険税、これは歳入は上がったということですから、歳入は上がって、歳出は下がったということになると、差し引きどれだけ、いわゆる決算としては変化をもたらしたのですか。見込みに対して。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・休憩・・・・・・・・・・・・・・・・・・

○田村市民課長

歳出の保険給付費全体で申し上げますと、決算見込みが47億100万円ほど見込んでおりましたけど、46億1,000万円程度になりまして、約8,763万円ぐらいの減となったところでございます。

○四浦委員

歳出は減って、歳入は保険税を中心にふえている。この2つだけを比較するだけでは少し乱暴なんですけど、しかし、そういう状況にあるから保険税の大幅な引き上げがやられるということが起こったわけですが、そういうことを決算ではきちんと文書でも説明でもやるべきではないですか。大幅な違いが出ているじゃないですか。いかがですか。

・・・・・・・・・・・・・・・・・・休憩・・・・・・・・・・・・・・・・・・

○田村市民課長

先ほどの続きになりますが、決算見込みと決算額の差ということでございます。歳出においては保険給付費で8,700万円の減と、歳入においては、税収が2,900万円ほど伸びたところが、主なところでございます。あと国庫療養給付費の負担金、国の負担金も当然ふえておりまして、これについては6月議会でお諮りしましたように、当然25

年度で返還が生じるということでございます。あと、県支出金の特別調整交付金がふえているというのが、主なところでございます。

○四浦委員

わかりました。ふえると減るのがあって、それが歳入と歳出とであわせると1億円を相当上回るその見込み違いというふうに言うたら、腹立たしい人もおるかもわかりませんが、いずれにしても見込みとの決算額との食い違いが出ているということが言えると思います。これを、その決算報告の中で反省の弁というか、あるいは百歩譲って、コメントを全くしないというのは、私は間違っていると思います。主要施策の成果の中へ、なぜなら市民の目線で見ると、そのことが大幅な国保税の引き上げにつながっているからであります。市民の思いに心を寄せる。その姿勢が欠落していたのでは、決算だとか主要施策の云々だとか、というものを語る資格が問われるということがいえると思います。

それでは、次に移りますが、同じ国保の問題ですが、以前私は記憶で言うから、正確でないかも知れませんが、ジェネリック医薬品を国保の会計で、影響額が出ているというように、こういう委員会等で本会議だったかも知れませんが、答弁があったように思いますが、思い違いかも知れませんが、国保の会計でジェネリック医薬品の使用によって、どの程度の影響額が出ているかということがわかれば示してください。

○田村市民課長

ジェネリック医薬品につきましては、国のほうで計画を立てられて24年度までの5年間で30%を目標にということで掲げられておったと思います。それに対する光市の達成率、数量ベースの話になりますが、これが30.1%ということでございます。

○四浦委員

数量ベースで30.1%という明確なお答えをいただきましたが、それはどういう形で出されたのか。国保の会計として出されたと思われまますから、国保の被保険者から1つずつジェネリック医薬品の数量での、いわゆる利用量あるいは利用額を算用して、積算して出されたものか。それとも、ほかの方法なのか教えてください。

○田村市民課長

これにつきましては、国保連合会のほうで、それぞれの保険者のどれぐらいの割合であるのかというのを出示しております。

○四浦委員

出どころはわかりましたが、国保連合会がどういう形で出されているかということ、推定も含めて述べてください。

○田村市民課長

レセプトのほうが国保連のほうで審査されますので、審査の段階で後発医薬品の割合がどれぐらいかというふうに算出されておるのだと思います。

○四浦委員

最初の答弁の中で、光市というふうに言われましたから、それは国保連合会の中で、各自治体ごとに出されているということですか。それはどういう手法なのかというのを示してください。

○田村市民課長

一応、国保連のほうから、こういう形でというデータのものをいただいております。詳細なところについては、私は今のところ分かりかねますが、一応、国保連のほうで、各自治体といいますか、保険者にどれぐらいのジェネリックの普及があったという形で整理されております。

○四浦委員

今の最後のくだりは、私は国民健康保険の被保険者にかかわってかなと思って考えておったのですが、どうもそうでないみたい。自治体ごとの集計のようですから、それは全ての保険にかかわってということですか。国保だけじゃないということですか。

○田村市民課長

済みません。訂正させていただきます。あくまでも国民健康保険の被保険者に対するものです。光市のです。

○四浦委員

今、焦って聞きよるわけでもありませんから、また次の機会に国保連合会がどういう手法で調べているかということは、議会でせつかく議論するのですから、中身について、その正確さがどの程度のものか、精査せんにゃいけんと思います。第一なぜそれを言うかということ、2つの総合病院が今の30.1%の比較からすると極端に低い。最近のデータを聞いておりませんが、やっぱり10%を割るだとか、10%を少し超えるというような本会議での答弁がありました。それに比べると、30.1%というのは、非常に高い。だから、やっぱり精査をせんにゃいけんというふうに考えます。次の機会にでも教えてくださいよう、なお主要施策の成果には、こういう大事な問題は述べて、さらに市民の中で医療費の削減を図っていく、1つのかなめ石の役割を果たすということを担当部署が率先して、そういう役割を果たされるよう、今後のまとめ方に期待をいたしまして、一応終わります。

○木村（則）委員

それでは、主要施策の成果8ページです。5番目の主な税及び料金の徴収率の推移の中で、国民健康保険税これは滞納繰越分が、平成22年度からそれぞれ9.65、18.3という

ふうになっておりますけど、これは収納率が向上したという理解でよろしいのですか。

○井上収納対策室長

そのとおりでございます。

○木村（則）委員

平成20年度から収納率向上対策プランが策定されて、24年度にも新しく策定されておりますけど、この推移の中で一定の評価をするわけですけど、具体的にどのような努力がなされたのかということをお尋ねしたいと思います。

○井上収納対策室長

収納対策室で取り組みましたものの中で一番効果がありましたのが、やはり滞納処分ということで、差し押さえの件数が、件数、金額とも非常に伸びていっております。平成22年度で件数で24件、それから23年度で52件、それから24年度で98件というふうに、およそ倍々ゲームで差し押さえ件数がふえていっておりますので、それに比例して、こういった収納率が向上していったというふうに考えております。

○木村（則）委員

わかりました。今後ともひとつ努力のほうを、よろしくお願ひしたいと思います。

質 疑：なし

討 論

○四浦委員

平成24年度光市国民健康保険特別会計歳入歳出決算について、追加認定第5号でございますが、反対の立場で討論を行います。

きょうの議論の中にもありましたように、3月に出された国保会計の決算見込みと実際の決算とは大幅な食い違いがありまして、1億円を超えるほどの食い違いがあります。しかも、その食い違いについて全く触れないまま、また市民に大きな痛みを与えた光市としては史上最高の10.41%という調定額で国保税の値上げを行いました。市民に済まないという気持ちがあれば、こういうものに少なくともコメントをするということが求められているというのが、第1の理由であります。

2つ目に、繰り返し我が党は、触れてきておりますが、国庫負担が大幅にこの間、落ち込んできたということも上げなければなりません。議会と執行部とが一丸となって、この国庫負担を引き上げる。こういう働きかけを強めていかなければならないということも、改めて痛感しているところであります。

3つ目に、きょうは最後の項目、ジェネリック医薬品については手短かに述べましたが、答弁の中に非常に後期高齢者医療連合会のオウム返しの答弁がありまして、中身がさっぱりわかりません。こういうものをきちんとつかみながら、光市でも担当部署を中心に

病院とも連携をしてジェネリック医薬品を大幅にふやせるところはふやしながら、少なくとも慢性期の病気に対しては特段の努力がいる。近いところでお隣の県、広島県呉市などは相当ここにめり込んだ尽力がみられますが、そういうところを参考にしながら担当部署が、特段の努力を払う。このことも求めながら、反対討論を聞きたいと思います。

○木村（信）委員

平成24年度光市国民健康保険特別会計歳入歳出決算について、賛成の立場から討論に参加させていただきます。

国民健康保険事業の運営に当たりましては、高齢者や低所得者の加入が多く、医療費が多額であるといった制度の構造的な脆弱さに加え、医療の高度化や高齢化の進展に伴い、非常に厳しい財政運営が行われていることが想像されます。このような状況の中での本市、国民健康保険事業の平成24年度決算ですが、形式収支において約2億3,000万円の黒字、単年度実質収支におきましても、平成19年度以来5年ぶりとなる黒字決算となったことは医療費が年々増加する現在において、一定の評価をするものであります。

しかしながら、平成25年度は3年ぶりに税率改正を実施されました。また、医療費についても年々増加傾向にあることは変わりはなく、市民負担はますます大きくなっていくことが予測されます。市においては、このことを常に念頭に置かれ、今回繰り越しされた多額の繰越金を事業運営に最大限有益に活用されることを望むとともに、今後ますます医療費の抑制や収納率の向上に、これまで以上の一層の努力を要望し、賛成討論いたします。

採 決：賛成多数「認定すべきもの」

③追加認定第10号 平成24年度光市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について

説 明：田村市民課長 ～別紙説明書のとおり

質 疑：なし

討 論

○四浦委員

追加認定第10号、平成24年度光市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算について、反対の立場で討論を行います。

2008年4月からスタートした後期高齢者医療制度は、国民からなぜ高齢者だけ健保や国保から追い出すのか、これは差別であるといった批判が噴出しました。慢性疾患の治療の抑制、入院患者の追い出し、終末期医療の制限などを狙った別建て診療報酬による差別医療も世論の批判を浴び続けています。

また、現役世代の組合健保や政管健保が拠出する後期高齢者支援金は、従来の老人保健拠出金より増額をされ、そのために多くの健保で保険料値上げや組合解散など、現役

労働者に犠牲が転嫁される事態が引き起こされました。このように、世界にほかに例の見られない問題だらけの後期高齢者医療制度は廃止しかない。元に戻すべきではないかということを経験したいと思えます。

以上で反対討論とします。

採 決：賛成多数「認定すべきもの」

・・・・・・・・・・・・・・・・・・休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・・・

4. 総務部・消防担当部関係分

(1) 付託事件審査

①追加認定第4号 平成24年度光市一般会計歳入歳出決算について（総務部・消防担当部所管分）

説 明：中村総務部次長兼総務課長、梅本消防担当課長 ～別紙説明書のとおり

質 疑

○森戸委員

ちょっと今聞いた中で、まずお尋ねをしたいと思います。

決算書の47ページなんですけど、総務管理費委託金で39事務の分として、県から事務委託金として855万4,000円がきておりますが、これだけで十分足りてるかどうか、その辺のところはわかればと思うんですが。

○中村総務部次長兼総務課長

非常に何とも言いがたいような御質問でございますが、足りてるか足りてないかなんともお答え出来かねます。

○森戸委員

この基準というのは何なんですか。

○中村総務部次長兼総務課長

基本的に、これら権限移譲事務の処理した件数と申しますか、それに応分したものが県で計算をされて交付されてくるということにはなっております。

○森戸委員

それでも何とも言えんと言うんですから、足りてないと理解をいたしました。で、足

りてなければなりませんよと言うしかないんだろうと思うと私は思います。

次に、69 ページの土地借り上げ料について3カ所ということでございましたが、これに関しては毎度のことでございますけれども、取得交渉はしておられるのかどうか。

○中村総務部次長兼総務課長

これにつきましては、ここの駐車場を拡張する、平成7年か8年、そのごろであったかとは思いますが、その辺の土地を取得すべく地権者の方にお話しをしたことはございます。そのときのお話しとして、「お貸するのはいいが売却は……」というお話しでしたので、現在まで交渉というか、そのあたりはやっておりません。

○森戸委員

わかりました。

年間 176 万 6,000 円ということでございますので、長期契約で安くするとか、ぜひそういう検討もお願いをしたいと思いますという指摘をしておきます。

それと、91 ページで、各選挙で投票用紙読取分類器環境設定委託料という項目がございます。大きな金額ではないんですが、これは毎度の選挙で設定をやられておられるんですが、これは委託をしなければできないものなんですか。

○西村選挙管理委員会事務局長

これについては、業者ムサシから機器を購入しておる関係で、この業者でないとちょっとできないということになります。

○森戸委員

いいえ、職員さんの対応ではできないのかという意味です。

○西村選挙管理委員会事務局長

そうです、そういうことです。

○森戸委員

わかりました。ものを見たことがないので何とも言えませんが、理解をいたしました。

それと、消防関係でちょっとお尋ねをするんですが、181 ページの消防設備・施設整備事業で、防火水槽の設置 40 トンを設置工事をしたということなんですが、この防火水槽、これは大体どのぐらいの頻度で取りかえるものなんですか、その耐用年数というか、それがわかれば教えてください。

○梅本消防担当課長

この防火水槽なんですけど、今、市内に設置しております防火水槽というのは鉄筋コンクリート造のものでございまして、これは他市でもいろいろ問題になっているんですけど、耐用年数というのがはっきり何年というのが出ておりませんで、いろいろ点検等

を行いまして、悪いとこがでてきたらそれを見つけて直していく。一般に言われておるのが、鉄筋コンクリート造ですので 40 年とか 50 年とか、そういったことは言われております。

○森戸委員

わかりました。

じゃあ、ごめんなさい、市全体で何カ所あるのか聞き漏らしたんですが、これ順次交換していく可能性が今後出てくるというような、これは計画的な更新というか、計画的でもないですよ、その辺のところをもう 1 回ちょっと教えてもらえます。

○梅本消防担当課長

防火水槽につきましては、消火栓等が行き渡ってない水流不足地区に新設するのを、まず第一に考えます。で、防火水槽の今言われた更新につきましては、特に今のところそういった更新計画というのは立てておりませんで、点検をして、もし不具合が出れば、その都度検討するというところでございます。

○森戸委員

ごめんなさい、ちょっと聞き漏らしたんですけど、何カ所あるんですか。

○梅本消防担当課長

濟いませぬ、手元にちょっとはつきりした資料が今ございませぬが、大体 800 カ所ぐらいということでございます。

○森戸委員

わかりました。点検をよろしくお願ひしますとしか言えませぬね。お願ひをいたします。

それと、予算に載ってるわけではないんですが、ここで聞けるかどうかわかりませぬが、例えば、熊毛とか田布施とか、消防の、何と言ったらいいんですかね、分所と言ったらいいんですかね、そういったところの耐震っていうのはどういう状況になつてゐるのでしょうか。今まで消防で耐震の診断とか、そういったものをされたことがあるのでしょうか。

○梅本消防担当課長

申しわけございませぬ。先ほどの防火水槽の数ですけど、間違つておりました。主要施策の 195 ページのところに載つております。濟いませぬ、全体での先ほど 800 カ所と言つたのは、消火栓と私勘違いしておりました、防火水槽の基数がこの 195 ページのほうに載つておりますので、こちらで御確認をいただけたらと思ひます。

それで、先ほどの消防庁舎の耐震なんですけど、それにつきましては、まだ消防として耐震の調査等は行つたことはございませぬ。

○森戸委員

はい、わかりました。その後については、別のところでやりたいと思います。

それと、決算参考資料の6ページの、先ほど不用額の説明がございました。防災諸費のところでの317万2,000円を不用額としたということなんですが、次年度に指名を待ってたというようなことだったと思うんですが、要は、申請が予定したより少なかったという意味合いなるんですかね。どういうことなんでしょうか。

○小田防災危機管理課長

この不用額につきましては、24年度から創設しました自主防災育成補助制度を年度末までどうぞ申請してください、我々は待っております、ということで留保したということでございます。

○森戸委員

待ったのはわかるんですが、それはお知らせする部分が弱かったのか、理解不足だったのか。その辺のところの分析をどのようにされていますか。

○小田防災危機管理課長

この補助金につきましては、出前講座を初め、市役所のホームページ、あるいは広報等ではお知らせをしておりました。で、多くの自治会、あるいは自主防災会のほうから問い合わせはあったんですけども、実施までにはいたらなかったということです。

私どもとすれば精いっぱいのこととはしたと思っております。

○森戸委員

じゃあ、徐々に皆さん導入されたところを見たりとかして、これからふえていくのかなとふうに理解をいたしました。

それと、参考資料の27ページに出張所等の機械警備が出ております。27、28とまたいでおりますけれども、こういった出張所等の機械警備について、各1カ所という形の入札ではなくて、何カ所か一括というような形で単価を落とすような検討はされなかったんでしょうか。

○中村総務部次長兼総務課長

これにつきましては、入札参加業者、これの公平性の観点から5年間の長期契約をするということで、警備に係る機器全ての更新を条件にしまして、1施設当たり5年間の事業費、これについても50万円を超えるということもありまして、それと、あと1施設1入札1契約の考え方に則ったものでございます。それから、分離分割発注によって、業者の受注機会の拡大という側面もございまして、1施設ごとの入札とさせていただいたものでございます。

○森戸委員

はい、わかりました。ちょっと今の話の中でわからないのは、機械を更新すると言われたんですが、機械警備の部分のその機械を更新……。設置したら長く使わなければならぬからという、そういう意味合いですかね。

○中村総務部次長兼総務課長

このたびの入札に際しまして、今、新たについておった機械を全部取り払って、皆さんどこの会社も新たに機械をつけていただいて、警備をしていただければ幾らになるのかということで、入札を行いました。

○森戸委員

はい、わかりました。

それと、主要施策の成果の 13 ページに庁舎管理事業ということで、PCBの処理委託が上がっております。これ事業費として 1,500 万円を超える事業費なんですが、この処理をしたというのはいいんですが、その処理をした委託先は適正に処理しているかどうかを確認をしたかどうか。不法に投棄したり、そういうことをせずに、きちんと処理したかどうか。そこまで追って責任が私はあると思います。

○中村総務部次長兼総務課長

PCBの処理でございますが、これについてはポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正の処理の推進に関する特別措置法及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律、これに基づいたマニフェストの交付を受けまして、書類上は適切に処理されていると確認しているところでございます。

この処理を委託した業者でございますが、日本環境安全事業株式会社というところなんですが、これは日本環境安全事業株式会社法という法律があります。これに基づいて、国の全額出資により設立された特殊会社でございます。環境大臣の監督の下に置かれておりまして、その処理については国のほうで適正に監督されておるのではないかと、私どもは理解しているところでございます。

○森戸委員

理解をいたしました。

次に、20 ページの各種委員等の公募について。各種委員等の公募についてできるだけ重複がないように配慮がされてるか、チェックがされてるかをお尋ねします。

○中村総務部次長兼総務課長

各種委員会の公募の委員についてのお尋ねであります。募集につきましては協議会を所管する部署で基本的にはやっております。最近では、募集に際して他の協議会等の公募委員として委嘱されている方を除くというような旨の記載をいたしまして、広く公募をかけているところでございます。

○森戸委員

はい、わかりました。

公募の部分はそれでいいとしまして、各種委員の公募によらない委員の方ですね、これらの委員の重なりといたしますか、その辺はまた一度ぜひチェックをいただけたらと思いますので、これは指摘をしておきます。

次に、22 ページの下のほうにあるんですが、電子入札制度の推進ということで、ずっと 22 年度から 13 市共同での取り組みについて検討をするということがずっと書かれているわけですが、24 年度の検討状況はどうなったのかお知らせください。

○林入札監理課長

電子入札のシステムにつきましては、これまで県が主体となり意見交換会でありますとか、導入に関するアンケート調査を重ねてまいりました。ところが、昨年度各市の取り組み状況の足並みがそろわないため、共同利用による費用節減効果が期待できないことから、県内統一での電子入札の導入は見送るという旨の通知が県のほうからございました。

○森戸委員

わかりました。

県、13 市共同でのスケールメリットが出ないというような状況になって、光市ではどうするんですか。

○林入札監理課長

個別の導入ということでございますが、光市においても費用対効果の面から、電子入札の導入は今のところ考えておりません。

○森戸委員

はい、わかりました。

次に、24 ページの下のへんに大和支所の見直しということで掲げられておられます。

毎年、検討されてる状況なんですが、いつ結論を出されるのか、お尋ねをいたします。

○中村総務部次長兼総務課長

委員さん方、既に御承知のように、合併協議で平成 20 年の 4 月を目途に支所を出張所とする旨の協議がされております。平成 19 年の 12 月の議会で、当時の市長が「一定期間支所体制の存続は必要ではないかと考えている、議会や地元の意向などを見極めながら適切に判断したい」という答弁をされております。

現在、岩田駅周辺都市施設整備基本計画の策定が進められております。この中で、公共施設の再編等も議論をされておるところでございます。これを受けまして、今後、行政機能のあり方等について、どういう方法が一番よいのかという辺も検討したいという

ことで考えております。

○森戸委員

20年4月に出張所へというお話しがあって、19年の12月議会で一定期間延ばすというようなことですね。まだ検討中ということですね。はい、わかりました。掲げられている以上、結果を出していただきたいと思います。

それと、30ページです。意思決定のスピードアップとサービスレベルの向上、30ページの一番下の段ですね、これ、ちょっとよくわからないので、何をどういうふうに変えようとおられるのか。報償費の専決区分の見直しがそれとどう結びつくのか。その辺を説明していただけますか。

○中村総務部次長兼総務課長

これにつきましては、市長からもスピード感を持って業務を遂行するようというような指示もございます。

まず、事務処理の簡素化ということでの取り組みで、平成24年度から報償費の専決区分の見直しを行いました。これはどういうことかといいますと、これまで課長が決裁をしておりました10万円以下のものが20万円以下に、部長の専決については10万円を超え50万円以下であったものを20万円を超えて100万円以下というふうにしたもので、決裁区分の決裁金額に幅を持たして、印鑑を押す人を少なくといいますか、その辺をスピーディーにやるように事務の見直しを行ったということでございます。

○森戸委員

了解をいたしました。

それと、70ページ。これで最後です。選挙費の中でちょっとお尋ねをいたしますが、市議選、市議会議員選挙を例に…。毎回、選挙が行われていくんですけども、経年で比較していったら、開票終了までの時間とか、この24年の選挙自体を評価するのに聞きますね。

開票終了までの時間、選挙にかかわるコスト、投票率の変遷、合併後の3回分ですね、その辺はどういうふうになっているのかを教えてくださいたいと思います。

で、時間短縮とか、コスト削減に対してどういう努力をされてきたのか、その辺もお知らせいただけたらと思います。

○西村選挙管理委員会事務局長

まず、開票終了までの時間でございます。16年の選挙は、光の選挙区と大和の選挙区と分けてあるんですが、光の選挙区でいうと開票が午後9時30分から翌日の午前0時50分、それと、大和地区では開票が午後9時30分から午後11時5分で終わっております。それから、16年の次の20年でございますが、これはもう一緒になりましたけれども、開票が9時25分——開票の時間が5分ほど早まっております——で、終わりが前回の光地区の選挙区と同じく翌日の午前0時50分でございます。それから、24年の10

月の市議会議員選挙ですが、開票が午後 9 時 20 分で終了が翌日の午前 1 時 10 分、前回よりも 20 分ほど遅くはなっております。

それから、選挙にかかわるコストですが、前回の市長市議選で、決算書のほうにも載せておりますが、総額で 4,204 万 1,613 円かかっております。

それから、投票率でございますが、16 年の市議会議員の投票率、光地区、大和地区を合わせて 71.57%、平成 20 年が 71.71%、平成 24 年が 66.69%でございました。

選挙の開票までの時間の短縮をとということでございましたが、機械化を図る、あるいは人員の配置の見直し、これらを考えてやってきております。ただ、時間がかかるものが、一番かかるのが疑問票。これについて、特に時間がかかるものでございますので、なかなかその辺が思ったほど短縮ができていないというのが現状ではあります。

○森戸委員

24 年の 4,200 万円云々っていうのはわかるんですけど、そこもこの変遷をお願いしたらと思うんですが。

・・・・・・・・・・休 憩・・・・・・・・・・

○西村選挙管理委員会事務局長

選挙にかかわるコストでございます。16 年から 3 回分お答えをいたします。

16 年が 4,219 万 44 円、20 年が 4,709 万 6,134 円、24 年が 4,204 万 1,613 円でございます。

以上です。

○森戸委員

わかりました。これを聞いてどうなるものというものでもないんですが、毎回ごとを追っていかないとわかりませんので聞いてみましたけれども、24 年では正確さと速さを追求するためにハード面での投資をされてるというようなことで、前向きに正確さ、また、速さに関してもやられているということで、理解をいたしました。

ありがとうございます。

○森重委員

まず、決算書の 69 ページ、庁舎整備事業になります。そして、主要施策のほうは 13、14、また、第 2 次行革大綱実施計画のところは 20 ページ、行政サービスの改善、窓口サービスの向上でございますけれども、22、23、24 年度と大綱の計画の流れがずっと出ているわけですが、行革の中でやはり見た目に大きく変わってきたというところに、やはり行政サービスの改善っていうあたりは非常に高く評価をしたいところなんです、この取り組まれました市民サービス向上推進事務ですかね、方々の御活躍は素晴らしいものがあったというふうに思っております。特に、庁舎をいろいろ場所を移設されたり、また、カウンターをすっきりされたり、かなり外から入ってきたイメージというものは、

もとを知ってる人にとっては非常に大きく変わったというふうに、外からも声も聴いております。

そういうところで、この市民サービス、また、市民満足度にどのようにつながっているかという、どのような分析をされているのか。大体この 24 年度でそのあたりの一つの区切りというか仕上がりができたのではないかというふうに思ってますけども、そのあたりの分析というか、お考えをお聞きしたいと思います、取り組みに対して。

○中村総務部次長兼総務課長

今まで懸案事項でございました 1 階の総合案内所を前に出しましたし、2 階の南側も壁を取っ払ったということですが、そのあたりにつきまして、昨年、総合案内所を前に出したそれ以降 1 カ月間、おもてなし強調月間というようなことで、市民へのアンケート調査も行ったところでございます。

その時点におきましては、職員が来庁してこられた方に直接アンケート用紙をお配りして回収したというようなこともございまして、その結果といたしましては総合評価で 4 点満点中 3.81 というような結果がでておりまして、これについてはだんだん改善がされてきたのかなという理解はしておりますが、さらに今年度、業者に委託いたしまして、そのあたりの窓口サービス等のアンケートも今から実施していこうということで、流れております。

○森重委員

特に、初めて一市民が市役所を訪れた場合には、余りこの差をわからないかもわかりませんが、従来から市役所に出入りをしている行政関係者、また、各他市の議員さんとかでも、かなり何が変わったのだろうかというぐらいに明るさが違うというふうな評価もずいぶん聞いておりまして、一つは大きな市民サービス窓口づくりにつながっているのではないかというふうに思っております。そこは今から今後ともしっかりと、ここでよしというわけではありませんけども、さまざまな市民の目線に立っての改革を引き続きぜひお願いをしたいというふうに思います。

それと、次に、主要施策 30 ページのこれも行革なんですけども、職員の資質向上と意識改革というところでも、結構、24 年度までに行革の計画書をつくられてから地道に一つずつそういうものが進んでいってるという感がありますけども、職員研修で人材育成基本計画、その中で下松市さんと合同でのいろいろ研修をされておられますね。研修の実施による政策形成能力の向上とコミュニケーション能力ということで、合同での研修を取り組んでおられますけども、この働きかけ、広域連携ということで、このあたりはどのような経緯でこういうふうにしたのか、また、その効果はどのように見ておられるかをお願いします。

○中村総務部次長兼総務課長

先ほどもちょっと申し上げましたが、今、政策形成能力の向上というのが非常に人材育成にとって重要なことでもありますし、光市のみならず、どこの市もそういった課題を抱えておるところであります。それで、昨年、一昨年までは独自でやっていたんですが、他市の職員と合同でやることによって、それぞれいろんなその市の職員の考え方、そのあたりがわかってくる。また、お互い切磋琢磨といいますか、そういったことで、同じ研修を受けることによって刺激をうけながら己を磨いていくというような狙いもあって、下松市との合同ということで昨年度から実施をしまいいりました。

その効果といいますか、やっぱり研修復命等も見ることにつけ、下松市の職員がどういった考えを持っているのかとかその辺がよくわかった、また、職員と親しくなることによってお互いの業務について、聞いたり聞かれたりと、業務について、そういったことも図れるということが復命からも見てとれたところがございます。

○森重委員

すばらしいお取り組みと思うわけですが、これは下松市さんとそのように一緒という、どちらがどのように働きかけられてというか、どちらかが一緒にやりませんかということで声かけられたと思うんですが、その経緯はどうなんですか。

○中村総務部次長兼総務課長

経緯というのが、恐らくうちのほうからやりませんかということでお声がけをしたんじゃないかなと思っております。

○森重委員

わかりました。ぜひ今後ともいろんな場面で、そういう広域連携という意味からも、また、さらなる資質向上という意味からも、そういう目線というか視点もぜひ継続をしていただきたいというふうに思います。

それともう1点、主要施策 32 ページですが、人事管理、職員研修事業の中で、やはり人材といか、やっぱり城は人で築くと言われますように、人材育成、非常に今から大事な視点になってきますが、ここでは昨年度に引き続き受講者を公募してというふうに書いてありますけども、これはやはりいろんな研修のシリーズといいますか、それにまずは課長以上とか係長以上とか、そういう特定の場合もありますけども、受けたいという方の公募をされてるわけですか。

○中村総務部次長兼総務課長

具体的に申しますと、33 ページのイの専門実務研修というところの表がございますが、これの中で、例えば、情報の4つの講座であったり、あと、危機管理であったり、OJTであったり、そういったもので、この公募につきましては25ほど、講座を受けてみませんかというふうにこちらのほうから職員に投げかけをしました。それに基づきまして、36人の職員が応募して、この講座を受けたいというふうに申し出てまいりました。

○森重委員

その意欲といいますか、36 人の方はやっぱり受けたいと言われて受けて、それをまた力にして、また光市の行政の中でいろいろまた市民サービスにつなげていくということで、ぜひともここも、人材育成というのは非常にこういう決算のときなんかにもちょっと議題に上げにくいところですけども、やはり基本的には大きな視点になりますので、ぜひこのあたりの改革をさらによろしくお願ひしたいというふうに思います。

○加賀美委員

15 ページをちょっとお開きいただきたいと思います。主要施策の成果について。

ここで、財政健全化計画の具体的な取り組み策の実施による効果額が出ておるわけですけども、一般会計を見ますと、1 億 1,000 万円の効果が達成してなかったと。その経過を見ますと、人件費の削減がマイナス 610 万円になってると。800 万円ぐらい達成してなかったと。この原因は何だったのか、わかれば教えていただきたいと思います。

○中村総務部次長兼総務課長

このマイナスの 610 万円ですが、時間外勤務手当でございます。

内容といたしましては、税務部門におきまして、コンピューターのシステム改修を行いました。それに伴いまして、チェック体制、このあたりの強化を図る必要があったということ、それから、建設部のほうになりますけども、市民からの要望が昨年度結構あって、その対応に要したということが主な理由でございます。

○加賀美委員

じゃあ、その時間は約、全体でどのくらいアップしたんかと。定例のときに比べると、大体どのくらい勤務時間がふえたのか。そこらあたりはどういうふうな計算をしておりますか。

○中村総務部次長兼総務課長

そのあたりの細かい数値につきましては、今、済いません、持ち合わせておりません。

○加賀美委員

じゃあ、今ちょうど過勤務の話が出ましたんで、その問題にちょっと触れてみたいと思います。

同じく 36 ページを見ていただきたいと思います。そこに、職員の時間外勤務手当及び休日勤務手当の状況というんがあるんですけども、これを見ますと、職員 1 人当たり年 123 時間、つまり 1 月当たり 10 時間の過勤務をしているという状況にあるわけですけども、これはじゃあ、例年に比べて極端に多かったと、こういう理解していいのかわるか。

○中村総務部次長兼総務課長

決算額の結果から見まして、多かったということだろうと思います。

○加賀美委員

わかれば、予算は大体1人平均どのくらいだったか。わかれば教えてください。

○中村総務部次長兼総務課長

濟いません、その辺、細かい数字持ち合わせておりません。

○加賀美委員

だから、予算ベースと決算ベースで違った時間帯が、つまり今先ほどあったシステム改修とか、あるいは土木の過勤務が非常に膨らんだと。それがその財政健全化計画のいわゆる人件費のところを実地に至らなかったということになるんだから、そこらあたりはきちっと捉えとっていただかないと。

これはまた、わかりました。その辺はよろしいでしょう。

その次に、もう1回ちょっとお尋ねしたいんですけども、今この前のページを見ますと、職員の給料は平均が32万9,572円と。これは予算ベースに比べてほとんど合ってるわけです。で、予算ベースで、8月10号の市広報に、光市の給与費は一般の職員が355人で14億2,183万円と。1人当たりになると年収が400万円だと。それに諸手当が215万円入れて615万円だということが市広報に載っていたんだけど、実績としては大体どのくらいになったのか、1人当たりの職員の給与。これわかれば教えていただきたいんですが。

・・・・・・・・・・・・・・・・休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・

○加賀美委員

わかりました。詳しいやつはまた教えていただきたいと思います。

次は同じく給与関係で今の過勤務の件についてお尋ねしたいんですけども、決算の67ページに休日勤務手当ちゅうんが載ってるんです、総務のところ。この休日勤務手当ちゅうのは何か教えていただきたいと思います。

○中村総務部次長兼総務課長

休日勤務手当ですが、これは祝日等に勤務したときの手当でございます。

○加賀美委員

祝日なんかに出た場合は、代休をとると。そして、100分の135と、過勤務手当が1時間当たり。これが課勤務として処理されてると思うんですけども。休日勤務をとらなかったのが、総務はこれだけあったのか。

ほかのところには余り休日出勤ちゅうんがないんですよ。それは、一旦代休をとって、そして、処理するということがあるんですが、1万8,000円だから大したことはない

んです。これは代休がとれなかったときの手当だと理解してよろしいか。

○中村総務部次長兼総務課長

はい、そのとおりでございます。

○加賀美委員

わかりました。

じゃあ、次に、過勤務の問題について、先ほどの1人当たり年間123時間、1人月に10時間残業するというのは大変だろうと思うんです。で、今、光市役所はフレックス制度をとってらっしゃるかどうかな。そこんところをちょっとお伝えしたいと思います。

○中村総務部次長兼総務課長

現在、そういったフレックスタイムという制度はとっておりません。

○加賀美委員

フレックスタイムをとれない理由ちゅうんはあるんですか。やっぱり、どうしてもお客さん対応があるために考える仕事ができないという場合は、やっぱりそれを外して、大体10時から出てきて6時に帰るとか、そういうことをやっていけば、また過勤務も減るし成果も上がってくるんじゃないかと思うんですけど。

だいたい、フレックスタイムというのは、基本的には過勤務抑制のためにいろんな形で実施をしてるところが多いわですけども、この辺やるつもりはないか。

これは今後の検討課題として考えていただきたいと思います。

それから、同じように先ほどの話でございますけども、今、市の職員がこの表によりますと787人いらっしゃるそうですね。これはもちろん病院とか水道局を入れてでありますけども、これらの方々は恐らく市民税を払ってる人、払ってらっしゃらない人がいると思いますけども、光市内に住んでいらっしゃる人が何人で、市外が何人かというのはわかりましようか。

○中村総務部次長兼総務課長

一般職員の387人で言います。市内が約310人で、市外が約70人でございます。

○加賀美委員

私は職員全体を見ていただきたいんだと。それはなぜかちゅうと、今、一般職の場合でも70人の方々が市外から来ていらっしゃるんですね。市民税を払ってらっしゃらないとよその市に払ってらっしゃると。それが悪いわけじゃないと思います。ただ、そういうふうに市内にできるだけ住んでくださいというような運動は、もちろんしておられんと思いますけど、やっぱり市内に住んでいただいて、税金を払っていただきたい。そういう思いがするわけです。

その辺は何かそういうことに対して具体的に取り組みをしておられるかどうか、お尋

ねをしてみたいと思います。

○中村総務部次長兼総務課長

今までのところ、そういった取り組みはやっておりません。

○加賀美委員

だから、市税をできるだけ、納入率を上げるっていうこともありますけども、市税を上げていかなければ光市は今後大変困るわけだから。何らかの手立てを講じていくってことは、やっぱり必要じゃないかと思うんですよ。特に、優秀な人材を採って、そして、アパートとか何か住むときはできりゃあ市内に住んでほしいってなことも、アピールしていくってこともやっぱり必要じゃないかと思うんです。これは一つの要望として上げときたいと思います。

それからまた、ちょっと今度は接遇の件についてお尋ねします。

今、先行委員からも接遇のお話しがございました。24年度は市民コンシェルジュ事業がスタートしたんですかね、これ、207名ぐらいの研修を受けたていうことでありますけども、24年度では何名ぐらいの方がそこに立って、案内をしたか。わかれば教えていただきたいと思います。

○中村総務部次長兼総務課長

主要施策の34ページでございます。ここの接遇のところに記載をしておりますように、96名の者がコンシェルジュをやるために研修を受け、そして、実地研修としまして104名の者がまず8月27日から9月24日、続いて、2回目としまして103名の者が3月1日から29日の間に実地研修としてコンシェルジュ事業を行っております。

○加賀美委員

じゃあ、もう基本的には207名の方がやったと、これに見ると。で、それらをやられたことによって、どういう成果があったか。そこらあたりについてどういうふうにお考えになっておられるか、お尋ねしてみたいと思います。

○中村総務部次長兼総務課長

実際やった者からのいろいろな意見といいますか、報告を聞くのに、市民の皆様の声をまず聞いて、このたびは主査級の職員でございましたので、市役所の仕事全体が見えている者、それからまた、見えていない者がおります。そのあたりのことがよくわかった。それから、お帰りになるときに、どうもありがとうございますというふうに、市民の方がお礼を言われてお帰りになった、自分のしていることが非常に喜ばれた。そういった感想が寄せられておまして、非常にいい研修であるなというふうには思っております。

○加賀美委員

確かに、職員がそういうことをやられることは、株式会社光市にとってやっぱり大き

な成果があったと思うんです。それはそれとして、一定の評価を認めたいと思います。

次は、同じように総合案内所をつくられたと。P71 ページの予算書の中でも、その総合案内所を移設した費用が上げられてるわけです。この総合案内所はどのような形で今運営されてるか、そのあたりについてちょっとお尋ねしてみたいんですが。いわゆる臨時職員を雇ってやってるとか、その辺はどのようなふうになってるのか、ちょっと教えていただきたいと思います。

○中村総務部次長兼総務課長

現在、臨時職員、女性1名雇いまして、総合案内所のところに勤務をさしております。

○加賀美委員

で、それは、何のために一応やってらっしゃるのか。そこらあたりについてお尋ねしたいと思います。何をしていらっしゃるのか。

○中村総務部次長兼総務課長

市民のためということでございます。市民が市役所に来庁され、自分が用務を済ませたい窓口、それはいったいどこにあるんだろうかという辺をお聞きになったり、それから、自分はこういうことで来たんだが、どこに行けばいいかというようなお尋ねがあったときに、それはここでございます、または、受付から各所管に電話をいれまして、今こうこうこういう方が来られておるんだがという辺の取り次ぎであったり、そのようなことをやっております。

○加賀美委員

先ほども委員のほうから話がありましたが、過去を知る人にとっちゃあ、前に出したことによって非常に全体のあれが見えるちゆうことで、成果が上がってるようには見えると思います。

しかしながら、もう最近とみに考えるんだだけでも、私どもが入ってきまして顔も一度も向けないで、一生懸命パソコンを打ってんですよ。なぜあそこにパソコンが要るのか。仕事をする場所じゃないですよね。で、何でパソコンがあるのかと思うんです。

しかも、あそこは非常に場所が悪いから、やっぱり右のほうと左のほうから入る人がいるんですよ。そうすると、どうしても右のほうを見れば、左のほうがちょっと留守になると。だから、やっぱり2人は配置すべきじゃないかと。

下松は、玄関から入ったら右側に行くのと、左側に行くのですが、あそこは2人の女性がずうっと立っていると。それが彼女たちの仕事なんです。パソコンを打つのが仕事じゃないと、市民の皆さんにいらっしゃいませと、どちらに行かれますかと、行くのならこちらですよというふうに案内するんが、本来の役目じゃないかと思うんだけど、どうも今見ても、今ちょっと皆さん見ていただいたらわかると思いますが、入ってみて、こうちつとも顔も向けない。何してらっしゃるのかなと思ったら、パソコン打ってると。パソコンか何か見てるのかもかもしれません。だから、パソコンなんか置くべきじゃないと

思うのですが、その辺の見解を聞かせてください。

○委員長

よろしいですか。加賀美委員、これは決算とは直接審査には関連がないと思いますが、どういうふうにお考えですか。

○加賀美委員

主要施策の成果の中に、いろいろ市民コンシェルジュ事業をやるとともに、いわゆる総合案内所をつくっていると。で、その総合案内所が本当に市民の役に立つような形でできているかどうかを、今伺ってみただけで問題点があるんで、今後、24年度の成果としては先ほど報告があったけども、決して満足できる状況じゃないんじゃないかということで、今意見を言ってみたんです。

このあたりについて今後検討してみてください。本当に市民に喜ばれる、効果のある総合案内所にしていただきたいと、そういう意見を言いたかっただけです。

○委員長

要望でよろしいですか。

○加賀美委員

要望にしときましょう。

それから、35ページの研修について、お尋ねいたしたいと思います。

先ほどの報告でも先進地の研修を34件やってらっしゃるということですけど、それは34件で何名ぐらいが先進地視察をされたのか、お尋ねしたいと思います。

○中村総務部次長兼総務課長

34ページから35ページにかけまして、まちづくり政策形成、法務能力の養成、意識改革ということで載しておりますが、先進地視察につきましては、まず一番最初のところで指定管理者の視察ということで2名、それから、この34ページ一番下になりますが、共同推進事業について2名、それから、35ページの市営住宅建てかえ事業で2名、それから、2段下の堆肥化施設の視察で2名、その下の体験型旅行誘致事業で2名、一番下の防災行政無線の整備事業で2名の者が先進地に視察ということで行っております。

それから、その下の、委員さん言われているのはオの視察研修・研修会ということでございますが、これにつきましては、34件、61名が行っておりますが、各所管の予算でもってさまざまところにまいります。で、その各所管の予算でもって各々のところに行ったものが私らのところに集まってまいりますので、それが61人の34件あったということでございます。先ほど申しましたのが、総務課の予算で先進地視察に行った者でございます。

○加賀美委員

全体の先進地視察ちゅうのをどんどん職員がやられて、そして、その利潤を生みだすっていうか、成果を上げるちゅうことは非常にいいことだと思うんですよ。議員の委員会、議員視察の場合、やっぱり我々の審査する立場であると同時に、改善点を指摘する、指摘するというか提案するののも一つの視察の目的でありますけども、やっぱり議員と一緒に視察に行くとしたら非常に効果があると思うんですけど、その辺は何か支障があるようなことがあれば、効果的な研修として問題点があるのかどうか、その辺をお尋ねしてみたいと思います。

○中村総務部次長兼総務課長

これまでも執行部の方でもぜひ先進地を見ておいたほうがいいというようなことにつきましては、議員さん方委員会の視察のときに職員が同行させていただいておるといふ事例もございますので、今後ともそういったものがございましたら、お申し出をいただければ同行ということになろうかと思えます。

○加賀美委員

議員が一般質問する段階で、どこどこはどうだというときに、いろんな効率がいいところもあったよというような、職員の方々はわかんないと、口頭で聞いただけでは。実地に行ってみたら非常に成果が上がんじゃないかと思うんです。今後、やはり利潤を上げるために、成果を上げるために、検討していただきたいと思えます。

委員長、防災もよろしいですか。

○委員長

よろしいですよ、どうぞ。

○加賀美委員

じゃあ、最後の質問は63ページの自主防災、主要施策の展開ですね。

先ほど来からずっと自主防災の話が出てきてるわけですけども、今年度ふえたのは書いてあるけど、全体で幾つになったのか、そこらあたりについてお尋ねしてみたいと思いますが。24年度は21団体で、24年度全体として全部で幾らになったのか。

○小田防災危機管理課長

24年度末で64団体でございます。

○加賀美委員

それで、我々も自主防災の団体の名前をときどき見かけるわけですけども、この広域的な団体の中にあるんです。例えば、光井地区自主防災会とか、〇〇地区の自主防災会と。やっぱり自主防災っていうのは、自分たちで何かあったときに身を守るというのは、ある程度の町内会単位とか、ある程度の小さい単位でなけりゃなかなか実行に移せない

と思うんです。そのあたりで、全体で自主防災をつくっていくっていうよりも、むしろ自治会、町内会単位でやったほうがいいと思うんですけども、そのあたりの指導についてはどういうふうに考えてるかお考えを聞かせていただきたいと思います。

○小田防災危機管理課長

自主防災のあり方につきましては、2通りあると思います。今、委員から御指摘がありましたように、単位自治会で設立をしていくもの、あるいは、その単位自治体で設立が難しい場合、そういう場合には連合でまずつくって活動をしていただく。

今おっしゃったように、周防、あるいは三井、あるいは光井あたりで連合を組まれておりますけども、こういった地区は、なかなか単位自治会が育っていきません。ですので、まずもって大きな連合で自主防災をつくられて、いろんな防災活動等をされて、その中から今度は単位自治会が自分たちの意識を向上させてつくっていかれる。

これは、どちらがいい悪いというのはなかなか言えないと思います。それぞれの地区にあったような設立をされれば私どもは十分であると思っております。

○加賀美委員

そこらあたりが、やっぱりよくわからないところがあるんです、まだ。自主防災とはいったい何をやるのかと。とにかく、自分たちで何かがあったときには救済作業をする、例えば、炊き出しをやるとか、例えば、弱者を救済するときには行って弱者を早目に避難させるとか。そういうことをやる単位ちゅうのは、やっぱり大きな単位でわあってやったって、指揮命令系統もうまくいかないし、やっぱり小さい単位でやってくことが必要ではないかと思うんですよ。

で、すでに以前につくられた団体も、今、先ほどのお話しじゃ自治会が88%ぐらいも組織率ができよるということですから、やっぱりそういうふうな指導をしていくべきじゃないかと思うんです。

これは一つの今後の検討課題として検討していただきたいと思います。

○四浦委員

決算書67ページを見てください。上段のほうに備考欄、5行目あたりに職員給与費7億3,700万円余りというのを出ております。それから、同じく67ページの下から10行目あたり、臨時職員賃金ということで、いずれも総務の扱いなんですが、臨時職員賃金の場合は、先ほどは遞送便、パートだということで、これは総務部にかかわる臨時職員だと思いますが、上段の職員給与費7億円余りについては、どの範疇でありますか。

○中村総務部次長兼総務課長

先ほど80名と申しましたが、これにつきましては、政策企画部、それから総務部、市民部のうち生活安全課、地域づくり推進課、各出張所、大和支所、それから会計課の職員でございます。

○四浦委員

それでは、引き続き 71 ページを開いてみていただければと思いますが、職員のまず試験についてお尋ねをしますが、説明の中でなかったようにも思いますが、備考欄下から 3 行目、消耗品費の中に職員採用試験の経費が入っていると聞いたことがあります、それはそうなのかどうか。

それから、73 ページ、備考欄一番上段、採用試験の問題集の貸与等委託料というのは、随時募集についての職員採用試験ということのようではありますが、これは説明にありました。そういうことでしょうか。

○中村総務部次長兼総務課長

おっしゃるとおり、71 ページの消耗品の中に全国统一試験を実施したときの問題集が含まれておりますし、全国统一試験以外の試験、昨年度追加募集を行いました、このときの試験問題集の確保のために 73 ページの委託料ということで、ここに上がっております。

○四浦委員

それでは、ちょっと具体的なことをお尋ねいたしますが、臨時・パート職員の、随所に、さっき言いましたように、出てきているわけではありますが、現在のその臨時・パート職員の人数、それはいかほどになるか示していただければと思います。

○中村総務部次長兼総務課長

24 年の 4 月 1 日で申しますと、臨時が 72 名の、パートが 112 名でございます。

○四浦委員

これの余りややこしい話はしませんが、臨時・パート職員も職員の一員であります。大事な部署を携わっていると思いますが、たしか、ちょっと記憶で言いますが、職員倫理条例というものがあつたかと思いますが、これは適用されますか。

○中村総務部次長兼総務課長

そのあたりはちょっと記憶が定かではないんですが、臨時・パート職員につきましても地方公務員法の適用を受ける職員でございますので、そのあたりの適用はあるんじゃないかなと考えております。

この件は、ちょっと整理をさせてください。

○四浦委員

例えば、具体的にいきましょう。確かにそういう条文があつたと思います。職務で知り得たことをむやみに他人に漏らしてはならないという条項などがありますが、それは臨時・パート職員にも適用されるのではないかと思うが、いかがですか。

○中村総務部次長兼総務課長

臨時・パート職員も地方公務員法の適用を受けますので、そのあたり地方公務員法に謳ってございますので、臨時・パートもそういうことは適用されるということでございます。

○四浦委員

そういう大事な部署にもいるということなんですが、では、ちょっと淡泊に聞きます。年収がいかほどになるか。それから、これは事前に通告してるから調べておられると思うんですが、臨時・パート職員について、あるいは職員採用試験について。ということなんですが、そしてそれは正規の職員の平均どころに比べますと何分の1なのか、何パーセントに該当するのか。それがわかれば教えてください。

・・・・・・・・・・・・・・・・休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・

○中村総務部次長兼総務課長

先ほどの臨時さんでございますが、日にちで申しますと、臨時職員が一般事務でいきますと 5,760 円でございます。大体が 22 日程度勤務ということになりますと、12 万 6,720 円と。それから、パート職員でございますが、一般事務が1時間が 720 円で1日 5 時間、3,600 円になりますが、これの月 17 日勤務ということで、6 万 1,200 円ということになろうかと思えます。

それで、職員でございますが、新入職員の初任給が主要施策の成果の 35 ページに記載をしてございますが、高校卒業程度でございますと、14 万 100 円が額面ということでございます。

○四浦委員

私のほうはお聞きしてるのは、平均どころと比べていかがですかというふうにお聞きしてみました。年収で比較してどうなるかということなんですが。

○中村総務部次長兼総務課長

仮説ということになりますが、臨時・パートさんの場合、6 カ月の範囲でもってお願いをして、1 回延長ということで1年になるわけですが、6 カ月でおやめになる方もおられますんで、なかなかその辺の比較というのが難しいかなと思えます。

○委員長

よろしいですか、四浦委員。

○四浦委員

よろしくないね、そりゃ。そりゃね、私が言う比較も少し乱暴なところはあるんですが、しかし、正職員と臨時の職員、あるいはパートの職員等がどういう待遇の違いがあ

るかということを示してもらえらば、同じ労働時間で1日8時間で1カ月働いたとして、年収で比較するのが一番わかりやすいかなということでお聞きしているんですから、とにかく、職員の平均賃金が総務部でわからないはずはないんで、それを示していただければということでもあります。

・・・・・・・・・・・・・・・・休 憩・・・・・・・・・・・・・・・・

○中村総務部次長兼総務課長

先ほどお尋ねの職員の平均額はいくらかということで、平均どころでいきますと、手当も含めて約650万円でございます。

○四浦委員

そうしますと、67ページを開けてみてください、決算です。職員の給与、上から5段目に出ております。ここに手当がでておりますが、今言われた650万円の年収ということは、これはここにある手当も全て含むというふうに考えていいんですね。

○中村総務部次長兼総務課長

はい、おっしゃるとおりでございます。

○四浦委員

退職金についてはこの中には出ておりませんが、それは退職金は範疇外ということになりますか。

○中村総務部次長兼総務課長

はい、退職金は除いております。

○四浦委員

おおよそわかりました。

臨時の職員が約1カ月に12万6,720円と、先ほど御答弁がありました。年収でいきますと、約150万円ぐらいになるかということでもあります。650万円といいますと、職員の平均年収と比較して、退職金は入りませんということでしたが、その150万円で割り算をしますと、これはものすごい差があるですね、5分の1ぐらいでしょうか、ということになります。せつかく職員と一緒に働いている臨時・パート職員の待遇が、非常に低いというふうに示されております。

私は市内の大企業にしてみても、やっぱり市役所にしてみても、一定の社会的な影響力は大きいですから、ちまたの中小企業や零細企業の社長さんが、光市ですらそうじゃからということ、皆さんの賃金を初め、労働条件を決めるのに、そういう話を出すということも聞いております。あの企業ですらそうですから、こういう話になると、そういう影響力が非常に大きい。

官製ワーキングプアというものは、私は改善をしていかなければならないと思います。もちろん、光市役所でもかつて、臨時・パート職員の待遇改善が取り込まれました。それはどういうものであったか、いつであったかいうことを承知していますか。

○中村総務部次長兼総務課長

まず、平成 20 年の 4 月 1 日に賃金改定を行っております。それから、平成 22 年 4 月 1 日から通勤手当相当額、これを支給をしてきております。それから、同じように、平成 22 年の 4 月 1 日から保育園、幼稚園に勤務する臨時職員につきまして、クラス主任をお願いしている方につきましては通常の臨時・パート職員よりも割り増しした賃金でお支払いをしているところでございます。

○四浦委員

繰り返しくどくは聞きませんが、ちょっと今、言葉が正確でないというか、曖昧さが残りました。その保育士のいわゆる主任になってるところ、ああ、これは福祉保健部か、総務じゃから。いやいや、議長が触れたから、わしも調子に乗ってやろうとしたが、なかなか難しいんですが。

そういうところの改善がなされたといういきさつがありました。私は久しぶりにこういう議論をするんですが、改めて市役所の職員の一員である臨時・パート職員に温かいまなざしと、改めて底上げの改善を求めたいというふうに思います。

もう 1 個まいります。職員採用試験の中で、これは障害者の枠が国において指針が改めて示されて、今、光市役所でもそういう障害者の採用を決めているようではありますが、もちろん、総務部が音頭をとっていらっしゃいます。

まず、本会議などでも重なる質問でもありますが、障害者についてはいかほどのパーセンテージになっているのでしょうか、障害者採用は。

○中村総務部次長兼総務課長

障害者雇用率のお尋ねだろうと思いますが、平成 25 年の 6 月 1 日現在、2.4 というふうになっております。

○四浦委員

単位がないが、何ですか。

○中村総務部次長兼総務課長

2.4%でございます。

○四浦委員

前回の委員会で、この問題でお尋ねして、次長のお答えの中にちょっと曖昧さがありました。それは、知的障害者の関係ですね。

私は身体障害者と同時に知的障害者に取り上げるのは理由があります。この前も紹介

しましたように、議会報告会で痛烈な批判が出ました。差別ではないかという言葉まで飛び出ししました。したがって、そこのところを改めてお尋ねしますが、次長は知的障害者については、はっきりとは、自分の記憶にないというふうな言い方をされたと、前回の委員会で、これは日にちが経っておりますから、今の段階ではいかがですか。

○委員長

決算に、四浦さん、これは関連しますか。

○四浦委員

採用試験の中に、この障害者の枠があり、その枠の中に身体障害者、知的障害者、こういうものがあるかということをお尋ねするのに、採用試験についてはきちんと決算の中にも出ておりますが。それで違うというのは、うなずけません。

どうでも違いますか。私も余り嫌われとうないから。どうでも違うちゅうんじやったら。そう言うてください、やめましょう。ええですよ。それはまあ、次のときにやりましょうよ。

・・・・・・・・・・休 憩・・・・・・・・・・

○四浦委員

私は納得したわけじゃないんですよ。今のそういう話を決算審議の中で引用すると、議会報告会で出たというのは当たり前のことなんですから。

しかし、執行部と委員とのやりとりの中で、違和感があるというのは私も余り好みませんから、今日のところはこれで終えて、次の委員会のときにもっと詳しくやりますから、そのときはその他の項でやりますから、御準備のほどをお願いいたします。

○木村（則）委員

決算資料の 47 ページ、総務費の中の県移譲事務費委託金について、先ほど先行委員からも質問がありました。重複はいたしますけれども、まず、移譲事務がふえた際の職員の配置に対する考え方と伺いますか、例えば、市民部においては旅券の発給作業を、発給のために臨時職員を 1 名増やしていたりと、その他いろいろな業務があるかと思えます。

しかし例えば、旅券の発給ってのは 1 日にならすと 4 件程度だというふうに聞いてはいるところなんですけれども、その辺の考え方と伺いますか、要は職員がそういった権限移譲を受けることで作業がふえる、それに対して臨時職なりをあてがう、その辺の考え方がありましたら、まずちょっとお尋ねしてみたいと思えますが。

○中村総務部次長兼総務課長

さまざまな事務で権限移譲を受けております。

処理件数、ここが問題になってくると思うのですが、確かに、今旅券の発給事務につき

ましては、受付をして、送って、またそれが返ってきて、お渡しするという業務が発生をします。なかなかそれまでの現用の職員では対応できないというようなことで、臨時職員を補助的につけております。

それから、今年度からですが、社会福祉法人の監査ということで、年に1回、もしくは2年に1回というようなことで事務が発生いたしましたので、これも人的な配置が必要というようなことで、所管との協議によって人員を張り付けているというような現状でございます。

○木村（則）委員

それでは、その移譲の内容によって、それがこれまでの職員で対応できるもの、あるいはそのボリュームを含めて、そういった総合的な判断のもとに配置をしたり、しなかったりという理解でよろしいんですね。

○中村総務部次長兼総務課長

おっしゃるとおりでございます。

○木村（則）委員

それともう1点ですけれども、先ほどの県移譲事務費委託金、約850万円なんですけれども、幾つかの合計された金額だということなんですけれども、その中で金額の多いものをちょっと2つ、3つ、御紹介いただけますでしょうか。

○中村総務部次長兼総務課長

権限委譲につきましては、メニュー方式と申しまして、1個1個の事務で移譲されたものと、あとパッケージ方式と言いまして、3つ、4つの事務が一緒になったものがパッケージとして移譲されたものがございます。その中で多いものというのが、やはり旅券が移譲事務交付金として100万円ございます。それから、パッケージとしまして、24年度におりてきたものにつきましては、引継ぎ等経費交付金というのが別でございます。これが4パッケージ事務で179万円交付されております。

またパッケージによる権限移譲で、開発行為に係る許認可等に関する事務、12事務がパッケージになっておりまして、このうち11事務が光市に関係あるのですが、これの移譲事務交付金が約290万円おりております。

○木村（則）委員

それではもう1点、これ最後に、主要施策成果の33ページ、先ほども先行委員からも何点か質問があったかと思いますが、専門実務研修の中の人事評価制度研修、これは2日にわたって光市役所で管理職の方65名が受けられたということの報告がありますけれども、これちょっと具体的にどんなような研修が行われたのか、ちょっと御報告いただきたいと思っております。

○中村総務部次長兼総務課長

この人事評価制度研修につきましては、評価を行う者の研修でございまして、24年度から業績評価も試行的に取り組むということから行いました。業者から講師を派遣していただきまして、2日間にわたってその業績評価の目標の立て方であったり、その目標に対する業績がどうであったか。まず、業績評価といいますと、目標の立て方、これが非常に大切になることから、目標の立て方から評価に至る手法であったり、そのあたりを業者の講師によって講義を受けたというところでございます。

○木村（則）委員

その業者の方というのは、いろんなどころの自治体に行って、こういったレクチャーをされてる、そういう専門の業者なんですか。

○中村総務部次長兼総務課長

はい、専門の業者さんでございます。

○木村（則）委員

わかりました。

討 論：あり

○四浦委員

追加認定第4号、平成24年度光市一般会計歳入歳出決算について反対の立場で討論をいたします。

先ほどの審議の中にもあらわれましたように、少なくない臨時・パート職員が非常に低い待遇で働いている官製ワーキングプアがみられると思います。

同時に、光市では国に言い成りになって、例えば、決算主要施策の28ページから29ページにかけて、一般給与の見直しがでております。人事院勧告に基づき、22年度。23年度も人事院勧告に基づき、さらに24年度も給料の一律カットというふうなものが続いております。さきの本会議、委員会等での審議の中で、こうした流れが10年余りにわたって続き、ついに平均どころ105万円も年収が下がるという結果が出ています。職員の暮らしにも、地方経済にも甚大な影響を与えるということがいえると思います。

こうした点で、暮らしの問題だけではありません。それはやっぱりモチベーションにも大きな影響を与え、まちづくりにもひびが入るという状態があるということ、本日の反対討論では職員の待遇問題、とりわけその給与、年収問題に特化しながら、反対討論を延べました。

以上で終わります。

採 決：賛成多数「可決すべきもの」